

平成 19 年第 2 回
つくばみらい市議会定例会会議録

平成 19 年 6 月 11 日 開会
平成 19 年 6 月 18 日 閉会

つくばみらい市議会

平成19年第2回つくばみらい市議会定例会会議録

招集告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	3
出席並びに欠席議員	3
出席説明員	3
出席事務局職員	4
会議録署名議員	4
議事日程	4
本日の会議に付した事件	5
開会	5
・開会の宣告	5
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定について	6
・報告第1号～報告第4号、諮問第3号、議案第47号～議案第58号 上程	7
・提案理由の説明	8
・諮問第3号及び議案51号について先議	10
・一般質問	11
20番 山崎貞美君	11
1. 補助金の使途について	
2. 市営分譲住宅について	
18番 海老原弘君	19
1. 行政協力員(区長)制度について	
2. 下水道の新たな計画について	
4番 中山栄一君	28
1. 行政改革大綱、集中改革プラン(案)の内容分析	
2. 税源移譲による地方税の滞納対策	
3. 選挙開票事務迅速化、時間短縮について	
32番 野田正男君	37
1. バランスシートの作成について	
・散会の宣告	38

散会	38
----------	----

会 議 録 第 2 号

日時	39
出席並びに欠席議員	39
出席説明員	39
出席事務局職員	40
議事日程	40
本日の会議に付した事件	40
開議	40
・開議の宣告	40
・一般質問	40
26番 川 上 文 子 君	40
1. 国民健康保険の申請減免	
2. 国保の短期保険証・資格証明書の交付について	
3. 2年前伊奈町が買収しようとした元奈良不動産販売(株)が所有していた土地について	
15番 古 川 よし枝 君	52
1. 乳幼児医療費助成制度の拡充について	
2. 市民税の減免制度について	
3. つくばエクスプレス「みらい平」駅へ増便を	
30番 市 川 忠 夫 君	61
1. 多重債務者の相談窓口設置について	
2. みらい平駅周辺に農産物や加工品の直売所設置について	
2番 鴻 巣 早 苗 君	67
1. つくばみらい市総合計画の医療の充実について	
7番 堤 実 君	71
1. 税金の滞納状況について	
2. 農業政策について	
3. 公園の管理について	
12番 横 張 光 男 君	76
1. 自主財源の確保について	
2. 通学道路の整備促進について	
3. 合併協定事項(事務事業)のその後の経過について	

22番 今川英明君	88
1. 選挙開票事務について	
2. クリーン作戦時のゴミ袋配布取りやめについて	
3. 集中改革プランについて	
・散会の宣告	95
散会	95

会 議 録 第 3 号

日時	97
出席並びに欠席議員	97
出席説明員	97
出席事務局職員	98
議事日程	98
本日の会議に付した事件	98
開議	99
・開議の宣告	99
・一般質問	99
10番 古館千恵子君	99
1. 絹の台桜公園駐車場について	
2. 再度 絹の台交番設置について	
29番 神立精之君	102
1. 企業誘致について	
3番 染谷礼子君	103
1. コミュニティバスの運行について	
2. マタニティマークについて	
24番 細田忠夫君	108
1. 地域中小企業の活性化について	
13番 安藤幸子君	112
1. 公共施設トイレ改善について	
2. ワークステーション利用について	
3. 助産師の育成について	
・議案第47号～議案第50号、議案第52号～議案第58号 質疑	119
・討論・採決	119
・議案第52号～議案第55号及び議案第57号、議案第58号について各委員会付託	122

・選挙第8号	122
・散会の宣告	124
散会	124

会 議 録 第 4 号

日時	125
出席並びに欠席議員	125
出席説明員	125
出席事務局職員	126
議事日程	126
本日の会議に付した事件	126
開議	127
・開議の宣告	127
・議案第52号～議案第58号、請願第1号 委員長報告、質疑	127
・討論・採決	131
・日程追加	136
・発議第5号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	136
・日程追加	137
・発議第6号 上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	138
・閉会中の継続審査の件	139
・閉会中の継続調査の件	139
・閉会の宣告	140
閉会	140

つくばみらい市告示第76号

平成19年第2回つくばみらい市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年6月4日

つくばみらい市長 飯 島 善

1. 期 日 平成19年6月11日
2. 場 所 つくばみらい市議会議事堂

平成19年第2回つくばみらい市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	区 分	議 事 内 容
6月11日	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程及び説明 一般質問 散会
6月12日	火	本会議	一般質問
6月13日	水	本会議	一般質問 議案に対する質疑 専決処分の承認 議案の委員会付託 後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙
6月14日	木	休 会	総務常任委員会
6月15日	金	休 会	教育民生常任委員会 経済常任委員会
6月16日	土	休 日	
6月17日	日	休 日	
6月18日	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 議員提出議案 閉会中の継続審査 閉会中の継続調査 閉会

第 1 号

[6 月 11 日]

平成19年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第1号

平成19年6月11日 午後1時02分開会

1. 出席議員

1 番	高 木 寛 房 君	1 7 番	大 好 光 君
2 番	鴻 巢 早 苗 君	1 8 番	海老原 弘 君
3 番	染 谷 礼 子 君	1 9 番	富 山 和 夫 君
4 番	中 山 栄 一 君	2 0 番	山 崎 貞 美 君
5 番	倉 持 悦 典 君	2 1 番	廣 瀬 満 君
6 番	飯 泉 静 男 君	2 2 番	今 川 英 明 君
7 番	堤 實 君	2 3 番	豊 島 葵 君
8 番	福 嶋 克 良 君	2 4 番	細 田 忠 夫 君
1 0 番	古 館 千 恵 子 君	2 5 番	倉 持 眞 孜 君
1 1 番	直 井 誠 巳 君	2 6 番	川 上 文 子 君
1 2 番	横 張 光 男 君	2 9 番	神 立 精 之 君
1 3 番	安 藤 幸 子 君	3 0 番	市 川 忠 夫 君
1 5 番	古 川 よし枝 君	3 2 番	野 田 正 男 君
1 6 番	飯 野 喬 一 君		

1. 欠席議員

9 番	岡 田 伊 生 君	1 4 番	松 本 和 男 君
2 7 番	中 山 平 君		

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市 長	飯 島 善 君
副 市 長	小 林 弘 文 君
教 育 長	豊 嶋 隆 一 君
総 務 部 長	海老原 茂 君
市 民 部 長	渡 辺 勝 美 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 等 君
産 業 振 興 部 長	鈴 木 清 君
都 市 建 設 部 長	青 木 秀 君
教 育 次 長	倉 持 政 永 君
会 計 管 理 者	豊 島 久 君
秘 書 広 聴 課 長	森 勝 巳 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長	中 川 修 君
総 務 課 長	湯 元 茂 男 君
財 政 課 長	秋 田 信 博 君

税 務 課 長	堤 有 三 君
都 市 計 画 課 長	大久保 明 一 君
下 水 道 課 長	豊 島 利 夫 君
水 道 課 長	間根山 知 己 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書 記	亀 田 和 義 君

1. 会議録署名議員

16番	飯 野 喬 一 君
17番	大 好 光 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成19年6月11日(月曜日)

午後1時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 平成18年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第4号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(第3号)
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)
- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(第3号)
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(第4号)
- 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)
- 議案第51号 教育委員会委員の任命について
- 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 市道路線の変更について
- 議案第55号 取手地方広域下水道組合同規約の変更について
- 議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)

- 議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第4 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 平成18年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第4号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第3号）
議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）
議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）
議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）
議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）
議案第51号 教育委員会委員の任命について
議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第54号 市道路線の変更について
議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）
議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第4 一般質問

午後1時02分開会

開会の宣告

議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は27名です。欠席議員は、9番岡田伊生君、14番松本和男君、27番中山 平君です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成

19年第2回つくばみらい市議会定例会を開会します。

議長（廣瀬 満君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議に入るに先立ち報告いたします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書は教育民生常任委員会へ、請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書は経済常任委員会へ、それぞれ付託しましたのでご報告いたします。

会議録署名議員の指名について

議長（廣瀬 満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長において16番飯野喬一君、17番大好 光君を指名します。

会期の決定について

議長（廣瀬 満君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りする前に、過日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長から会期等について委員会の結果を報告願います。

議会運営委員長倉持眞孜君。

〔議会運営委員長 倉持眞孜君 登壇〕

議会運営委員長（倉持眞孜君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月4日、議会運営委員会を開催し、本定例会の日程等について協議しました。その結果についてご報告いたします

会期につきましては、本日から18日までの8日間で、本日は、議案の上程及び説明を行い、そのうち諮問第3号と議案第51号は人事案件ですので、委員会付託は省略し、採決いたします。その後、通告に従い、4名の方の一般質問を行います。

あす12日は、午前10時から本会議を開き、7名の方の一般質問を行います。

13日は、午前10時から本会議を開き、残り5名の方の一般質問を行います。

なお、一般質問者の中に、数名の方の質問の内容が重複されております。それについて、議会運営委員会で省略するかどうかを検討しましたが、一応、全員の一般質問を認めますので、なるべく問題を重複させないようお願いをいたします。一般質問終了後、提出議案に対する質疑を行います。質疑は通告制ですので、質疑のある方は、12日正午までにお願ひいたします。続いて、専決処分の採決、議案の委員会付託を行います。また、後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行う予定です。

14日と15日は、各常任委員会を開催し、付託された議案、請願、陳情等の審査を行って

いただきます。

16日、17日は、休会です。

最終日18日は、午後1時から本会議を開き、各常任委員長報告、質疑、討論、なお討論は通告制ですので、討論のある方は、15日正午までをお願いいたします。

引き続き、議案の採決を行い、その後、閉会中の継続調査の件が審議予定されております。

以上が、議会運営委員会における会期日程についての協議の結果であります。ご協力のほどお願いをいたしまして報告といたします。

議長（廣瀬 満君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの8日間に決定しました。

-
- | | |
|---------|---|
| 報告第 1号 | 平成18年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第 2号 | 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第 3号 | 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 報告第 4号 | 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第3号） |
| 議案第 47号 | 専決処分の承認を求めることについて（第2号） |
| 議案第 48号 | 専決処分の承認を求めることについて（第3号） |
| 議案第 49号 | 専決処分の承認を求めることについて（第4号） |
| 議案第 50号 | 専決処分の承認を求めることについて（第5号） |
| 議案第 51号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第 52号 | つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 53号 | つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 54号 | 市道路線の変更について |
| 議案第 55号 | 取手地方広域下水道組合同規約の変更について |
| 議案第 56号 | 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号） |
| 議案第 57号 | 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第 58号 | 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |

議長（廣瀬 満君） 日程第3、報告第1号から報告第4号、諮問第3号及び議案第47号から議案第58号まで、以上17件を一括上程いたします。

提案理由の説明

議長（廣瀬 満君） 提案理由の説明を求めます。

市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 提案理由のご説明を申し上げます。

本日、第2回つくばみらい市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今定例会に提案をいたしました議案について説明を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました案件の内容は、報告案件4件、諮問案件1件、専決処分の承認案件4件、補正予算案件8件の合わせて17件でございます。

報告第1号 平成18年度つくばみらい市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、ふれあいセンター防犯カメラ設置業務委託事業ほか15事業の繰越計算でございます。

報告第2号 平成18年度つくばみらい市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、国民健康保険システム改修業務委託事業の繰越計算書でございます。

報告第3号 平成18年度つくばみらい市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、介護保険システム改修業務委託事業の繰越計算書でございます。

報告第4号 平成18年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、公共下水道管渠布設工事ほか1事業の繰越計算書でございます。

以上、4報告案件とも、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第3号）でございますが、本年9月の任期満了に伴い、岡野美智子氏を再度人権擁護委員に推薦したく議会の意見を求めるものでございます。

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）平成18年度つくばみらい市一般会計補正予算（第7号）でございますが、平成18年度の最終予算であり、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、地方債の補正でございます。

歳入歳出の総額に変更はございませんが、歳入では、所得譲与税が地方特例交付金及び財政調整基金繰入金、市債などの減額措置を行いました。歳出では、十和小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改修事業におきまして、財源変更措置等を行っているものでございます。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）でございますが、地方税法の一部改正に伴い、つくばみらい市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）でございますが、地方税法の一部改正に伴い、つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）でございますが、地方税

法の一部改正に伴い、つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分をしたものでございます。

以上、4案件とも、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案第51号 教育委員会委員の任命についてでございますが、間宮久子教育委員会委員の在任期間が、この6月27日をもって満了となるため、再度間宮久子氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことにより、関連する選挙関係の非常勤特別職の報酬を改め、本案を提出するものでございます。

議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、健康保険法等の法律が一部改正されたことにより、平成20年4月1日から、70歳以上、一般の一部負担金の割合が1割から2割に変更されることに伴い、8月の定期判定時の高齢受給者証を1年間有効なものとして交付するため、本案を提出するものでございます。

議案第54号 市道路線の変更についてでございますが、市道つけかえに伴い、市道路線の起終点の変更が生じたため、本案を提出するものでございます。

議案第55号 取手地方広域下水道組合理約の変更についてでございますが、同組合議会議員の定数の適正化を図るため、同組合理約を変更することについて協議したいので、本案を提出するものであります。

議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,097万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を、それぞれ135億277万1,000円とするものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、きらくやまふれあいの丘、屋外トイレが火災により焼失したことによる再建築費用、丘陵部地区内学校法人双葉学園が幼児教育施設を建設することに伴い、次世代育成支援対策施設整備交付金等を計上しております。

また、当初、自動体外式除細動器をリース方式により5基導入する予定でありましたが、10基分の機器購入費用の寄附をいただいたことから、この導入方法をリース方式から機器購入に改め、両庁舎を含め10施設に配備をすることといたしました。

議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）でございますが、平成18年度に、老人保健審査支払事務費交付金を実績より多く交付を受けたため返還が生じ、そのため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ29億8,656万6,000円とするものでございます。

議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、新規加入の増加に伴い、公共枮取り出し工事費を増額する必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億2,620万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、配付をいたしました議案書をごらんいただきますようお願いを申し上げます。

以上、慎重審議を賜り、ぜひ可決賜りますようお願いを申し上げまして説明といたし

ます。

議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

報告第1号から報告第4号は、報告案件でありますのでご了承願います。

お諮りします。

ただいま議題となっております13案件のうち、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第3号）及び議案第51号 教育委員会委員の任命についての2案件については、委員会付託を省略し、先議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号及び議案第51号については、委員会付託を省略し、先議することに決しました。

諮問第3号及び議案第51号について先議

議長（廣瀬 満君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（第3号）。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから諮問第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、諮問第3号については適任とすることに決定しました。

議案第51号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これから議案第51号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第51号については同意することに決定しました。

一般質問

議長（廣瀬 満君） 日程第4、一般質問を行います。

順次発言を許します。

20番山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

20番（山崎貞美君） 20番の山崎でございます。

2問通告しております。

1問目の補助金使途についてお尋ねをするのでありますが、行政改革には、補助金の見直しは必需であります。どのように推移をしているのか、ご所見をお伺いするのですが、去る6月8日付新聞報道等によれば、7日開かれました定例会見で、明確化されていない各種団体等への補助金支出の基準づくりに取り組むことを明らかにされました。私は、基本的に補助金は、その事業が軌道に乗るまでの援助と、いわゆる手助け、支援をしていくものと考えます。

このたび、3月議会の一般質問に端を發し、市補助金を受けた視察研修がマスコミに大きくクローズアップされました。区長、自治会長制度は、地域と密着していただいている区長さん方には、行政として、また行政改革を断行、推し進めるには、どうしてもご理解と特段のご協力をいただかなければならないのであります。

そういった中で、区長さん方に対して、慰労を兼ねた視察研修が問題視されました。私は、昨年3月一般質問の折、悪い慣習はやめなければならない、よい文化、伝統等は大いに推進していただきたい、こういった旨を申し上げました。この研修制度につきましても、どのように今後見直し検討をされるのかお伺いいたします。

さらには、衛生班長の視察研修及び班長手当等も廃止をされております。思い切った見直しが必要だと思えます。

さて、補助金を受けている団体は、趣味同好会や生活改善整備事業、団体等3種類に区別され、161団体に年間総額2億円を超えて補助をしているとのことですが、本市の検討委員会では慎重に審議をしていただけるものと存じますが、どのような審査基準で審議をしておられるのか、ご所見をお伺いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 補助金の使途という問題でございますが、議員、ただいまおっしゃいましたように、市では、補助金等の審議会を發足して、見直しを実施しました。本年度の補助金については、補助金審議会の答申を受け、原則として前年度比で一律に削除し、予算を計上した次第でございます。今、区長会の問題も出ましたが、区長会の皆さんは、全部今回は補助を受けないということで、18年度のいわゆる残金というか、繰り越し分も全部返納したということで、今、1銭も補助しておりません。

各種団体においても、議員承知のとおり、この長い歴史の中で、いろいろ事務事業等をやってこられた団体もあるし、衛生班等はなくなりましたからね、組織そのものがなくなりましたから、今やっておりませんが、はっきりした積算基礎があって、この団体には幾らあげまじょうと、そういうことでやってきたわけではございません。ただ、会員数、あ

るいは実績等を勘案してやってきたというきらいがあって、新しく補助金を交付した団体というのは、この数年の間あまりございませんが、ずっと長い流れの中でやってきたということでございます。それで今申したように、本年度は、審議会の皆さんの見直しの審議をしていただいて、そして意見が、一律削減したのがいいというご答申をいただいたので、一律でカットしたということでございます。

今後におきましても、個々の事業内容や活動状況を、なお一層、見直しが必要でありますので、制度そのものをゼロから出発して補助金そのものを見直してやってまいりたい、このように考えております。

具体的には担当部長の方から説明申し上げます。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 市の補助金につきましてであります。これまでの経過と今後の見直しの考え方は、ただいま市長が答弁したとおりであります。

補助金につきましては、これまで、率直なところ、はっきりした補助基準がなされていないのが実情でありました。このようなことを踏まえまして、今後は、例えば、先ほど申しましたように、ゼロから補助金の制度そのものを見直していくということで考えておりますので、本当にこの補助金が必要かどうか、あるいは、その支出が適正かどうか、また、事業の実施の効果等はどのようになっているかと、そういう評価等を見直しのポイントとして、現在、内部でその基準づくりの検討作業を始めたところであります。

今後、その補助金につきましては、交付のあり方とかそのような基準づくりにつきましては、最終的には、市の補助金審議会が条例化されておりますので、その審議会に諮って20年度の予算編成に反映をさせていただきます。

なお、19年度分の支出につきましても、できるものがあれば対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 今の市長のお答えですと、白紙に戻して、あるいは一律カットというようなお話がございました。私が一番心配するのは、先ほど部長の方からもお話がありましたように、見直して、いいものは残していくんだというようなお話でございます。例えば、文化協会のように自主財源が作りにくい、さらに市としては、うるおいのあるまちづくりには欠かせない団体でありますし、さらには、商工会のように、活気あるまちづくりにはどうしても頑張っていたら、行政と一体となって活性化をさせなければならない団体がございます。相当慎重にご検討いただきたい、このように思う次第であります。

ちなみに、我孫子市の方はどうなっているのかと、ちょっと調べておきましたので、ご披露申し上げて、参考までにしていただければありがたいのかなと思います。

補助金交付制度ということで、従来の補助金見直しでは、思い切った改革が進まず、既存の補助団体は既得権が尊重されるが、新しい市民活動には、予算の制約で補助金が交付されないという傾向が目立った。このため、平成11年度までの市単独の補助金をすべて白紙に戻し、平成12年度分からは、既得権に左右されず、同じスタートラインで審査し、適切に交付できる制度に改革をした。

内容としたしましては、市の補助金2億円を、一たんすべて白紙に戻し、その上で補助を希望する団体を公募、応募があったものを、市民の委員会、第三者機関で審査し、その結果に基づいて補助金を交付する。一度交付が決まった補助金も、最長3年間で白紙に戻し、応募があれば再度審査する。公募制については、対象となるのは、営利を目的としない市民生活の向上及び市民の利益につながる広域的な活動。応募資格は、市内に在住、在勤及び在学する者5人以上で構成され、活動拠点が市内にある団体ということでございます。

公募は毎年実施し、補助金の交付は、先ほど申し上げましたように最長でも3年間、3期目は、平成18年度分の応募は30件、うち新規のものが6件あり、市の施策によって制度化する補助金64件、うち新規が8件、合わせて94件が第三者機関の審査対象となった。

第三者機関について、平成10年12月に、我孫子市補助金等検討委員会を設置、委員は5名で、任期は3年。選任方針は、客観的に判断できる立場にいないこと、市内のどの補助団体にも属していない。2番目として、学識経験者及び行政経験者(我孫子市のOBを除く)、市民で構成、男女の比率は半数程度となっております。委員会は、独自に審査判断基準を作成し、時代度、実現(目的達成)可能性、創造性もしくは独創性、我孫子らしさの4項目についての審査を行う。各委員の採点を集計し、それをもとに全員の協議によってランク付けられて行っているということでございます。付託意見とともに、提言書としてまとめているということでございます。

どうか、これらを参考にして、よりよい、だれもが納得し、そして新しいつくばみらい市が発展なさるよう、慎重にご検討いただけますようお願いを申し上げます、第1問の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

さて、2問目でございます。

市営分譲住宅についてお尋ねをするわけですが、地主会と市の名義書きかえ料の取り決めについてということでございます。

この件に関しましては、私も当事者、いわゆる借地人でございます。市営分譲住宅は、高度経済成長期に、人口減少に悩んでいた当時の伊奈村が、過疎対策として、昭和46年ごろ実施をした事業で、減反による遊休地を、村が農家から借り受け、分譲住宅を建設し、販売したものであります。この事業も、マスコミにも大きく取り上げられ、大変クローズアップされました。この事業が呼び水となり、民間の住宅開発が進み、村内に六つの小学校があり、その近辺にこの事業を振り分け、当時の村全体が大変活気づいたわけでありませう。

さて、過日の5月14日付常陽新聞に大きく報道されましたが、旧谷和原地区の議員の皆様には、当時の村営住宅についてのご案内、ご存じがない方もおありかとを思いますので、一方的な視点だとは思いますが、読み上げてご紹介をいたします。

つくばみらい市の市営分譲住宅をめぐって、1975年に、当時の伊奈村と地主会との間で交わされた申し合わせが、32年経過した現在も解決されないまま地主らを苦しめている。借地権譲渡承諾料をめぐった争いで、地主会、地主83名で構成、1991年に交わされた契約更新書の見直しを求めて、2004年から3年越しで交渉、しかし、平行線で歩み寄りがないまま、ことし3月、地主会は交渉を白紙に戻す最後通告を市に提出し、決裂した。現在、訴訟を視野に、区画整理終了後の2002年度分から市が習得した2分の1の承諾料の返還を

求める準備を進めていると、こういう見出しなのでございます。

発展のもと、ということで、市営分譲住宅は、私、先ほど読み上げて重複すると思いますが、高度成長期に、人口減少に悩んでいた当時の伊奈村が、過疎対策として、1975年に実施した事業。減反による遊休農地を村が農家から借り受け、20年間の借地権つき分譲住宅を建設し、販売。約230平方メートルの庭つき一戸建てを、住宅購入の頭金にも満たない85万円、地代は、当時月額1,800円程度で、現在は月額5,500円から8,360円で分譲、この事業が呼び水になって民間の住宅開発も進み、村の人口は増加の一途をたどった。14カ所に計850戸を分譲いたしまして、当時、住宅造成に伴って、土地所有者の所有権を区画ごとに整理することが必要だった。農地の分筆登記が後回しにされたことが、今日までの尾を引く紛争の発端となっている。

その後、分譲住宅に入居した住人が、85万円で購入した住宅を400万円で転売したなどの取引が発生、村も地主も黙って見ているわけにはいかないということで、75年11月、借地権の転売を認める承諾料の取り決めを定めた。その際、分筆登記がいまだになされず、宅地1区画に三、四人もの地主が混在していることから、承諾料を地主個人に配分することは困難だとして、地主会と町が2分の1ずつを分け合う申し合わせをした。地主会では、受け取った承諾料を会員同士の親睦費に充てたということでございます。

分譲住宅の建設から20年近く経過した1989年、借地権の契約更新時期が到来し、契約再考の協議が始まったのを機に、地主側は、土地所有権など権利の明確化などを85年町制施行に強く要求、2年間に及ぶ協議を続け、町議会には特別委員会も設置されるなどした末、区画ごとの分筆登記など区画整理を実施する。区画整理終了後は、個人の持ち分が確定するので、借地権譲渡承諾料を地主会と町で2分の1ずつ分け合うのをやめ、土地所有者に支払うなどを申し合わせ、91年に契約を更改した。

一方、締結された契約更新書には、借地権譲渡承諾料について、町は2分の1を地主に支払うと記された。地主側は、物言いをつけたが、更新時期を既に過ぎているなどから、区画整理終了後、改めて見直すことで契約書が締結された。

申し合わせに従って、町は91年から区画整理を開始、造成から20年以上が経過し、区画整理事業法が適用されずに土地の交換分合が認められなかったことから、地主が一たん土地を町に寄附し、合筆や分筆を行って交換分合をし、再び地主に返還する手法で実施、地主も、10%減歩、事業費の一部負担などした2001年度末までに、全地区で区画整理が終了、地主会は、これまで会が受け取っていた借地権譲渡承諾料を地主個人に支払う仕組みに改めた。所有権の確定によって宅地が売買できるようになり、その後、300戸ほどの宅地が、地主から住人に売却をされた。

2000年、懸案として残っていた借地権譲渡承諾料をめくり、地主会と町が協議を開始、地主会が91年に締結した契約更新書の見直しを求めた直後、町の担当職員が、承諾料を地主に渡さず横領する事件が発覚、不祥事に伴う人事異動などで協議は棚上げにされ、2004年4月ようやく再開となった。再開の席上、地主会は、区画整理実施前の90年の申し合わせに従って、承諾料全額を地主個人に渡すよう要求、これに対し、町は、従来どおりお願いしたいとはねつけた。

争点は、91年締結の契約更新書をめぐって、地主側が契約の権利の行使及び事務の履行は、信義に従い誠実に行うべきだと、民法上の信義誠実の原則ということを主張している

のに対し、町側が契約の事由は制限されないと主張している形だ。協議は、2004年4月から2006年12月まで、計11回実施、その間、地主会は、承諾料26万円を30万円に値上げし、地主に17万円、町に13万円の配分など、あの手この手の対案を示したが合意に至らなかった。

業を煮やした地主会は、2004年8月、承諾料全額受け取らない限り、借地権の譲渡を承諾しないと、ストライキ戦術を展開することを決定。住民から住宅購入をした市外の男性が、承諾料を払ったものの地主の承諾が得られず、いまだに転居できないという実害も出ている。地権者譲渡承諾料について、つくばみらい市は、契約更新書は、当時の町が一方的につくったものではなく、地主会との合意の上で定めたもの、地主会が主張する申し合わせの記録は市にはないとしている。これに対し、地主会副会長は、町の対策にいろいろ協力してきたが、地主も高齢になり、亡くなった人もいる。あと三、四年で2回目の契約更新時期が来るが、目が見え、耳が聞こえるうちになんとか筋道を通したい、こういう報道が出ております。

私どもが、今、住まわせていただいている青木住宅も、1割以上の空き家がございます。理想的な例を挙げますと、青木住宅、九期住宅とも申しますが、あるご夫妻が2人で住んでいらっしゃいました。10年ぐらいたってから、娘さんが、ご近所にご夫婦で、奥さんを連れてお家を建てられました。そして、ご主人が亡くなられ、間もなく奥さんも亡くなられました。何年か空き家状態でしたが、お孫さんが結婚をなされ、その祖父母のあとに住まれ、今現在お2人のお子さんに恵まれておられます。初めに入居されたご夫妻にとれば、まさにひ孫が住んでいるという情景でございます。

また、次の例を挙げますと、ご主人を亡くされひとり暮らしのお年寄りがいらっしゃいました。高齢になり、近所の方に、名義を書きかえられ、その家へ娘さんご夫婦がお住みになり、お孫さんもできております。こういった例が、私どものところに、30軒ではございますが2例もございます。こういった形がまさに当時村が過疎化対策として導入、発案した姿だと私は思います。所期の目的に沿って行政をとり行っていただけるものと信じる次第であります。

さて、その名義書きかえ料の26万円の分配が争点になっていきます。入居者側も、よんどころなく住めなくなると、名義を書きかえようにもできないということで、私の方にも、複数の方からお尋ねがございます。特に、飯島市長におかれましては、町長時代、区分の明確化に取り組み、前々村長時代に積み残された事業を見事に払拭されました。私は、高く評価をするものであります。これにより売買が可能になりました。せっかく売買ができやすくなったことでもありますのに、名義書きかえ料の問題で、地主会側と行政側の考えの行き違いで名義書きかえができないということでもあります。

あと、四、五年もすれば2度目の契約更新がまいります。どうぞ早期に話し合いの上、解決をしていただきますよう、一住民として懇願するのみであります。どのような解決方法があるかもしれませんが、どうか紳士的な話し合いのもとに解決いただけますようお願いいたします。

私は、人口が増加することにより市が発展し、そして、まちが活性化していくものと信じます。いわゆる目先の利よりも、将来に向けての安定、展望が大事だと思います。どうかよりよい解決方法をお願い申し上げまして、市長のご所見をお伺いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） いわゆる市営分譲住宅ということで、地主会と市との名義書きかえ料の取り決めの問題、こういふことですが、今、議員が新聞をお読みになって、内容は大体そういうことなんです、この名義書きかえ料の協議の概要については部長より説明はさせますが、平成22年3月には、第2回目の契約満期日を迎えるわけですが、このためスムーズな契約更新が行えるよう、地代、名義書きかえ料、建てかえ承諾料など、諸条件について早くから協議を進めていきたいと思いますということで提案をしてみましたわけですが、今、議員から発表されたような結果になっておるといふことですが、

しかし、新聞の中身によりますと、地主会は、提訴を視野に入れて、名義書きかえ料の返還を求めるといふ準備を進めておるといふことですが、今後市との協議の継続が危ぶまれるかなといふ、私もそういう懸念をしたわけですが、これは甚だ遺憾でございまして、入居者の方々も、まだこのような事態に至っていることに対して非常に憂慮されていると思っております。したがって、いろいろ山積してある諸問題の解決に、この分譲住宅問題、事業の円滑化を図るため努力してまいりたい、このように考えております。

ただ一つだけ、今まで半分でしたこの名義書きかえ料をゼロにすると、これはちょっと不可能だと思います。といふことは、これは地代も結構滞納になっているわけなんです。そうすると、地主さんには払わなきゃならない、その金をどうするかといふと、税金で皆さんの負担で払うといふことは不可能なので、そういうことから、やはり半分いただいておいてそれを確保しておいて、その中からやりくりしていくといふふうにはしませんと、これを一財から持ち出して運営していくといふことになりますと大変なことになりますから、そういう関係で、私は、はっきりわかるように一般会計になっていたものを特別会計にしたといふ経緯もありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

細かい点は部長の方から説明させます。

議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） それでは、地主会の皆さんと、今日までの協議経過につきましてご説明させていただきます。

平成16年度から平成18年度まで、地主会との協議を行ってまいりました。しかし、まだ合意には至っていない状況でございます。この3年間の協議の内容につきましては、ほとんどが名義書きかえ料に関するものについて議論を重ねてきたところでございます。

主な経過につきましては、それではご説明いたします。

伊奈町におきまして、地主会と協議の中で示されました妥協案を、平成18年1月30日に、入居側の代表者の方に提示いたしました。これまでの名義書きかえ料は、13万円を村が徴収し、その2分の1を地主会に補助金として還元することで昭和50年に創設されました。その後、平成3年には、2分の1を支払うことを契約更新書の中に加えまして、このときに、名義書きかえ料を26万円に改定してございます。

今回の名義書きかえ料の改定案につきましては、総額30万円で、地主の方が17万円、市

13万円とするものでございます。ただし、市といたしましては、借地権を転貸する場合は、名義書きかえ料は求めないという条件でございます。この提案につきましては、入居者側からは、平成18年6月14日に、総額30万円については受け入れられない、また次回の契約更新までは、現行の総額26万円を希望するというような回答がございました。こういったことで、地主会に対しましては、平成18年8月30日に行われました協議の際に、入居者側の回答内容を報告したわけですが、納得が得られなかったため、再度入居者側と市において協議していただきたいという要望が出されたところでございます。

この要望に基づきまして、入居者側と、平成18年10月26日に協議を再度行ったわけですが、既に回答した内容以上の理由はないということで、6月14日付の回答を堅持するという結果となったわけでございます。この再度の協議結果を受けまして、平成18年11月1日に、地主会との協議において、入居者側の回答内容を報告したところでございます。この協議の中で、地主会から入居者側が30万円の案を受け入れることができないのであれば、今後は、26万円の枠の中で、取得割合を協議していきたいという申し入れがなされたわけでございます。

そういった中で、平成18年12月27日の地主会協議におきましては、会長代行顧問より次のような提案がございまして合意に至ることができたわけでございます。内容といたしましては、一つといたしまして、次期の契約更新までは、現行の契約内容を堅持する。二つ目といたしまして、平成19年以降は、契約更新に向けた条件整備について協議をする。3点目といたしまして、次回の協議の内容の議題については、地代改定とするということで、地主会と市で合意に至ったわけでございます。

その後、地主会より、平成19年1月15日、名義書きかえ料に関する文書回答の要請が市にございました。これまでの協議の中で、名義書きかえ料については、繰り返し十分な説明を行ってきたということでございますが、文書回答を求めてきたために、市としては、非常に困惑していたという状況でございました。この要請に対しましては、平成19年1月22日に、入居者側及び市からの妥協案に関しての回答内容、それと名義書きかえ料の額及び必要性に関する見解、また建物転貸の場合の名義書きかえ料にかかる法解釈等について地主会に回答をしてございます。

現在、最後の協議となっている平成19年2月15日、地主会協議においては、前回協議時の合意のとおり地代改定が中心となり、名義書きかえ料についてはほとんど協議がなされておりました。その協議の中で、次の協議は5月中ごろということで地主会から申し入れがありまして、市も了承し、準備を進めてきたところでございます。

そういった中で、平成19年3月15日に、再び地主会より文書がございまして、一方的に、先にご説明いたしました平成18年12月27日協議の際の合意内容については白紙に戻すというものについて、市の方に文書により通知がございました。そういったことで、市では、18年12月27日の協議時の合意内容を信じまして、地代改定及び契約更新に向けた建設的な話し合いができるものと思っておりましたが、地主会との認識が相違していたことが改めて判明したという形になったわけでございます。

そうした中、5月14日発行の新聞に、分譲住宅の記事が掲載されました。記事の内容につきましては、事実である部分と確信を得られない部分とが混在しております。従来から、地主会の主張が正当であるかのようなものとなっていたところでございます。掲載記事に

おきまして、名義書きかえ料は、地主個人にすべて支払われるものと、そして地主会が最大のよりどころとしているのは、平成2年ごろ、当時の町との間で、区画整理終了後は個人の持ち分が決定するため、名義書きかえ料は、すべて該当する個人に支払うこと、地主会と町の2分の1を廃止する、という合意があったというものでございますが、この点につきましては、いろいろ調査した結果、そのような合意事項はなかったということでございます。

現在までの地主会との協議経過につきましては以上でございます。

議長（廣瀬 満君） 山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 今、部長の方から、るるご説明がございました。大変失礼で申しわけありませんが、ボタンのかけ違いで、私に言わせると、子供のけんかみたいに見える。やはり、こういう契約事は、信頼し合ってこそ初めて成立するものだと思うのです。特に、金銭が絡むとなおさらでございます。一方的に、そういう合意がなかった、申し合わせがなかったということであれば、なおさら納得をしていただくべく、説明に努力をしていかなきゃならない、こう思うのであります。

そしてまた、市長おっしゃられました、滞納者がある、そのためにも、どうしてもプールしておかなきゃならないだろう。部長、今、名義書きかえ料13万円何がしということでございますが、1年のうち何件あるんですか。それが滞納しているプール分に充ちなさるんですか。青木住宅の例をとりますと、1割以上が空き家状態なんです。そして、当時入居された方が、先ほど私申し上げましたように、いい例を申し上げましたけれども、悪い例は、その持ち主が亡くなられて、そして奥さんもいらっしゃらない、お子さんも不幸にいらっしゃらない、全くの第三者、いわゆるおいつかめいつか知りませんがその方に移譲されて、いろいろな例がございます。そういった例を、名義書きかえ料の配分だけで精算しようということは絶対に無理があります。やはり、分譲住宅の運営に関しまして、今、市長おっしゃられましたように、4年後には契約更新なされるわけですから、その辺のところもしっかり踏まえて運営をしていかなきゃならないだろうと思うのです。ただ単に、名義書きかえ料の配分の紛争に固守しておられますと、当然、契約更新にも大きく影響してまいると私は思います。

ここに平成17年7月29日に、松村一夫さんという方から飯島市長あてに、当時は町長でございますが、本文の趣旨、醜い金銭紛争をやめて、正規の取り扱いをしましょうよ、伊奈町分譲住宅の件については種々ご苦勞をいただいております。既に、倉持主事より報告がなされていると思いますが、名義書きかえ料について、金を欲しいとする町方と、筋目を通したいとする地主方との対立となりました。醜い金銭争いはやめねばなりません。別紙、土地賃貸借契約条項1の一文を改定案、私が作成したものです。貴職のお目を通していただきたく、失礼とは存じますが、ご高配のほど、ご判断をお願いいたします。平成17年7月29日ということで、飯島町長あてに出されています。いわゆるボタンのかけ違いで、そして、わずかな金額で、分譲住宅そのものが暗礁に乗り上げるようなことだけは絶対に避けなければならないと思います。

今、市長がおっしゃられましたように、契約更新に向けていろいろ論議をしていかなければならない、まさにそのとおりだと思いますが、この3年、4年の間にも、刻々と事情が変わってまいっております。さきの山王新田も、空き家状態が続いております、そこ

ヘスズメバチが巣をつくり、既に屋根は朽ち果てて、本当に廃屋状態になっている。だれがそのハチの駆除をするか、こういったことでも、地元の人、地域の方は大変困窮されました。幸いにして、持ち主がその駆除料を支払って事なきを得たわけではありますが、あまりこういう状況が続くとよくありませんので、ぜひとも、再度地主さん側とご協議をいただきながら、契約更新に向けてよりよい方向でできますよう、再度市長の方から、何かいい案がありますればご所見をお伺いします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） これまでの長い間、いわゆる法律によらない区画整理と申しますが、法律ではできないのですから、専門用語で言うと合筆、分筆ということになりますが、のときも、住宅問題調査会をつくりまして、いろいろな答申をいただいております。そういうものを踏まえながら、先ほど申し上げたようなことで進めてまいりたい、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 20番山崎貞美君。

20番（山崎貞美君） 3問目になりましたので、これ以上は申し上げる機会はありませんが、せっかく、飯島市長、町長時代にいい事業をなさったわけですから、やはり仏をつかって魂を入れず、ことわざがございませぬ。どうか、紳士的に、そして前向きにご検討いただけますよう、心からお願いを申し上げまして、質問にかえさせていただきます。

議長（廣瀬 満君） ここで、暫時休憩します。

10分間休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時20分開議

議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、18番海老原 弘君。

〔18番 海老原 弘君 登壇〕

18番（海老原 弘君） 山崎さんに引き続きまして、私からは、二つの質問を提出してありますので、よろしく願いをいたします。

まず、第1問目は、行政協力員（区長）制度についてということでお尋ねをいたします。

平成18年度の区長会の研修につきましては、市民の税金に対する真剣な使い方をおろそかにしてはならないという教訓を得たというふうに考えております。これを機会に、行政協力員区長規定の見直しをすべきときがきているのではないかとこのように、私は前伊奈町時代にも、この質問を提案しましたがけれども、つくばみらい市として、伊奈町、谷和原村が合併した今日、そして、今、みらい平の駅に、18階建てのマンション、これが完成しますと、あの建物だけで650戸からの皆さんが入居する予定でございます。そういうことを前にして、やはり昔の伊奈村や谷和原村、そういう時代に規定をつくって、それが現状に合わなくなっていることも、この前の問題の一つになっているのではないかとこのように考えまして、今回質問をいたしましたわけでございます。

あの問題は別にしても、これまで多くの方々が行政に力を尽くしていただいたことに対しては、改めて感謝を申し上げたいと思います。それだけに、ああいう結果が出たという

ことは非常に残念に思います。やはり区長制度そのものではなくて、市の区長会に対する指導、あるいは市職員に対する指導が少し違う方にいていたのではないかというふうに私は考えます。

例えば、あの問題が発生して、ことしの当初予算では、区長会に対する研修補助として77万8,000円の予算を立てておりましたけれども、いろいろ私どもが聞く機会を得まして、もう区長会の研修はことしはやらないんだ。そして、住民の方からは、区長会の事務所は、区長会の会長さんの自宅に変わったんだ。それだけではなくて、ほかのいろいろな団体の会長さんのお宅が事務所になって困ったと、私のところに、違う役職で引き受けている方が、海老原君、何でそんなに去年までやっていたことが全部変わっちゃうんだよと、事務局を役場の公民館なりそういうところでいいじゃないか、なぜ区長さんの家になっちゃうんだ。かえって区長さんの今度奥さんとかそういう人たちが大変な思いをするような結果になっているんじゃないか。

もともと区長会という組織を町自体が尊重していなかったんじゃないでしょうか。というのは、区長会の役員の中に会計もあり、そういうものがありながら、たまたま私の同級生が、区長会の会計になり、海老原、つくばみらい市というのは、区長会の会計受けただけでも、前年度からの引き継ぎもなければ帳面も預からない、何も話がない、それで1年間100万円以上の金を動かすと、そんなばかな話があるか、私は、年度当初におしかりを受けておりました。案の定あのような結果になったのは、単に、コンパニオン云々、芸者が云々の話ではないと思います。やはり行政に協力をしていただける皆さんに対する市の態度がなっていないというふうに私は考えております。

これを機会に、根本からこの区長制度というものも見直しをしていただきたいというふうに考えまして、以前に、伊奈町時代に質問したときには、私も、ちょっと資料不足で内容がありませんでしたけれども、今回は、近隣の市であります取手市、守谷市、常総市、きょうの議会の方のほかの面の勉強会では、そこにつくば市も入っていたのですが、ちょっと時間の都合上つくば市までは足を伸ばすことができませんでしたので、この例を申し上げながら、今後つくばみらい市のこの区長会の制度を、中身をどういうふうに変えるかということを考えていただきたいと思います。

まず、取手市の場合は、名前は行政協力員ではなくて、似ているのですが、市政協力員、全く同じだと思いますが、市政協力員という形で、その市政協力員の人数は大きいところがあるので複数の委員さんがいまして、74地区で81人です。そして、これは従来の伊奈・谷和原よりはもっと大きい単位になるのではないかと思うのですが、1地区として300世帯以下の市政協力員さんに年間25万円の報酬が支払われております。それから300から500の間の地区については27万円、それから500世帯以上については29万円、このように支払われておりました。

市政協力員さんの業務内容については、つくばみらい市とそんなに変わらない、市からの連絡事項、チラシ等の配布、各地域の課題や問題点を把握して、地域で解決できないものについては市への要望や意見の調整を図る。それからカーブミラーや防犯灯の設置、地域内のコミュニティーづくりの推進、自治会、町内会等の育成、助言、その他ということになっております。

先ほどの市政協力員さんに支払われる金額の合計は2,197万円ほどの予算になっており

ます。これから、守谷市、常総市も申し上げますが、これからが違うのです。このほかに取手市では地区補助金というものがございます。大きく分けまして、市街地、市街地以外、そのほかに高層住宅。いわゆる私が申し上げましたみらい平の内容等は、この高層住宅に当てはまるのではないかと思ひまして、参考になると思うのですけれども、先ほど申し上げました市街地では、地区に対する補助金の基本額が3万円プラス1世帯350円掛ける世帯数、それから市街地の外の方は同じく3万円、プラス世帯割としては430円、それから3番目の高層住宅に対しては、3万円の基本額に1戸当たり180円の世帯割、そういうふうになっております。ちなみに、この地区の補助金に対する年間の合計額は1,742万2,000円ほどになります。合わせますと、取手市では約3,939万2,000円、これだけのお金が支払われております。

次に、守谷市の例を申し上げますと、守谷市では、区長制度という従来の、町の時代にはあったようだけれども、現在は全く違う形態で、区長さんというのではなくて、地区に対して、先ほど申し上げました市のチラシとかそういうものも含めて、これは業務委託だと。業務委託契約書というものを地区と交わします。そして、全くこれはぐっと下がります、1自治会5,000円の基本金額、これは少ないのですけれども、問題は、戸数1戸当たり1,500円の地区に対する補助をいたします。皆さんご存じのように私も、2,000戸という自治会があったので、どこですかと、みずき野団地だと。ですから、2,000戸に1,500円掛けますと300万円の補助金がみずき野団地には年間で支払われております。ですから、いろいろな地区の細かい金を集めなくても、地区の運動会とかそういうものまでいただいた経費の中からやれるそうです。

それで、いわゆる伊奈、取手みたいな、区長さんに該当するようなものはないのですかと言いましたら、これは別に自治会連絡協議会という組織がある。自治会ですから、例えば何人でもいいわけです。50人の自治会でも、先ほど言った2,000人のみずき野自治会でもいいわけなんですけれども、それは役所との会合で、年間予算は19万8,000円。これは旅行ではなくて研修会と称しまして、年度当初にいろいろな有名な人とか、講演会を開いて、そのときに参加していただくというようなことを、これは18年度も19年度も19万8,000円同額でした。しかし、20年からはこの費用はないと、しかし、自治会連絡協議会ですから、会合自体は市の予算において続行しますということでございました。

次に、常総市なんです。常総市の場合は、やはりつくばみらい市と同じ区長、区長さんの基本報酬が4万4,000円、区の数105ですね。これは旧水海道地区、区長さんに基本給4万4,000円プラス、世帯割として1戸当たり900円、900円掛ける世帯数が区長さんの報酬になります。取手、守谷、つくばみらい市と全く違う考え方が、次に出てきましたのは、常総市の場合は、区長さんの下の班長さん、班長に対する報酬が支払われたのです。これが基本給7,000円、世帯割が850円、掛ける、区長さんの世帯と同じです。区長さんの下に100戸の世帯があれば100軒分ですけれども、100戸を、班長さんが10人いれば10班に分けるといふそういう考え方ですね。ちなみに、このまち全体の報酬としては、区長さんの世帯割と班長さんの世帯割はほぼ同額でございます。さらに、常総市の、これは手厚いなと思ったのは、もう一つあるのです。区の助成金がさらに1世帯700円、これだけ支払われております。ですから、これだけ支払われると財政が大変だなというのはもう素人でもわかります。旧水海道市だけで、全部合わせますと3,800万円、105区で1万1,600世帯

です。そのほかに合併しましたので、石下地区についても内容が多少違うのですが、同じように区長さんは自治会長という名前になっています。それから、班長報酬、それから、先ほど言った自治会に対する補助として、ちょっと内容が違うので、この際、数字の中身は割愛させていただきますが、総額では、石下地区だけで3,441万円、区が141、5,600世帯、合わせますと7,300万円からの金額が支払われております。

常総市の場合は、ちょっと金額的に例外かな、合併がまだ当初ですから、中身が統一されていないということもあると思うのですが、いずれにしても、この3地区、今申し上げましたように、地区に対する助成というものが入っているのです。金額は、つくばみらい市が今、戸数割は1世帯当たりちょっと減額されたので、今はあれですか1,900円切ったのかな、そのほかに、区長とは別にあると思うので、それは答えの中でお聞きしたいと思うのですが、以前にも申し上げたように、今の、特に新しい住宅地の場合は、区長さん1人に骨折ってもらうよりは、区長さんの下の班長さんとか、集落では評議員さんとかいろいろいると思うのですが、そういう方の役割が大変大きくなっていると思います。

旧伊奈町で、私は前に矛盾したと申ししたのは、例えば、二、三ですが、200、300の自治会の場合には、区長さんは200軒、300軒回るわけではないんです。回るはその下の班長さん、あるいはその下なんです。しかし、報酬はその1人の区長さんにしか支払われない。ですからそういう地域から我々も何回も苦情を耳にしました。何で我々はないんだ。1年に1回くらい区長さんが一番最後におそば屋さんか何かでごちそうしてもらった、それだけだよ。お金の問題じゃなくて、そのものとりえ方が、もっと市の指導が、班長さんや区の方の力をかりているんだから、そこへも補助するというような考えがあってもよかったんじゃないか。過去のことを申し上げてもしようがありませんから、今後、そのようなことを踏まえて、せっかくですから、今の規定というかそういうの中身を、私は何も1カ月、2カ月でつくらなくてもいいと思うのです。1年がかりでもいいですから、ぜひとも前向きに変えていくように思っておりますが、市長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政協力員制度についてというご質問で、近隣の市の情報等もいただいで来てくれてありがとうございます。

ご案内のとおり、合併前のいわゆる行政協力員、旧伊奈は行政協力員、旧谷和原の場合は区長という制度でやってまいりましたが、合併時に調査したら中身全く同じなのです。ただ違うのは、旧伊奈の場合は、町全体が一つの組織化して区長会という会、こちらは旧村単位に重点を置いたと、こういう関係で、中の仕事は全く同じだという状況でございました。これらを踏まえまして、市の行政の民主的な効率的な運営を図るために、やはり地区の代表である区長さんや自治会長さんを行政協力員ということでご委嘱したということでございます。

広報物の配布や連絡調整などいろいろございますよね。共同募金とかそういうときにもご協力をいただいたということで、細かい点までお願いしておるわけでございますが、いずれにしても、行政と住民とのパイプ役でございますから、大変なご協力をいただいているということでございます。

一方で、新しい街であるみらい平地区は、今の戸建ての方は、一つの組織をつくるほどまだ入居されていない。一団地ということではなくて、そっちへぼつり、こっちへぼつりということですから、これは組織化するのにもう少し時間がかかると思うのですが。今、議員がご心配になっているように、高層ビルができています、あのマンション660世帯が、これもだんだん入居しておるわけですが、これはそういうわけにはまいらないと思います。ですからこれは、この制度があそこになじむのかどうかも含めまして検討していく、それについては、今、議員からいろいろ調べていただいたように、こちらとしても、近隣の市の実態を把握して、いろいろ研究してまいりたい、このように考えております。

いずれにしても、住民と行政は切っても切り離せない問題でございますから、絶えず連絡調整を図っていかねばならないもので、皆さんにご苦勞をおかけしますが、そういうことも含めてやってまいりたいと、かように考えております。

細かい点については総務部長の方からご説明申し上げます。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 行政区と行政協力員の区内の業務の範囲とか、それから報酬の支給の仕方、これらにつきましての質問であります。基本的には、ただいま市長が申し上げましたとおりであります。

現在、旧来の集落等は、報酬というか、協力員さんをお願いしている業務については、それぞれ認識は共通している部分がありますが、今後、新たな方が行政区を編成するような状況にもございますので、これらにつきましても、他市の例とか、それから支給のあり方とか、配布の問題点とかいろいろ洗い出しながら、最善の方策を見出していきたいというふうに考えております。

報酬の額につきましても、もちろん今後はこの見直しの対象としております。現在は、均等割が4万8,000円、それから、戸数割が1世帯当たり1,900円です。

議長（廣瀬 満君） 18番海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長の方からも、今後、前向きに内容を精査して検討をしていただくというような答えがあったと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、私が何回もよそと違う点を強調した、班長さんとか区に対する補助については、今聞いたばかりで市長の頭は整理されていないかもしれないのですが、実際、我々もそういう自治会に所属しまして、私は、地元の40軒ばかりの区長を3期やった経緯がございます。そのときに、下の人に全然やらないというのは、行政協力員さんの会合では、その人の所得税を引いているんだからそれでいいと、しかし住民の方は涙ぐましい努力をしていたのが、本当に役場の職員さん知っているのかと。なぜ女性の行政協力員さんが多数出たのかといいますと、それはだんなさんの報酬に対してそれ加算されたのでは、税金のランクが上がっちゃうと、そういうような感覚で、あえて奥さんが名前だけ区長さんを引き受けたというのはたくさんあるんです。

たまたま私どもは、山崎さん、さっき話した市営住宅です。1列、うちの方の場合は8軒です、一班が8軒。ですから、市の補助の戸数割についてはぴったりわかるわけです。8軒ずつみんな受け持っているわけですから、その部分は、私は、5人の班長さんいましたので、5人の班長さんに配付しました。それは、私が、ほかの住宅の人にあんたも

やりなさいと強制はできないのです。役場に問い合わせると、いやそれは別に構わないのだという言い方をした。ですから、そこで不公平が生ずるのは、まだうちぐらいの40軒ぐらいの住宅の場合はいいのです。私が当時調べましたところ、勘兵衛新田では300という自治会がありました。以前はこの1,900円は、この金額より50円ぐらい多かったような気がするのですが、300掛ける1,900円でもすごい金額です。それに先ほどの4万8,000円プラスということになると、少なくとも60万円突破しちゃうのです。だからうちの方の区長やめないよ、区長手当だけで60万円もらったらやめられないよ。その末端の班長さんは、一生懸命、集金したり、配布物やったり、それは本当に私もうかつだったと、やはりそういう苦勞をしている人のことを考えるべきだと。もし、班長さん個人にやるのがやぶさかならば、さっき言ったように、その行政区に配付するようなことを行政は考えていかないとだめなんじゃないかというふうに考えました。その点について、これからのことで結構ですから、どういうふうに思っているか、そこだけお聞きしてこの質問は終わります。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） ただいまの質問であります。支給の方法ということになるかと思えます。これらにつきましても、当然、今後、いろいろな形を踏まえた形で研究をしていくというふうに思っております。

議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 部長から回答がありましたので、ぜひ前向きに、市民の皆さんの、ちょっと問題飛びますけれども、きょうのバスの件にしてもそうですが、決まってから市民の皆さんにお知らせする、あるいは議会の皆さんにお知らせするという態度は根本的に改めていただきたいと思えます。決まる前に、けんかするほど論議をしたらどうですか。やはりそういう中から本物が私は生まれるのではないかというふうに思えますので、ぜひとも市民の皆さんの意見もちょうだいしながら、いい制度を確立していただきたいと念願しておりますので、よろしく願います。

それでは、2問目の取手地方広域下水道の新たな計画についてということでお尋ねをいたします。

これは、この前の議会運営のところでも、皆さん一部ご指摘があったのですが、これは事務組合の話なのでということでしたが、私ちょっと言葉が足りなかったのは、取手地方広域下水道のつくばみらい市管内の新たな計画についてということでございます。取手の方の話を聞こうというわけではありませんので、市長にお聞きをいたしたいと思えます。

この問題については、先般、谷井田の住民の方々から、自分たちの住んでいる地区が下水道の事業認可の地域になったとある人から聞いたが、どうなっているのかという問いかけがありましたので、下水道組合に出向いて、その当時は、まだ年度が18年度でございました。お伺いをいたしました。その時点では、いや海老原さん、まだ認可はおりていないので、申請中という答えをいただきました。

そこで、市長に質問をいたしたいと思えます。

申請して、いつ認可になるのか教えていただきたいと思えます。

私の聞いたところでは、谷井田では、谷井田南7区、それから、山王新田の一期住宅、それに小張地区という漠然とした答えでございましたが、そのとおりでよろしいのでしょ

うか。

私は、下水道に関して、これまで何度も質問をしてきましたが、市長は町長時代から、市街化が80%いかなければ新しい地域にかかれないうことで、何度も答弁をされたと思うのですが、私が申し上げた先ほどの地区のとおりですと、谷井田では、外記新田地区、南2区地区、それに下平柳地区、中平柳地区も入ります。それから、三島地区では、山王新田、神住新田、中通川の対岸の伊丹、下島地区、それから東地区全域、板橋地区の残された南太田、東板橋、野堀、神生。豊体では、横町、福田、上、中宿、下宿などであると思います。

今回、入らなかった地域に関しては、どのような予定でこれから進めていくのか。さらに、以前から何回も質問しております下平柳地区の七曲、中坪と、中平柳については、当初、農業集落の地域に入っていると、市長の方から何回もお答えをいただいておりますが、この点を見直しというような発言もあったと思うのですが、見直しを含めて、今後どのように進めていくのかをお尋ねをいたしたいと思います。

数字的には、取手広域内のつくばみらい市全体の何%くらい、今工事が終わったのでしょうか、その点も含めてお答えいただければ幸いです。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 下水道の関係でございますが、海老原議員の、特に取手地方下水道に加入しておる旧伊奈地区の下水道の進捗状況でございますが、おかげさまで、今までの認可区域内の未整備面積がだんだん減少してきております。特に、伊奈東地区等も市街地が大分進んできたので、計画の見直しに入れたということでございます。

ただ、残念なのは、谷井田地区の加入率が、谷井田地区としては、水田、低地帯の加入率がちょっと悪いということもありますので、今後それらも含めて解決してまいりたいと、かように考えております。

組合の今後の整備計画については、県との協議をしてまいりして、この認可区域を拡大の協議が今回整った。今、議員がおっしゃったように、その中身は、いわゆる板橋地区、板橋の台地区ですね、西山の方は一部今までやっておりますから、不動院周辺から内町周辺、門前内町、それから小張地区はいわゆる小張の台、大字小張ですね。小張新田というのは、関場の方から入ってもう済んでおりますから、小張というのはちょっと難しく、細かく言うとわからないのですが、私の住んでいる小張の下宿から愛宕にかけて、あの周辺が今回入ってきたということでございます。それから、伊奈庁舎周辺の福田地区、それに谷井田地区、谷井田地区も、今、議員がおっしゃられた大体中心でございます。それから山王新田地区は、県道から西側、西側がほとんど。それから先へ行って谷井田の一部も入っているということでございます。含めまして47ヘクタールでございます。これが今回認可区域に入れていただくように調整されまして、3月29日に認可されたと、こういう報告を受けております。ですから、今度工事に入っていけると。

今後は、今言った3月29日に認可された区域の進捗状況を見ながら、新たに、これの順次拡大をしてまいりたい、このように考えております。何%になるかというのは、部長の方で把握していたら、部長の方から答弁させます。私もそこまで把握しておりませんので、よろしくどうぞ。

議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） 取手広域下水道組合における伊奈地区の整備率でございますが、変更前の認可面積が235ヘクタールです。それに対して整備を行いました区域の面積が188ヘクタールということで、整備率は80%になってございます。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長の方からと部長の方から答弁をいただきました。

山王新田については、先ほど私一期住宅だけだと思ったのですが、県道の西側という市長からの答弁がありました。これは下平柳地区も含めて。

市長（飯島 善君） 一部入っているということです。

18番（海老原 弘君） 一部入っている、そういう認識ということですけども、特に、山王新田の地区なんですけれども、同じ市営住宅の一期が入って、七期、八期の方から、前から言っているように、その手前にポンプ場があるんですよね。何でうちの方抜けちゃったんだと、総会とかそういうときに、山崎議員ともども呼ばれまして、私も答えようがない、一期が入って何で七期、八期が抜けちゃったんだか、その時点では答えようがなかったんですけども。

今の答弁で、順番があるというのはわかります。しかし、山王新田、七期、八期、下平柳、山王新田の旧地区、神住新田と入れれば、相当の戸数が入る、少なくとも400戸以上はあるんです。これは取手下水道にとっては、かなりの住宅を有する面積があるというふうに思われます。

先ほど、下の地域は供用開始したけれども、なかなかつないでもらえないと。これは私も下水道の負担金審議委員を、議員前に10年間もやりましたけれども、やはり情報が住民に伝えられていないというのが一番の私は原因じゃないかと。今まで、市長に何度も、この取手下水道の質問については質問してきましたが、何年度にはこの地域をやります、そういうような、青写真といえますか、予定も住民には知らされていませんよね。だから、住宅を新築した人たちは、合併浄化槽にするかどうかというのを非常に迷って、きょういませんけれども、岡田君の質問にもあったように、東地区などは、先ほどの予定でも、先の先で、いつになるかわからないのが現状だと思うのですが、今後は、市長にお願いしたいのは、明確に、今説明された小張、谷井田、それから山王新田地区の次はこういうところを予定しているよ、その後は、例えば中通川の対岸の下島、伊丹だよと、東地区についてはこうだと。

以前に、私は、東地区の質問で、紫水高校まで本管がきているのに、なぜ城中、栗山あたりができないんだと、それは前の取手、藤代のあれでやってきたというような過去の例がありますけれども、現在、取手市に藤代も合併して、将来は、つくばみらい市も含めて合併しようというような中で、なぜそんな縄張り争いをするのか、本当に、長が決断してくればいつでも、城中なんていうのは、わざわざ中通川を越えなくても、こっちの管を通せるような、素人考えですけども、そういうことも住民からはいただいているわけです。そういうことも不可能ではないと思うのです。自分の地域が、もう21世紀のはるかかなたにしかできないというような暗い話をする前に、やはり明確に、その地域を、いつ整

備するんだというのを明示していただきたいと思いますが、今までの認可計画はわかりましたので、その後の、同じ谷井田の県道の本管を通っている外記新田や青空地区なども、例外だと思うのですけれども、その点について、もう一度、市長の答えをいただきたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 下水道の問題ですが、これは、基本的な問題として、今の伊奈地区の下水道というのは、今、二条管方式というあれをとっておりますよね。ですから、外記新田とかあそこ本管が通っていても途中のものはつなげないです。もともとあれは、旧谷井田の市街地だけの計画ということで、それでそこへつなげないから、二条管方式ということでもう一本入れていったわけです。そのポンプ場が高校の前なんです。これは私は基本的に、下水道というものは、大きい、パイプの径による単価の相違なんていうのはそれほどは問題ではないです。あれを掘削して埋設していく工事が大変なので、細い県道に、電線も入っている、ガス管も入っている、水道も入っているわけですから、そういう問題で。だからもともとの根本的なところから、出発点から、間違っていたとは言いませんが、手間隙のかかるような結果になったということなのです。

今、議員がおっしゃったように、山王新田から城中新田は、旧藤代の方へつないでいただけないということになっておりますが、というのは藤代は藤代で計画立ててまいったから、それで管渠の径が小さいのです。ですから、栗山とか城中、足高、全部あそこへつなぐというわけにはまいりませんので、これは、こちらで、またそれだけの本管をあそこに埋設していかなければならない。それとあわせて、今、議員がおっしゃっているような山王新田の住宅もつないでいくという手法なんです。

最初から、伊奈全部拾っていけるような管が入ればいい、300しか入っておりませんから、後から入ったのは600ということでございまして、その二条管方式が悪いとは私言っておりませんが、今になってみれば、むだな投資であったなと思っておるわけです。

ですから、今、伊奈東の方の部分は別なやつでいっておるわけですから、そういうことで、取手までもっていつているわけなんです。最初から、旧藤代と協議をしながら、小貝川を越えたら同じパイプでもっていこうということをやっていたら、二条管方式は取り入れなくてもよかったのではなからうかと思うのですが、最初からそういうことだったと思うのですから、途中からは1本になっておりますが、そのこのところの、最初からの構想、計画の段階で、やはり丘陵部については後からということになったものですから、別にバイパスをもつていったとこういうことなので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 海老原 弘君。

18番（海老原 弘君） 市長の答えを、私何回も質問しているので、私自身はわかっているつもりなんです。住民には、そんなことを今さら言って、何でそれを考えるのがあんたらの仕事じゃないかというのが住民の意見なんです。

今、市長が言われたようなことは、私も10年間も負担金審議委員やったのですから、私はそのとき議員じゃありませんけれども、当時議員の皆さんとけんけんがくがくだったので、あんたらもばかだからああいうポンプ場を外記新田のところにつくっちゃうんだ、けんかして、斉藤ガソリンスタンドのところにつくっておけば外記新田は全部拾えるんじゃない

ないか。そのくらい私でも考えられることを、なぜ今まで論議されていなかったというのが非常に残念です。

それも、広域下水道だからといって、下水道の質問は向こうでやればいいんだというようなことが我々が議員になったときは、堂々とまかり通っていたことも事実なんです。だけれども、それは違うんじゃないか、今まで私が一貫してそれに逆らってきましたけれども、やはり住民の前に論議を知らせないなんていうことは絶対だめです。

私が2度びっくりしたのは、取手の下水道の議員になって行ったときに、一般質問を出して、海老原さんが伊奈町で初めてですよと言われたのです。がっかりしました。今まで代表で出ていた人は眠っていたんですかと言った。それでは市民に対する負託に我々がこたえられないと思いますので、今、言いたいこと言いましたけれども、市長に、今後とも、明確な地区の計画なりそういうものを、できるだけ早急に明示していただきたいと思いません。

どうもありがとうございました。

議長（廣瀬 満君） 次に、4番中山栄一君。

〔4番 中山栄一君 登壇〕

4番（中山栄一君） 4番中山栄一でございます。

まず第1点目の質問は、行政改革大綱と集中改革プランの案が発表されまして、こちらの方の策定を、今、策定中かと思えますけれども、この内容等についてお聞きをしたいと思えます。

先般、つくばみらい市の総合計画の計画の説明会と、そして市民の皆さんからの意見を聴取するというので、市内の4会場で説明会を実施をしました。非常に残念な結果なんですけれども、4会場で4回、夜と休日に実施したにもかかわらず、市民の皆さん方の出席は、4回で46名と、大変少ない人数で、これは残念な結果だったと思えます。

市の説明側が18名出ていらっしやいまして、多分、夜7時からと休日ですから、時間外手当なり休日手当なりを出した上で説明会に臨んで、市民の皆さん方の出席率はこういうことで、一番多かったのがきらくやまで15名です。少なかったのが小絹のコミュニティセンターで9名です。

こういう結果になって、これは市民の皆さんが悪いのかというと、これは行政の説明会の設置の仕方が私は悪いと思うのです。つくばみらい市になって、初めて、つくばみらい市の総合計画を策定する上で、市民の皆さん方によく理解していただくために説明をするんだと、そして市民の皆さんから意見を聴取するんだというような思いがあれば、こんな設定しないで、もっと電話でも何でも、区長さん方もいるわけですから、区長さん方に電話をして出てくださいと、また班長さんが出てくださると、そのぐらいの努力をしないと、18名で説明している側で9名で聞いていて、これで説明会で、市民の皆さん方に説明をしたんだと、市民の皆さんの意見を聞いたので、それでこの総合計画ができたんだと、こういうことになって、これはまたおかしな話じゃないかと思うのです。

ですから、大変財政が厳しい中での総合計画を策定という中で、市長も、もうちょっと危機感を持ってこういう指示は出すべきだと思うのです。もっときちんと市民の皆さん方に大勢集まっていたいただいて、説明をして、そしてその中から意見を聴取すると、そしてその意見をまた審議会の方にかけて、総合計画ができ、集中改革プランや行政改革大綱がで

きると思うのですけれども。そういう中でも、前回コンサルタントが2名出席しておりました。ということは、この意見を聞いて、審議会の方で意見を出して、そしてコンサルタントがまとめるというような手順じゃないかと思うのです。これだけ財政が非常に逼迫している中で、コンサルタントに、この前予算も出ていましたけれども、500万円の予算を出して、そしてコンサルタントの総合計画をつくっていいのかと、これはやはり市の方でつくるべきだと思うのです。市の方で、市民の皆さん方の意見をたくさん聞いて、そして審議会の内容ももっともっと充実したものに、この審議会の様子はウェブの中でも公表されておりますので、私もこの審議会の内容、意見を拝見しましたけれども、もっともっと内容の濃いものができるんじゃないかと思うのです。

そういうことで、市の担当課、大変優秀な方もいますから、その中で総合計画をつくる、それがやはり市民に対してより身近な総合計画ができ、市民の皆さんが、こういう計画でつくったんだ、これで5年後、10年後はこういうつくばみらい市になっていくんだと、そういうふうに実感が持てるんじゃないかと思うのです。幾らきれいなものをつくって、美しいものをつくっても、それが果たして市民がきちんと受けとめられるような内容になっているかどうか、これ非常に問題だと思うのです。

そんな中で、この46名の4カ所の説明会の中で、これだけのつくばみらい市総合計画を立てて、これだけ立派な計画を立ててこれを実行していくには、その財政の裏づけ、財源の捻出はどうするんだというような声が市民の皆さんから4会場とも出ておりました。そういうふうな中で、市民の皆さんも大変財政が逼迫していると、そういう中で心配されているという様子を、職員の方々も実感として感じられたんじゃないかと思うのですけれども。

そんな中で、市の今現在の財政状況はどうかというと、これは前回の一般質問の中でも、神立議員さんの方から、財政状況についてはいろいろ質問がありまして、その中で、財政課の方での答弁がありましたので、それを簡単にまとめてみましたけれども、現在、一般会計の地方債の残高が127億5,000万円、そしてここに上下水道、農集排が入って234億8,000万円、それから、これは一部事務組合を組んでおりますので、先ほども出たとおり、取手広域下水道組合、また常総広域市町村組合、常総衛生組合、取手市外2市火葬場組合と、この四つの一部事務組合の中でも、地方債を組合債ということで起債をしております。この合計額をつくばみらい市の割合で、どのぐらいが負担率として現在残っているかということ、これを足して合計で337億2,000万円、これが現在の地方債の残高じゃないかと思いません。もし、これ数字が間違っているようでしたら、財政課の方で訂正をいただきたいと思えますけれども。

そういう中で予算を組んで、基金の残高は今幾らあるかということ基金は19年の3月までで約26億円、20年の3月で15億6,000万円、これも目的基金で14億円ほどになっておりますので、ほとんど基金もないということで、来年以降の予算組みというのは大変困窮されるというふうなことが予想されるわけです。そんな中で、一般会計の予算は、133億円という一般会計予算を組んで、自主財源はどのぐらいかということ、その中で78億円、58.8%ですから、自主財源の比率としては大変低い方です。

そういう中で、つくばみらい市の総合計画を組んで、総合計画を実施していくために、この財源の捻出、財源はどうするかということになると、やはり行政改革しかないという

ことで、これから行政改革大綱をつくり、その中で、また細かく集中改革プランをつくって、そして財源の裏づけをして、このつくばみらい市の総合計画を計画どおり実施に移していくんだと、そういうふうな流れになると思うのです。こういう財政の中で財源を捻出するというと、とにかく自主財源を高めるか、行政コストの管理をして行政コストを下げるか、もう二つに一つだと思うのです。

この自主財源比率を高めるということは、もちろんいろいろな一般質問等でも企業誘致であるとか、優良企業誘致、IT産業の誘致等々の計画がずっと前から出されておりますけれども、じゃ具体的なものが今進んでいるかという、ほとんど進んでいないと思うのです。ですから、これは長期でこれから5年計画、また10年計画で、この自主財源を高めるための企業誘致、財源の確保ということで、みらい平地区の人口増というものも含めてきちんと計画を立てていかなければならないと思いますけれども、現在のところでは、このコストを削減すると。これ大変厳しいと思うのですけれども、これをやらざるを得ないと思うのです。

この行政コストを見てみますと、つくばみらい市、人件費が現在31億7,000万円、扶助費10億円、公債費14億円、物件費21億円、補助費等で21億円、繰出金20億円ですから、これをずっと歳出を見ても、この中で、どんなふうな削減ができるかという、やはり人件費を削減するかこの物件費の中の委託費を削減する、または補助費の改革をする、補助団体の見直しをするかということによって捻出せざるを得ないと思うのです。

実際に、人件費、隣の守谷市と比べてみてどうかという、つくばみらい市が31億7,000万円、守谷が31億6,000万円です。じゃ臨時等が多いので物件費が違うんだらうということで、物件費を見てみますと、21億5,000万円のつくばみらい市で、守谷市は20億5,000万円、こういう結果なのです。そうしますと、この人件費を削減するという集中改革プランの中でも、22年の3月までにどれだけ人件費を削減するかという目標を立てなくてはならないということが、集中改革プランの中にも入れなくちゃならないと、そういうことになっているかと思うのですけれども。

実際に、それだけ市長がやる気であれば、ことし採用が、多分6名の新規採用があったと思うのです。なぜこの時期に新規採用するかと、ここで団塊の世代の皆さん方が退職をされて、今までご努力された職員が退職されてこの数が多いと、ここで採用を控えることによって、職員数を抑えて人件費も抑えられると、こういうような方向かと思っておりますけれども6名の採用をしていると思うのです。それは去年も採用しなかったからことし採用しないわけにはいかないんだというような回答かと思っておりますけれども、また守谷市と比較して大変申しわけないのですけれども、守谷市は、去年もゼロ、ことしもゼロです。そうしますと、職員の年齢構成比にゆがみが出て硬直化が進むというようなことかと思っておりますけれども、職員の構成比というのを見ても、これは5年スパンぐらいで考えればいいわけですから、二、三年ゼロであっても、大きくその構成比がゆがむということはほとんどないと思うし、これがもとで流れが大きく変化することはないと思うわけです。そういうことで、採用を控える等々のことを実施することによって、人件費を下げるということ、やはりせざるを得ないと思うのです。

そんな現状の中で、今、進んでいますので、この集中改革プランの中にも、22年の3月までの職員数、職員数の定数化といいますか、定数をきちんと表示するというのもある

かと思えます。この辺も含めて、具体的なものが、今後この厳しい予算、厳しい財政の中でどうということが盛り込まれるか、また、コスト削減策として、先ほどのとおり、委託料の削減であるとか、事務事業の見直し、補助金等も含めて、どれだけ細かいことが数値的な目標として表示されて、こういう事業をこんなふうに見直して、これだけのコスト管理をして、これだけコストを下げるんだと、こういうことで財源を捻出するんだということを入れないと、この集中改革プランの、最後はもう22年の3月と決まっているのです。今まで案をつくったような段階で、これからどうこういつているわけですから、20年、21年のもう2年間しかないわけです。この中で、これだけの集中改革プランが達成できるかという、せっかく立派なものをつくっても、具体的なものが入っていないというような結果になるんじゃないかと思うのです。

そういうことで、この自主財源確保策も含めて、コスト削減策、その辺のデザインといいますか、今後の将来の、5年後、10年後のデザインというものを、市長自身、どんなふうを考えておられるか、この辺をお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 行政改革大綱、集中改革プランの内容の分析について、ご質問でございますが、議員おっしゃるとおり、まったくそのとおりでございます。これからは、今お話がございましたように、もちろん委員及び議会の皆さんも合わせて10名の皆さんによって構成する行政改革懇談会を設置して、慎重なるご審議をいただいた上で答申を受け、そのほかに、その答申後の内容につきましては、住民の皆さんにお知らせしていくという基本方針でやっていくわけですが。

今、この財政の問題ございましたが、これだけの計画立てて財政どうなっているんだと、こういうことでございますが、これはもちろん計画の中でも財政は入れていきますが、さらに細かく、3年ごとに実施計画を立てます。そのときは、ぴたっと財政を裏づけをして、それでそれに基づいて3年ごとに施策を実施していくということになるわけでございます。したがって、細かいのは計画の段階では入っておりませんが、実施計画の中には、財政の裏づけをしてやっていると、ローリングをしながらやっていくわけでございますが。

それから、議員から守谷の例を出して、職員の採用の問題、一番金のかかるのは人件費でございます。したがって、この問題につきましても、団塊の世代の退職がこれから入ってくるわけでございますが、これも、もちろんそのことを基本において、新しい職員は定数の枠はふやさないと、減らしていくんだと、こういう基本的な考えでやってまいりたいと、かように考えております。前後しましたが、基本的にはそういうことでやってまいりますので、細かい点は担当部長の方からご説明をさせます。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 行政改革の一つの中で、職員の適正化ということでございますが、やはりコスト縮減対策の一番はそれに尽きるかと思えます。そういう中で、ただいま市長が申し上げましたとおり、この採用計画につきましては、定数の、一つの目標を持った形で、今回、集中改革プランの中に、ということで盛り込んであります。政府の純

減プランであります、これらを採用しまして、21年度までに職員数を6.6%採用するという盛りであります。

議長（廣瀬 満君） 4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） 市長の答弁で、3年ごとに、これからこの総合計画の具体的なものを表示していくということ、これはもちろんそうだと思うのです。もちろん計画した中で、この集中改革プランというのは、21年度いっぱいまでにどれだけの改革ができるかということを書きなさいということで、本来であれば、17年度から続いている5年計画のものなのです。もちろん合併等がありましたので、おこなっていることは承知していますけれども、そういう中で、案が発表されて、いつごろ具体的に集中改革プランがきちんと市民の皆さんに公表されて、そしてその計画どおり進んでいくか、これまた検証するというような内容にしていきたいと思うのですけれども、その辺について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

参事兼企画政策課長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、やはり集中改革プラン、こちらをきちんと改革推進していかなければならないということで、その中で、何と申し上げましても、今後は、進行管理、進捗状況を適切に進めていくことかなというふうに考えております。

作成に当たりましては、先ほど来、発言もございましたが、行革懇談会等に適宜報告して助言を受けたりいたします。さらに内容等については、既に、広報、ホームページで公表をいたしております。幅広い層、市民から意見を聴取いたしまして、スリムな行政体を構築していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 満君） 4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） 何かちょっとよくわかりませんでしたけれども、とにかく、きちんとしたものを早く公表して、そしてそれに沿って進めると、ウェブやら何やら出ていたけれども、あれは案で、あれから意見を求めてそしてきちんとしたものをつくるということだったんじゃないかと思うのですけれども、その辺のことがはっきりしませんでしたけれども、それはそれでよろしくをお願いしたいと思います。

それから、この間、説明会の中で1点だけ、ちょっと話はずれますけれども、ごみ袋の問題等々が出ていました。ごみ袋、今度は中止になって、配布しないのはどういうことかというような意見が出ていました。

このごみ袋云々ということももちろんあるんですけれども、これからこういう非常に厳しい中で、市民とともに協働のまちづくりをしていくんだと、市民からいろいろ協力をいただいて、行政と一体となって改革して、この行政をつくっていくんだという方針のもとにやっていくということです。これはもちろんごもっともなことだと思うのですけれども、ごみ袋があたのときに廃止されて、ごみ袋はなくなりましたと、これはボランティア活動ですから、強制ではありませんので、どんなふうな文面かわからないですけれども、出なくてもいいですというようなことが書いてあったと思うのです。ですから、協働のまちづくりで、市民とともに協力をし合っこのまちをつくっていくんだという方針であれば、ボランティア活動だから強制的に出席しなくてもいいですというようなことを書かないで、

ぜひともよろしくお願ひしたいと、そういうふうな姿勢で臨むべきだと思います。これは別にそれをどうこうという答弁をいただかなくて結構ですので、時間もありませんので次に進みます。

議長（廣瀬 満君） ちょっとここで暫時休憩します。

次の質問を、再開してからお願いします。

午後3時31分休憩

午後3時43分開議

議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） それでは、休憩前に引き続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目は、地方税のこの滞納対策についてお伺いします。

国の方の税源移譲で、この6月から、地方税の税率がふえて初めての納期を迎えております。そして、所得税の税率を下げて、地方への税金の配分を多くするという税源移譲をして、地方交付税改革、また補助金改革ということで、これから地方税、市民税、県民税の税率が上がって税額が多くなるわけです。この税額が多くなった中で、滞納対策、この徴収対策というものを具体的に、今後この対応というものを、対応策を決めていかなきゃならないと、こういう時期にきているんじゃないかと思うのです。

税源移譲によって、地方税と所得税の税額自体は変わらないといっておりますけれども、この定率減税が廃止をされましたので、実質、税金は上がっております。ですから、今回の市民税、県民税は大変高くなっているということを、市民の皆さんもおっしゃっていると、そのとおりだと思うのです。

今までも、この茨城県の場合は、市民税の徴収率というのは大変悪いと、全国で45位ぐらいの徴収率じゃないかと思うのです。その中で、茨城県の中で、つくばみらい市はどうかというと、県内で20位ぐらいの市民税の徴収率だと思います。こういう中で、決して徴収率がよくないという中で、今後この税金が、金額がふえて、滞納額がふえるということになると、直接この税収の、今までは、所得税とかという国税5税が地方交付税という形で還元されておりましたので、その徴収率云々ということは、直接地方交付税には響いてこなかったんですけれども、今度は市の方で集める市民税が滞納額が多くなって徴収率が下がれば、自然とその納税金額、徴収金額が少なくなって直接響いてくると、そういう厳しい状況に、これは地方分権とはいいいながらも大変厳しい状況じゃないかと思うのです。

ほかの自治体も、滞納対策課であるとか、納税課の人員をふやす、また夜間まで仕事をしながら電話をかけて、税金の回収に伺っているとか、いろいろなことを計画を立てたり実施をしたりしているようですけれども。このつくばみらい市においても、それだけ具体的なものをこれから計画していかなければならないという時期にきていると思うのです。集中改革プランの中に、税務課の徴収率が、21年度の目標が93.6%、17年度から見ると0.6%のプラスというような数字が入っております。これだけの税金というか、税額がふえた中で、これだけ収納率を上げるということは、どういうふうな根拠で、それだけの具体的なことを計画されているんだと思うのですけれども、その辺も含めてお聞きをし

たいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 税源移譲の中で、地方税の滞納対策はどのようなかというご質問のようでございますが、いわゆる滞納者の増加が予想されるということでございますが、私もそう思っております。

現在、税務課内に、収納対策室を、職員8人体制でやっておりますが、おかげさまで、県内では3位、そういう実績を上げております。これからも、適切な法にのっとり、この滞納整理を実施していく。もちろん、今、議員からおっしゃったように、茨城租税債権管理機構や、県の税務課、さらに県税事務所と連携を図ってやっていかなきゃなりませんので、それぞれの団体とより緊密な連携を図りながら、滞納整理の方法を研究しながら、21年度目標収納率に達成できる努力をしてみたいと、こういう基本的な考えであります。

具体的には、それぞれ担当部長に説明させます。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） 一つには、滞納者への具体的な対応ということでございますが、具体的な対応ということで、督促あるいは電話による、あるいは文書による催告、納税相談、それから、財産調査等を行いまして、滞納者の実態を把握して、その滞納者に応じた、一括納付あるいは分割納付等の約束を取りついたり、また、差し押さえ等の滞納処分も実施して、完納に向けて努力しているところであります。

それから、県の債権機構の関係ですが、19年、20年の2年間、県の租税債権管理機構へ市町村職員1名派遣しております。ここで、専門的な知識を習得させるということで、職員の資質向上を図っていくと、その他の職員にありましても、県、あるいは租税債権管理機構の開催する研修等に積極的に参加していただいて、職員の個々の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

それから、税源移譲の関係ですけれども、今後も滞納繰り越し分については、引き続き滞納整理を実施していきまして、21年度の目標収納率についても達成できるよう努力したいというふうに考えております。

先ほど、集中改革プランの関係で数値目標を上げておりますけれども、18年度に収納率93.2%という数値目標、これについては、ほぼ目標が達成できるのではないのかなという気がいたします。19年度に93.3、それから20年度には93.5、先ほど議員からおっしゃられました21年度には93.6%という計画でおりますけれども、これについては、ちょっと先のことでありますので、十分達成できるよう努力したいというふうに考えております。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） 集中改革プランにおいても、21年度の収納率が93.6%ということで、きちんと表示されておりますので、非常にこれから市税が多くなる中での滞納対策ということで、厳しい数字かと思っておりますけれども、ぜひ達成するように対応していただきたいというふうに考えております。

先ほど私、県内20位と言いましたけれども、今、市長が県内3位ということで、私の数

字がちょっと古かったのかとも思います。ぜひ、今後とも、この辺の収納についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3問目の方に進ませていただきます。

これは、選挙の開票事務の迅速化の問題について、時間短縮、人員の削減ということで、コストを下げるということをお聞きしたいと思うのです。

国政選挙などの補助金というものも、これから国からの補助金も、1割カットされるというような方向になるかと思うのです。この時間短縮ということで実施をしている、これ全国的にこういうふうなことが、今、大変盛り上がりを見せているという中で、もちろんコスト削減することが非常に大切なことなわけですけれども、職員の皆さんが、この目標時間を達成したときの達成感とか充実感というものが、ほかの業務に大変プラスの効果を、波及効果として生んでいると、そういうことがよく言われております。

この開票事務迅速化研修会というものが、先日、都内で開催されました。これは私もこちらの方に出席をしてきたのですけれども、これは早稲田大学のマニフェスト研究所というところがありまして、宮崎県知事の東国原知事のマニフェストなんかもつくったそのグループなんですけれども、こちらの方が主催をして、こういう開票事務迅速化とともにいろいろな講習会を実施しております。

実際に、私もこの中の地方議員連盟というところの会員になっている関係で、よくこの講演会とか講習会に行くんですけれども、先日、この開票事務迅速化の講習会というのが実施をされまして、こちらの方に出席をして、人員削減とコスト削減ということで、大変効果を上げていること、コスト削減に効果を上げていることは事実だけれども、職員の意識の向上ということに非常に効果的であるというようなことを、事例発表として、いろいろな、市長また知事のそういう話がありました。

この辺では、この取手市の選管が、これもマニフェスト研究所からの指示で、前塚本市長が、この迅速化に努めてみようということで、県議会議員選挙のときに、これ45分、42分でしたっけかね、それを達成をして、人員も20人少なく終了したということで、これはキャノンの会社の社員の指導を得て、シミュレーションを繰り返す中で、開票台の位置であるとか、開票台の高さであるとか、服装だとかそういう流れをいろいろ研究した結果、こういうふうな県議選での結果が出たということで、大変職員も充実感を味わい、ほかの業務への波及効果というものを大変プラスであるというようなことをおっしゃってましたし、もちろん、県議会議員選挙の開票結果ですから、立候補者数であるとか、もちろん人口も全然違いますので、単純に時間だけで評価はできませんけれども。

福島県の相馬市の立谷市長という、この市長のお話も私聞いたことあるんですけれども、以前我々が行った南相馬市、ここは開票でつまずきを起こして大変時間かかったと、その隣に相馬市というのがあるんですけれども、そこで22分という、県議選において大変な時間短縮をしたということで、12人職員の方も少なく、こういう達成をしたという、これは日本一だと、その日本一の基準は、もちろん先ほど言ったとおり人口等の比率もありますからわかりませんが、そういうことで、全国的に今広がりを見せているという中で、このつくばみらい市にも、早稲田大学のマニフェスト研究所からこの講習会については連絡があったと思うのです。私も、この講習会に参加をしていて、近隣市町村でも、選挙管理委員会の方が出席しておりましたけれども、つくばみらい市は残念ながら出席して

おりませんでした。

そんな中で、この茨城県の中でも、開票時間の短縮化のアンケートという、茨城県市町村選挙管理委員会連合会事務局というところから、今度の参議院選挙で時間短縮するような方向にあるか、またそういうふうなことに関心を持っているかというようなアンケートがきておりまして、このつくばみらい市でも、もちろん検討している、それから参議院選挙でも、ぜひそういう時間短縮について検討したいというような回答を出しております。こういう中で、開票事務講習会が開かれたわけですけれども、ぜひそういうところにも参加をして、こういうものに挑戦をしていただきたいかと思うのですけれども。

職員の方々のやる気を起こすようなそういう対応というのもこれから大切になってくると思うのです。もちろんこの中で、コストを幾ら削減するかという問題以上に、達成感、充実感というのは、非常に職員もそういうふうな感想を述べておる自治体もたくさんありました。そんなことで、ぜひ挑戦をしていただきたいと思うのです。

ですから、今度、参議院選挙が実際に、7月、来月に行われますけれども、これについて、こういうふうな短縮化への考え方があるかどうかということ、それから先ほどのこれだけアンケートを出して、そして県の方にもこたえております。こういうことについてもお聞きしたいと思うのです。

それから、もう1点は、マニフェスト研究所の方で、全国の1,800の自治体に、参議院選挙のときに時間短縮をしたらどうかということのをこれから多分働きかけてくると思うのです。私もその中の一員ということで、みんなで自治体に対しての一般質問の中でも、こういうものを取り上げて、ぜひ自治体のそういう意識改革の中で盛り上げていこうということで、そういうふうな話し合いのもとに全国に進めております。

ですから、このあと、こういうことで参加をしてくださいということで、どれだけの短縮目標を掲げて、どれだけのコストを削減を目標に掲げるか、そういうふうなことが、またその事務所の方から問い合わせ等があるかと思えますけれども、ぜひそういうものも含めて、この参議院選挙に、開票事務の迅速化、これについて、シミュレーションを繰り返すなり、職員の皆さん方で、そういう開票事務を1回体育館等で開く、公民館の方で開きながら、ぜひそういう意識改革とコスト削減に向けて挑戦をしていただきたいということをぜひお願いしたいと思えますけれども、市長、担当課の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 選挙開票事務の迅速化と、時間短縮ということを含めましてのご質問でございますが、議員が今おっしゃられた取手市の開票につきましては、担当部長以下視察に行かれました。そういう中で勉強してきていただいたわけでございますが、先ほどから話が出ております行財政改革大綱にもございますように、いわゆる簡素で効果的な行政体制を確立していくのは当然でございますが、積極的に取り組んでまいりたい。この開票事務の時間短縮の取り組みについては、こうした観点から、最少の経費で最大の効果を基本原則のもとに、市一丸となって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

したがいまして、従事する職員一人一人のしっかりとした気構えをもって取り組んでい

ただかなければならないわけでごさいます、この人たちへの訓練、教育もしっかりとやってまいりたいと、かように考えております。

議長（廣瀬 満君） 4番中山栄一君。

4番（中山栄一君） これで質問を終わりますけれども、ぜひ、今回の参議院選挙で、時間の目標を立てていただいて、どれだけの人員を削減するかというような目標のもとに、ぜひシミュレーションを繰り返すなりして目標を達成して、その達成感というのもぜひ味わっていただきたいと。

この役所というのは、コスト管理という意識はまだまだ、これからそういうものも持っていかなければならないと思うのです。そういう意味で、これだけの時間を短縮したと、これだけの費用も削減したんだと、そういうふうなことをぜひ体で味わっていただいて、ほかの業務へのプラス効果というのもぜひ期待しておりますので、何分という目標をぜひ掲げていただいて、参議院選挙で実施をしていただきたいと、これをお願いして質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（廣瀬 満君） 次に、32番野田正男君。

〔32番 野田正男君 登壇〕

32番（野田正男君） 32番の野田です。

通告をしてありますバランスシートの作成についてお尋ねをいたします。

今回の定例会における財政と行政の関係につきましては、多くの議員から、その将来性を憂慮されて、たくさんの質問が出されておりますが、財政運営の基本は、新市の人口、長期財政運営と弾力性の確保と言われております。そうした中で、私は、この件につきまして、伊奈町の議会で質問したことがあります。当時は、県内で、経常収支の高いところでは95%、あるいは94.7%と、県内の自治体の財政も極めて好調なところがありましたが、また、財政事情の悪いところでは70.9%、あるいは71.7%というところがあったわけですが、幸いにして、本町は83.6ということで、標準財政率を上回った財政力で推移していたわけでごさいます。財政事情が、だれにでもわかる、あるいは行政と資産のつながりが、だれでもわかるようにということで、私は、当時、バランスシートの作成をお願いしたわけでごさいます。

そうした中で、昨年5月の県内の調査では、44市町村の中で、作成済みが20市町村、作成または予定が8と、合わせて63%が取り組んでおります。バランスシートを作成することによって、普通会計と全体のバランスシートの数値比較、資産の状況、資産総額、資産の内訳、負債の状況、負債の総額、負債の内訳、正味資産、正味財産の内訳等、財産形成のために非常に役に立つと思います。社会資本の形成、市財管負担の比率、建物やその他の施設があるんだけど、これがいつごろどういう財政の中でつくられたのか、県の補助は、国の補助は、市町村の負担は、そうしたものがはっきりしていれば、この建物は何年には全部自治体の自己財産になると、こういうこともわかるわけでごさいます。

いずれにいたしましても、先ほどから、あるいは当初3月の予算を組む時期におきましても、財政事情が極めて厳しいと、そうした中で、来年度は、財政調整基金の取り崩しもほとんどなくなったというような状況でごさいます。そうした現実を市民に理解していただくためには、まずもって財政と行政との関係を明確にし、それがインターネット等でも、

市民各位が確認をすることができる状態が必要ではないかと思えます。バランスシートの作成ができたから、すぐにインターネットに載せるというわけにもいかないとは思いますが、いずれにいたしましても、開かれた行政の中では、必要欠くべからざる書類だと思えますので、市長の考えをお伺いします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） バランスシートの作成についてというご質問でございますが、お答えを申し上げます。

バランスシートは、議員ご承知のとおり、水道事業会計においては作成しております。それ以外の市会計につきましては、今、議員から質問ございましたように、作成は課題となっておりますが、現金の動きを会計処理しております普通会計に公営企業会計の手法を取り入れながら、行財政の適正な運営を図るべきであるとの考え方が最近の公会計、公の会計の事務処理上の流れでございます。そういうことから、本市におきましても、平成19年度の下半期、これからの下半期を目標にして作成し、公表してまいりたい、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 野田正男君。

3 2 番（野田正男君） 今、19年度に作成ということで、具体的なお答えをいただきましたので、それを待ちたいと思えます。

そうした中で、バランスシートは、難しい企業会計をそのままねるのではなくして、総務省方式という一つの基準がございますので、極めてつくりやすい状況にあるんではないかということでございますので、今、市長が言われましたとおり、その時期につくっていただくことを強く要望して質問を終わります。

散会の宣告

議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、6月12日午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

なお、議案に対する質疑の発言通告は、あす12日の正午までに議長の手元に提出願います。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時10分散会

第 2 号

[6 月 12 日]

平成19年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第2号

平成19年6月12日 午前10時00分開議

1.出席議員

1番	高木寛房君	17番	大好光君
2番	鴻巣早苗君	18番	海老原弘君
3番	染谷礼子君	19番	富山和夫君
4番	中山栄一君	20番	山崎貞美君
5番	倉持悦典君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古館千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君
16番	飯野喬一君		

1.欠席議員

6番 飯泉静男君

1.地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市	長	飯島善君
副市	長	小林弘文君
教	長	豊嶋隆一君
総務部	長	海老原茂君
市民部	長	渡辺勝美君
保健福祉部	長	鈴木 等君
産業振興部	長	鈴木 清君
都市建設部	長	青木 秀君
教育次	長	倉持政永君
会計管理	者	豊島 久君
秘書広聴課	長	森 勝巳君
参事兼企画政策課	長	中川 修君
総務課	長	湯元茂男君
財政課	長	秋田信博君

税 務 課 長	堤 有 三 君
生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
国 保 年 金 課 長	野 本 英 夫 君
農 政 課 長	坂 田 宏 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
都 市 計 画 課 長	大 久 保 明 一 君
建 設 課 長	瀬 崎 和 弘 君
特 定 事 業 推 進 課 長	片 見 和 男 君
水 道 課 長	間 根 山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成19年6月12日(火曜日)

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長(廣瀬 満君) ただいまの出席議員は29名です。欠席議員は、6番飯泉静男君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(廣瀬 満君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

26番川上文子君。

[26番 川上文子君 登壇]

26番(川上文子君) 26番の川上です。

3点通告をしてありますので、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、国保の申請減免について伺いたいと思います。

これ昨年も質問いたしまして、昨年に引き続いてことし再度質問をしたいと思うのですが、ことし、国保税も昨年に引き続きまして引き上がりました。昨年の定率減税の半減でも大変市民の電話が市役所の税務課に殺到したというふうに伺っているんですが、その上、昨年介護保険料の引き上げがありまして、そしてことし定率減税の全廃です。伺いましたらば、15日に切符を各家庭に配るということで、税源移譲もありますので、さらにびっくりをするという状態が起こるわけで、電話が殺到するのではないかというふうに思うのです。そこに加えて2度の国保税の引き上げです。本当に今負担増が市民の暮らしを直撃しているという実態だというふうに思うのです。そういう点で、国保の申請減免制度が有効に働くようにするということは、昨年以上に私は強く求められているのではないかというふうに思います。

昨年の質問のときに、国保制度が、国の生存権保障義務をうたった憲法25条の要請に基づく国民健康保険法の目的として、国民健康保険制度が社会保障制度なんだ、明確にしているということ、そしてその精神に基づいて、低所得者に対する法定減免と同時に申請減免が規定されているんだというふうに言いました。しかし、実際には、伊奈町でも、谷和原村でも、申請減免制度は全く生かされてこなかったというのが実態です。

そこで、申請減免について有効な制度を求めたのですが、そのときの保健福祉部長の答弁、議事録から読ませていただきたいというふうに思うのですが、申請減免の内容について広報をきちんとしているのかということでご質問をいたしました。その答弁では、国保制度の基本的な内容については、随時広報でお知らせをしているけれども、減免の内容についての広報までは、現在考えておりませんという答弁です。

申請減免の申請書は、窓口で常備しているのかというふうに質問いたしました。その答弁は、常備はしていないと、だけれども、申請書が必要なときには、すぐ用意できる体制となっているということで、市民にも知らせる形になっていない。常に、申請減免というものがあるんだよという形で市民の目に受けとめられる状態になっていないということだというふうに思うのです。

私は、当該年度の所得が本当に少なくなったという者について対象にするわけだから、基準を明らかにするようというふうに質問をいたしました。そのときの答弁は、当該年度の所得が皆無になった者、または、これに準ずると認められるというふうには書いてあるけれども、単に所得金額が一定金額以下という枠によって減免の範囲を指定することは難しいということで、例えば、失業等で当該年度の世帯主の所得が皆無になった場合でも、同一世帯に所得を有する方がいるような場合には納税できるものと判断できます。これは何を言っているのかと。同一世帯ではないという、国保の加入の世帯以外の人と、そこにその税を求めるという表現をしているのか、大変問題だと思うのですが、その場合にも、減免の対象にはならないと言っているのですね。また世帯主の失業によって、世帯全体の所得がなくなった場合でも、それまでの貯蓄等もある場合は、納税を続けていかれる方もいると、納税相談の中でその方の状況を聞き取って、十分に状況を把握した上で、減免の対象となるかどうか判断していきたいというふうに部長は答えられました。

納税相談の中で、対象になるかどうか判断をしていきたいというふうに言われていますけれども、実態的には、申請減免をやった例は今までにないんですよね。伊奈町でも、谷和原村でも、そういうのが実態です。再度求める中で、最後に、保健福祉部長は、一定の基準以下で指定をするという問題について、生活保護基準等に基づいて基準をつくってほしいというふうに言われるけれども、県内ではそういう基準を把握していないので、今後研究してみたいというふうにも述べられました。

県内では、そういう基準はつくられていますね。新しくなりました部長にも言いましたけれども、例えば、坂東市の減免の取り扱いに関する基準で、当該年度の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者についてこう定めています。前年の合計所得金額が500万円以下の世帯の収入が50%以上減少した場合、半減した場合です。前年の所得金額によって3段階に分けて、低いところについては10分の4の減免、中間は10分の3、そして10分の2という形で、3段階に分けて減免制度をつくっています。

それから常総市も、ことしの4月なんですけど要綱を定めました。ここでは、前年の合計所得金額が300万円未満の世帯の収入が、ことし10分の6以下、6未満になる見込みがあったときには、前年の所得金額によって3段階に分けて、10分の6、10分の8、10分の10、つまり全額免除という部分があるわけです、減免をすると定めています。

それから、常総市の要綱では、倒産、廃業、失業や、市民税非課税世帯の生計維持者の疾病、負傷、障害で、90日以上入院、療養が必要なときには、所得割額と資産割額を免除という形で要綱を定めています。県内では、動き始めています。

本当に、国保の負担というのは大変なわけで、法に定められたこの申請減免制度を、当該年度の所得が皆無となった者という判断をすると言いながら、実際には全く適用していないという実態で、貯蓄や、それからほかの人の、家族の収入によって納税を強要するというのは、全く納税の賦課自身が、昨年度の収入によって所得割は賦課しているわけですから、それ自身をそういう形で徴収するというのは、全く正当ではないというふうに思うのですね。県内でも、そういう形で、具体的な所得の激減の目安を設けて、その人たちは対象にするんですよということで要綱をつくっている、ないしは条例をつくっているわけですから、このつくばみらい市でもぜひ適用基準を定めていくことを再度求めたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 国保税の申請減免についてということのご質問でございますが、ただいま川上議員からございましたように、昨年9月にもこのご質問がございました。

減免については、国保税の条例で規定されておりますので、それに基づいて、各世帯において、所得の状況や資産の状況等により、個々の納税者の担税力いかにによって決定すべきものだということで私はお答えしていると思うのですが、今回もそういう方針でございますが、さらに、単純に所得基準を明記することというのは、私はちょっと、今、そうしようというわけにはまいらないと思います。したがって、総合的に判断できるような指針をこれから研究して決めてまいりたいと、このように考えております。具体的な答弁につきましては、担当部長の方から説明させます。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） ただいまの川上議員の質問に対してお答え申し上げたいと思います。

市長からもありましたように、減免は、あくまで個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、単に、所得金額が一定金額以下というような枠によって減免の基準を設けるといことは難しいと考えております。

国民健康保険税は、低所得者に対する税の軽減制度があり、所得金額が基準より少ない場合には、均等割額、所得割額が減税になっています。各世帯において、所得の状況、資産の状況等の違いがありますので、納税相談の中で、その方の状況をよく聞き取り、その中で、減免の対象になるかどうかを判断しております。災害等により生活が著しく困難な場合や、所得がなくなり生活が窮している場合等がありますので、総合的に判断をする指針を研究してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

26番（川上文子君） わずかに前進かなという答弁と受けとめるのですが、6月1日、朝日新聞に、生活保護で取り戻す人生という記事が載ってしまっていて、ホームレスだとか、多重債務に対して、生活保護の手だてをとるとい形で、生活を立て直していただいて、ここに報道されている方は、仕事もし始めて、生活保護の中で、働いた分はその分を引いて、生活保護、その残りの分をいただくという形で生活の再建もできると。多重債務の問題についても、同じように解決の手だてを公がとりながら、生活再建に力をかけながら、納税できる、人として生きていかれるような基盤をつくってあげるといのが大事なんだろうと思うのです。追い込むのではなくて、生活再生の道をどうつくるかということが大事だというふうに思うのですよ。

この間の国保税の推移を見ましても、調定額に対する収入割合というのは年々減少しているんですね。伊奈町を見ましても、谷和原も見ましても、伊奈町でも、平成14年が調定額に対する税の収入額というのは7割、それが68%、さらに66%という形で、17年には減ってきています。谷和原についても、14年度が86%から、順次減って17年度は80%です。毎年毎年少しずつ減ると。結局、国保税を上げることによって払えない世帯をたくさんつくって追い込んでしまったんでは生活の再生はできないわけですよ。

市長が言われた、賦課の問題で、収入だけで判断はできないというふうに言われますけれども、国保税は、所得割についていえば収入で賦課しているんですよ、昨年の収入で賦課している。その方が、どれだけの家屋を持っているかというのは、資産割で賦課をしているわけです。ですから、例えば、収入が激減をしたとしたら、資産割については、お持ちなんだから賦課をしますというような形で条例をつくっているところもあります。しかし、そこで、今度貯蓄までという話になると、実態的にどうなのか。もちろん私は悪質な滞納者がよしというふうに思いませんが、実際問題見ますと、18年度の課税標準額の所得段階別調査、つくばみらい市の見ましたけれども、200万円以下への課税標準額が66%ですよ、7割ですよ、市民の生活の実態というのは、やはりここにあるのではないかと。

私は、滞納世帯の所得の段階別の調査を出してくださいというふうをお願いをしましたけれども、それは出せる状態に、計算センターの仕組みがなくなっていると。私は非常に納

得できないのですけれども、そんな今はコンピューターの時代であり得ないというふうに思うのですが、出していませんので、出されませんでしたのでわかりませんが、滞納世帯の実態は、多分、平均的な所得のそれからすると、これはもう全世帯の課税所得の段階別調査ですから、健康保険に入っている方も含めてですよね。社会保険に入っている方も入っていますから、国保の場合には、さらに所得が下がるわけですから、その中で多分滞納世帯の実態をぜひ調査していただきたいと思うのです。実態的には大変低い収入のところ滞納になっているのではないかと思います。

ですから、条例の決め方は、そういう意味では、よく研究されたいと思うのですが、基本的には、その所得に応じて所得割はかけているわけですから、その所得が減っている実態にどう減免の手だてをとるのかと、そこで考えて、常総市も、坂東市も、全国にもたくさんありますけれども、定めています。私はそういう形で定めるべきだというふうに思います。

わずかに検討という話が出てきて、本当に検討してほしいというふうに思うのですよ。そのときに、坂東市や常総市の定め方、さっきお話ししましたが、私は生活の激減というところ、要するに、去年の収入よりも大幅に半減した、6割減になったというところとあわせて、生活保護基準以下、例えば、生活保護基準の1.1倍の方々は減免をするというような形で定めないと、6割、4割の軽減では、均等割と平等割の軽減ですから、全体的な軽減にはならない。そこはぜひ検討していただきたいと思うのですよ。

秋田県では、秋田市を除いた全市町村が、生活保護基準以下は免除、それから2分の1以下の所得の減の場合については、10割から2割という段階に分けて軽減をさせています。私はこういう2本立てで定めるのが最もいいのではないかとこのように思うのです。ぜひそういう方向で検討するというふうに答えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 川上議員からそういうふうに答えなさいと、こういうご要望でございますが、はいそうですかというわけにはまいりませんが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたような総合的な指針の決め方としては、国保運営協議会の皆様のご意見をいただきながら決めて、決まったら住民の方々に周知をすると、こういう方針でやってまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

26番（川上文子君） ぜひ本当に検討していただきたい。

今の政治のやり方は、本当に所得の低い方にとっては過酷です。それで、収入が減ってホームレスになる方、それから収入が減って、病気になっても医療にかかれない方がたくさん出ているわけなので、その減免を、市町村も大変ですけれども、そこを本当に手だてを持たないと、市町村の役割を果たせないで、強く要求して、十分いろいろなところの実態の研究をしていただきたい。それから部長には、滞納世帯の世帯状況、段階別の世帯状況、ぜひこれは調べてください。どういう状況なのかと、その上に立って条例をぜひつくってください。よろしくお願いします。

2問目の質問に移ります。

2 問目、同じ国保の短期保険証、資格証明書の交付について伺いたいと思います。

これも同じときに質問をいたしました。合併前で、前伊奈町では、資格証明書の発行が行われてきませんでした。しかし、谷和原村では発行されておりまして、昨年9月から全市的に発行されています。

ご存じのように、資格証明書は、7割戻りますけれども、医療機関を受診するときには、窓口で全額負担しなければなりません。短期保険証は、利用が3カ月、6カ月と期限が切られた保険証です。いずれも、滞納分の保険料を払わないと本物の保険証は交付されないということです。ですから、取り扱いを一步間違えば、生活に窮した人の医療を受ける権利も奪う、命をも奪いかねないということがあります。

全国的に、97年の国保法の改悪がありまして、その後、資格証明書の発行が義務づけられました。それ以降、資格証明書の発行が激増しています。昨年、全国的に言いますと、滞納世帯480万世帯、そのうち資格証明書を発行された世帯は35万世帯7.2%、いずれも過去最高です。資格証明書の発行を受けた世帯では受診を控えるという傾向が指摘をされています。全国保険医団体連合会の調査では、資格証明書発行全国1位の神奈川県では、発行された人の受診率は、一般被保険者の32分の1という実態、資格証明書の発行が2番目に多い福岡県では113分の1です。全日本民主医療機関連合会では、保険証取り上げによって受診がおくれて、その結果、この過去2年間で25人の方が亡くなったという報告をしています。

私は、国民皆保険制度の中で、保険証が取り上げられる、その結果、受診がおくれて病状が悪化して命を落とす、こういうことは絶対あってはならないのではないかと。ですから、資格証明書の発行については、本当に慎重に行わなければならないというふうに思っています。

前回この質問をしたときに、資格証明書を発行するけれども、適用除外にするというのを法律で明記しています。それは、特別の事情というふうに書いてあるわけですが、この特別の事情の中に、生活の困窮というのをきちんと入れるべきだというふうに質問いたしました。部長は、こう答えられました。6カ月短期の保険証の期間に全く納付がない方に3カ月短期保険証を交付して、交付後も納付が全くない方に資格証明書を発行している。ただし、納付相談の内容によって資格証明書は発行しないという形で対応していると。特別の事情については、政令で、財産に災害を受けるとか、それから病気になるとかと定めているわけですが、その政令で定めていることを逐一述べられまして、政令で定めているとおり述べた後に、低所得であるということのみをもって特別の事情で認めるということは考えていないというふうに答弁をされました。

その前段の、政令で定める、つまり災害、盗難、病気、負傷、事業の廃止や休止、または損失、これらに類する事由なんです。そういう方で、収入の減少が生活に重大な支障を及ぼす程度の者については発行しない場合もあるんだよというふうに部長は答弁をされました。実際につくばみらい市の中で、そういう形での納税相談の中で、資格証明書を発行しなかったというのは、新市になってどのぐらいの対応なのか、それはどの程度の重大な支障として対応したのか、お答えを願いたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 新市になってからの短期保険証と、それから資格証明書の件でございますけれども。昨年は、資格証明書を出してある、該当する人で、納税相談の中で短期の方にしたというのは22件、それから、資格証明書になりそうな人で短期になったというのは53件ございます。

26番（川上文子君） もう1回言ってくれる。

保健福祉部長（鈴木 等君） 再度申し上げたいと思います。

資格証明書を出している人で、納税相談の中で短期に切りかえたのが22件、それから資格証明書になりそうな人で納税相談の中で短期にしたのが53件でございます。

26番（川上文子君） 具体的にどの程度の、たくさんあるでしょうけれども、どういう形での判断ですか。

保健福祉部長（鈴木 等君） それについては、病気とか、所得がなしとか、いろいろ条件によっては個々に違いますので、納税相談の中で総合的に判断してそのような処置をとらせていただきました。

議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

26番（川上文子君） そういう形に対応されているということで、大変よかったというか、実態が、本当の実態に合っているかという問題があるんですが、少なくとも相談の中で、一定部分が短期に変えられているということについては評価をしたいというふうに思うのです。

ただし、前回の部長の答弁でも、納税相談に来ない方が非常に多いことで事務局も悩んでいるというお話もあったんですが、私は、実態的には、来ないのではなくて、来られない実態なんではないかと思うのですよ。

資格証明書の発行世帯、これは資料が出ましたけれども、07年6月7日現在で、短期保険証が、国保世帯数全体からいきますと7,790世帯のうち滞納世帯は1,145、滞納世帯率は14.7%、短期保険証の交付世帯が742世帯ですね。それで滞納世帯の短期保険証の交付の割合というのは64%、資格証明書は118世帯、滞納世帯の10%です。私これは、ほかの市町村と比べても、滞納世帯の1割が資格証明書になっているというのは大変高いですよ。もちろん、つくば市、守谷市は1割を超えていますけれども、取手市は滞納世帯の6%、水海道市は0.9%、これはちょっと合併時点があるかもしれませんが、茨城県全体を言いましても5.98%です。つくばみらい市は1割なんですね。

大変、滞納世帯の中で、短期保険証に、さっき部長が答弁されたような相談の中でいろいろの努力をされているというふうに思うのですが、割合としては大変高い全国的な7%から比べても大変高いというふうに言えると思うのです。しかもその滞納世帯のうちの納税の所得階層別というのを出示していただきましたらば、5万円以下、所得階層ですから、ここから基礎控除の33万円も引いてしまうと、本当に非課税世帯、まさに非課税世帯で、所得割の非課税世帯ですけども、5万円未満が63世帯、53%ですよ。それから、5万円から10万円が2世帯、それから10万円から50万円未満が5世帯、50万円から100万円未満が11世帯、つまり100万円未満というところ、所得階層ですから、収入で見ても166万円ぐらい、その世帯が68%、7割ですよ。資格証明書の発行の7割は、そういう所得階層の方たちだという実態。

納税相談に来ないという話もありますけれども、納税相談に行って、例えば、月々幾ら

かのお金が払えるということを言えればいいけれども、言えなければやはり行けないんですよね。行けない結果が、手元に保険証がない状態ができて、そして病院に行けない。また資格証明書の発行を受けても、10割のお金が払えないから。資格証明書で受診をすれば、滞納分にその受診料は、つくばみらい市の条例でもそうですけれども、受診料にそれを回すことができるというふうに条例で定められていますから、診療に払った10割のうち7割は本当は戻ってくるわけですが、戻ってこないで滞納に回っていくとなれば、それは今本当にお金がないとすれば、やはり受診に行けないということで、私は実態的には、悪質、悪質というけれども、実態は明らかに生活困窮家庭が大半です。例えば、300万円を超える世帯で見ても、資格証明書の発行の中でわずか4世帯ですから。300万円と言ったって大した収入じゃないですけれども、それ以上にしてもわずか4世帯。だから悪質な部分については、本当にその実態が、所得もあり、財産もあり、ちゃんとした生活をしている方は、それはそれで請求されたいと思いますけれども、その困窮家庭にきちんと目を向けて、資格証明書の発行というのは、注意深く当たらなきゃならないというふうに思います。

それで、前回も言いましたけれども、厚生労働省の収納対策緊急プランの考え方、もう1回言っておきますが、厚生労働省の保険局国民健康保険課長の土佐さんという方が、「週刊国保実務」の中でプランの考え方を述べています。資格証明書発行における弁明の機会の付与手続きを活用して、生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努めて、資産状況、収入状況を把握して、早急に生活保護の申請を奨励しなさいというふうに言っているのです。その弁明の機会を通じて、生活に困っている世帯を発見して、生活保護等により支援していけば、生活に困っている者と悪質な滞納者を区別することができる。単なる収納対策ととらえるのではなくて、被保険者の支援という視点で有効活用して、法に基づく交付義務を果たすようにと。私は、この考え方がすごく大事なのだと思うのです。

滞納者と同じように、さっきの国保の減免と同じように、追い込むのではなくて、実態的に、さっき言った5万円以下の世帯なんて、まさに生活保護基準以下ですよ。そういう方たちが、本当にそのままほうっておいて生活できるのか、もしかしたらこの人たち生活保護じゃないかということも含めて、先ほどの対応の中身の具体的な一つ一つというのはわかりませんが、実態を丁寧に扱う必要があると思います。

同時に、このときに、厚生労働省の土佐さんは、資格証明書を発行するに当たっては発行基準をつくってくださいと。機械的なものではなくて、地域の状況や、市町村の政策課題を考慮して、例えば、地域雇用開発促進法による雇用機会増大促進地域や求職活動援助指定を受けている地域では、リストラ等により離職した世帯を資格証明書の対象外にするとか、乳幼児の医療費助成の上乗せ支給をしている地域では、対象となる乳幼児が含まれている世帯は、資格証明書の対象外にするような形で検討をすべきだと、つまり発行基準をちゃんと設けなさい。この中で、例えば、政策的にそこでは本当に雇用を促進したいんだということであれば、リストラの者についてはそういう形で追い込まない。赤ちゃんの子育ての支援をしている自治体であれば、その支援をしている、その子育てをしている子供たちのいる世帯については、絶対資格証明書を発行しないというような形で基準を設けなさい。

幸い、資格証明書の調査の願いをしましたらば、現在つくばみらい市では、乳幼児を含む世帯については、相談の中で交付していないんだというふうに言われて、それは大変よかったと思うのです。そういうことも含めて明記をしながら、今は老人医療の対象は法にも定められていますから、対象外になっているわけですが、これもまた後期高齢者で資格証明書の発行世帯にするという国の改悪があるんですが、現在では、老人保健法の対象の方、それから全体の世帯がそうであれば資格証明書を発行しないとなっています。そこに加えて、例えば乳幼児だとか、世帯の収入の状況によって、本当に正確に把握できるような発行基準を再度検討していただきたいというふうに思うのですが、どうでしょうか。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 先ほど、川上議員が、所得階層の5万円未満が63件というお話ですが、これにつきましては、すべてが5万円未満の所得階層とは限っておりません。未申告の方が相当数含まれておりますので、必ず63世帯が5万円未満の所得層というふうには考えておりません。

なお、今後も納税相談の中で、適宜判断していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 26番川上文子君。

26番（川上文子君） なるほど、ぜひそこを区分けして、実態がどうなのかということに基づいて、方向を出していただきたいというふうに思うのです。

少なくとも、このつくばみらい市では、そういう事態が起こっていないので、そういう事態が起こらないようにすることが必要だと思うのですが、この間の中でもさっき言いましたように、25人の保険証の交付されないことによって、病院に行くのがおくれて亡くなるというケースが起こっているわけです。

共産党も全国の9,000近くの病院にアンケートを送付しまして、病院アンケート調査というのを行って、724病院から回答がよせられたのです。そういう中で、国民健康保険証の取り上げ、資格証明書の支給によって、この3年間で、実際には、70%の病院から、取り上げによる受診の控えというものがあつたというふうに答弁をしています。やはりそういう実態がたくさんあるんだろうというふうに思うのです。そういうことを二度と起こさないようにしていくことが必要だというふうに思いますし、一昨日、冷蔵庫の中に奥さんの遺体を入れたという事件があつて、きのうの報道では、ぜんそくを患っていたけれども、妻は生活苦で病院に行くことを控えていたと。夫の意志によると、生活保護の申請を受けたがついていたというような意志もあつたというふうに報道されていますけれども、そういうことも含めて、資格証明書の118人の世帯の中の実態が、本当にそういう実態がないのか、そこをフォローしていく上で、発行基準を定めていくということが必要なんだというふうに思うので、ぜひ正確な把握の上に対応をしていただきたい。

特に、乳幼児を含む世帯については対象にしていけないわけですから、そこはすごく積極的なところだと思うので、そこも明文化をしながら、発行基準を定めるということをしてぜひ強く要求をしておきたいというふうに思います。

ごめんなさい、さっきの全国アンケートですが、受診中断が45%というふうに言

っています、負担増等に。だから実態的には隠れている実態がたくさんあるというふうに思うので、ぜひ十分な対応を要求したいというふうに思います。お願いをいたします。

最後の質問なのですが、2年前に伊奈町が買収しようとした元奈良不動産販売株式会社が所有していた土地について伺いたいと思います。

問題にしている土地は、かつて奈良不動産販売株式会社が、1970年ごろに開発目的で買収した伊奈町野堀、神生、足高等にある土地です。2003年に、奈良不動産販売株式会社が倒産をしまして、清算手続をされた52ヘクタールのうち、8ヘクタールが乗馬クラブに買収されて、残りの45ヘクタールをある企業が買収して、有機農場を経営したいという話が持ち上がって、一昨年6月、そのときの町長は、買収しようとしている企業の計画では、産業廃棄物を持ち込まれるおそれがあるので、町が7,000万円で買収したいという議案を議会に提出をいたしました。

しかし、議会からは、土地が759カ所に分散された土地だということや、公図にしかない、存在しない土地もあったり、複雑な相続が発生して、所有権の移転が困難な土地もあると、産業廃棄物の捨て場になるから買収するというのは、行政のやるべきことではないんじゃないかと。産業廃棄物の捨て場にさせない行政的備えをして対応すべきだというような意見が出されまして、私も反対をしましたがけれども、町長の買収案は認められませんでした。

その後、この土地はつくば市に在住の方が購入されています。この間、農業委員会に、45ヘクタールのうちの田んぼと畑について、農地法の3条に基づく所有権移転の許可を求める議案として出されて移転が行われています。市長が、産業廃棄物の捨て場になると、買収することまで考えた土地なわけで、新たな所有者になってその心配はないと考えておられるのか、また、新しく地権者となった方のその土地の利用計画がどんなふうに表示されているのかお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 川上議員、私、議案としては提案しておりませんので。この前段として、皆様のご意見をいただきたいと、こういうことでご協議を願ったわけでございます。

産廃が捨てられるからという目的だけではございませんので、ご理解をいただきたいと申します。

非常に安い土地であるし、どこを道路つくる、何をしようとしても、あの地域は必ずかかるのです、散在して所有しているものですから。そのところは誤解のないようお願いいたします。

それで、この土地につきましては、現在、農地の所有権移転がなされている。まだ、全部はされていないようでございますが。それで、実際に梅の栽培をされておるということでございます。今の計画では、農業委員会の方に出されているのは、梅をつくるんだと。そういうことで、今計画をされ、実施をされておるということございまして、私の方からも、盛り土などを行う場合は、当初からやらないでほしいということは言っておりますので、これからもそういう申し入れはもちろんしていきますが、もちろん計画については、県の許可が必要となる、あるいは市でも、川上議員、よくご存じのように、いろいろな条

例をつくってございますから、それに基づいてやっていただくことはもちろん指導していきますが、今、監視員の方々のご協力をいただいて、まめに巡回等をしていただいて、そういうことを未然に防ぐという努力をしてみたい。実際に、あの地域の中に平和台という集落があるわけですが、その周辺は、梅を植えているそうでございます。現在のところはそういう状況でございます。

議長（廣瀬 満君） 農業委員会事務局長猪瀬重夫君。

〔農業委員会事務局長 猪瀬重夫君 登壇〕

農業委員会事務局長（猪瀬重夫君） お答えいたします。

この土地につきまして、農業委員会の経緯を報告いたします。

18年の5月に本人が来庁、農地購入の計画があると相談をしております。それから、同年10月から農地法3条の許可申請を提出、同年12月に事業計画書を提出しております。その事業計画書なんですけど、不備があるので再度提出してもらうということになっております。以降19年5月まで計7回の申請があり、許可になっております。田で13ヘクタール、畑が10ヘクタール、合計23ヘクタールで、8.4ヘクタールがまだ残っております。平和台住宅のそばに300本弱の梅を植えつけたのを確認しております。

農業委員会といたしましては、耕作放棄地が減少するというのは非常に好ましいのですが、一方で、農地改良などとして建設残土等が不法投棄されることを懸念しております。不法投棄につきましては、市長も申し上げましたが、関係各課と連携し、パトロール等を強化してみたいと考えております。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

26番（川上文子君） 農業委員会の方から計画のお話がありましたけれども、私も計画書を見ました。ずさんというか、手書きのもので、手書きじゃいけないという話じゃないのですけれども、書き方も。計算をしますとあちこち数字の間違いもありまして、それはいいとしましても、全体の計画が、さっき言われましたように45万平米、そのうち農地が31万と。現在、所有権移転の許可が済んでいるのが23万と。全体の出されている農業委員会の計画では、30万平米に梅を植えるんだと、そこで梅ジュースをつくって梅ジュースを販売するんだという計画なんですね。それで、2006年から2011年まで、6年間で順次、30万平米に梅を植えていくと、最終的には6,129本を30万平米に植えるという計画なんですね。そこで、全部が植え終わった段階では、年間2,000万円ぐらいの収入になるだろうと、出しているんですけれども。

例えば、アルバイトという労賃を計算しているんですが、初年度の600キロの梅のアルバイト料が3万2,000円、収穫2日、瓶詰2日、4日間で3万2,000円という労賃。ずっとこの年度ごとに追っていきますと、この600キロを4人で収穫して瓶詰をするんだという人数にきちんと合った形で労賃は組まれているんですね。労賃で組まれているのこれだけなんです。私も全部見られませんでしたけれども、1期も2期も見てきましたけれども、私は軽自動車ですけれども、車もそこら辺こすりながらいかないと行けないような土地で、実際に田んぼと畑といっても、平和台のところは確かに畑できれいにすぐ使えるでしょうけれども、実態的には、かなり手を入れないと、笹がいっぱい生えていたりして、梅を植えるという行為をするに当たっても、大変な作業が要る。しかも、梅林を毎年、毎年6,000

本の梅を収穫をしていくためには、下刈りもしなきゃならないでしょうし、薬もまかなきゃならないでしょうし、いろいろな労力がかかるわけですよ。ほかに書いてあるのは、販売経費として全体の15%、販売経費ですでの15%が妥当かどうかはともかくとして、とてもとてもこんな計画でやれる話じゃないことは見れば明らかな手書きの計画です。

7,000万円ということで、1億円ぐらいのお金で投資をして、多分買ったんだというふうに思うのですが、これで採算が合って、慈善事業ならともかく、1億円ぐらいのお金を投じたとしたら、採算に合う仕事だとはとても思えないような計画内容です。もちろん農地法の3条の所有権の移転という行為の中では、法的には計画書の提出は義務づけられていないと。だけれども、広い土地だから農業委員会は計画書を求めたんだと。再度また、もっと精度のいいものを出すように要求しているということは大変いいと思うのですが、明らかにこんな計画を見たら不安になった方がいいと思います。不安になることを、農業委員会の中で、その計画を受けた段階で、生活環境課、いろいろな課での連携で協議がされたのかもしれませんが、こういう計画で本当にどんなふうに進められるのかということについて注意をしていくことを備えていかないと、私は、これだけで収益を得るとはとても思えない事業。

当然そこに、埋めるとかいろいろな作業の中で、別建ての収入を得ることを考えなければ、1億円の投資はなかなか取り戻せないというふうに思うので。良心的な方で、慈善事業で、あそこはたくさんの梅が30万平米に植えられるとすれば大変いいことですが、それはもう大変な、慈善としてやっていただかない限りはとてもできないような試算だというふうに思うので、そういう意味では、十分な条例等での備えが必要なんだろうと思うのです。それで、そのときの議論もあった後に、水道水源保護条例とか、それから新市になってつくばみらい市の環境保全条例もつくられました。それは前向きな対応だったと思うのですが、改めて、そういう視点で、水道水源保護条例、それからつくばみらい市の環境保全条例もずっと見ましたけれども、十分だろうかというふうに思うのです。ですから、ぜひ再検討していただきたい。

例えば、水道水源保護条例でカバーできるというのは、あそこに対象とするのは、二つの井戸のところだけです。カバーできる範囲は極めて限られる。大きく言えば、環境保全条例でしょうけれども、そこも事業の許可のところ、事業区域の外郭から50メートル以内の土地所有者及び住民の同意、これが必要だというのは大変有効的だというふうに思うのですが、例えば、阿見町、この間、改定がされまして、かなり縛りを強くしたということで、埋め立て、盛り土等の規制条例の中では、周辺関係者からの同意を得る範囲は100メートル以内、それから、行政区の区長もあわせて同意を求めなければならない。そういう点でも、つくばみらい市の環境保全条例よりは縛りが強いですよ。それから、阿見町の4条の4では、苦情及び紛争が生じたときは、事業を直ちに中止してその解決をする。それから定期的な土砂の量を町長に報告をし、定期的な地質検査を促している。

つくばみらい市の環境保全条例では、初めの認可のときには土質調査等の提出はありますけれども、定期的な土質調査だとか、それから量の報告の義務は課されていない。そういうふうに、今ある条例の中で十分対応できるかということをおは再度検討していただきたい。

それから、農地法に基づく、水田で言えば、30センチ以下、畑で言えば50センチ以下の

盛り土については、農業委員会に書類を届けばいいというふうになっているんですね。これは、その範囲でやる場合についてはもう何の縛りもない。だから45万平米の土地を見ますと、大変起伏のある土地だったりいろいろしますから、いろいろな形で、利用しようとするばでき得るという残念ながら地形でもあるので、だから市長も、一昨年のときに大変苦慮されたんだと思うのですが。そういう土地なので、現在買われた方の今後の方向によっては、いかようにでもいじれるというふうと思うので、そうさせないためには、今ある条例の不備の部分はどこにあるのか、そこをぜひ研究して、それから横の関係課との連絡も大いにとって、やはりこういうずさんな計画が出たら、関係で協議をして、そういう対応に立ち向かっていくという形の、市の全体的な行政的な指導が必要なんだと思うので、そういうことも含めて、ぜひ条例の見直し、体制の横の連絡、ぜひとっていただきたいというふうと思うのですが、どうでしょうか。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） この件につきましては、農業委員会の方とも、今も連携をとりながらそういう話し合いを進めているところでございますが、先ほど指摘のありました環境保全条例の施行規則、特に、言われました土質分析表であるとか、その申請に当たっての分析表、それから50メートル以内の土地所有者等の住民の同意書というような、7条にありますけれども、そういう他町村の状況等、規則等も今後勉強してみたいと思います。

特に、この不法投棄につきましては、UD監視員というのが県のボランティアで6名ほどおります。そういう方々の協力も得ながら、そういうことのないように、今後、農業委員会との連携もとりながら、対応していきたいというふうに考えております。

議長（廣瀬 満君） 川上文子君。

26番（川上文子君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

あわせて、住民監視というか、あそこにはなかなか居住している部分は少ないですけども、そういう方々の協力も得ながら、それを受けられるような条例の整備をして、県条例、それから市の条例、限界がなるだけ少なくなるように、そういう形でぜひ見直しをしていただきたい。そういう点では、行政の力の見せどころだというふう思うので、各担当課の努力を強く要求したいというふうに思います。

終わります。

議長（廣瀬 満君） ここで、暫時休憩を10分間します。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

議長（廣瀬 満君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 古川です。

3項目通告しております。順番に質問をいたします。

まず最初に、乳幼児医療費助成制度の拡充についてなんですけれども、子供たちの医療費の軽減を求める国民運動は、婦人団体を中心としまして、30年以上という長い歩みを持

っているんです。私も、思えば、議員になってからずっと乳幼児医療費助成制度の拡充を求めてきたというふうに思っています。しかし、国は要求に一向にこたえないという中で、現在では、47都道府県すべてで何らかの助成制度をしています。

茨城県では、一昨年、助成の対象年齢を就学前まで広げ、通院のみから入院まで対象とするということで、一部自己負担というものを残すものの拡充がされてきました。あわせて、県内の市町村では、県のマル福助成制度に上乘せをして、子供たちの医療費自己負担を無料にあるいは軽減を図るといふ、こういうことで拡充が進んできています。当市では、就学前まで市の独自負担があるので無料となっています。

そういう子供の医療費の助成制度が進んでいるわけですがけれども、先日、市内のお母さんからお手紙をいただきました。ちょっと読んでみたいというふうに思います。

私は、3人の子供を持つフルタイムで働いているワーキングマザーです。下の2人は乳幼児です。下の子が1歳のころから所得制限に数万円ひっかかってしまい、それ以降、受けることができなくなってしまいました。私たち夫婦は、お金持ちではなく、それぞれ普通のサラリーマンです。ただ、30歳で子供を生んだため、若い夫婦よりは年齢が上の分、少しは給料が高いと思う。しかし、児童手当はもらっているのですから、年収がかなり高いというわけでは決してありません。

共働きでは収入が2倍になるからいいというふうに言いますが、日中フルタイムで働き、そして帰ってからも休みなく家事、育児をこなし、子供が熱を出せば会社を休んで看病しなければならない。夜も乳児がいるために浅い眠りしかできない生活は、体力も気力もぎりぎりのところまでできています。金銭面でも、保育料は最高額を徴収され、延長保育や残業時の一時保育など合わせると3人で月15万円にもなることがあります。また、家事が十分にできない分、お手伝いを頼むと月数万円、生活は決して楽ではありません。

子供たちは、しょっちゅう病気をもらってくるため、平均月4回は病院に行きます。よく窓口で、マル福はお持ちですかと聞かれます。いいえ持っていないんですと答えるときの屈辱感、私がこんなに一生懸命働き、税を納め、家庭を守り、子供を育てているのに、行政は何と冷たいことかと、一生懸命働いた者がなぜ福祉で切り捨てられないといけないのか。税金を少ししか払えない人も、たくさん払う人も、子育てにおいて大変なのは同じなのに。今現在子供の医療費は3人で年間8万円ほどかかります。所得の制限を撤廃してもらえると対象となる下の2人の子供の分約7万円の負担軽減です。この金額はもちろん家計の負担軽減につながる大変助かるものですが、それ以上に、頼れる人もいない、いっぱいいっぱいの子育ての中で、子供が病気になり、仕事を休んで病院に連れていくという目の前が真っ暗な状況の中で、待合室にいる他の親子と同じようにマル福を提出し、行政からサポートを受けているんだという実感を持つことほど、気持ち的に楽になります。

今、子育て世代の大変さは、どんな状況にある人でも一緒です。所得の上限にかかる人が、子育てが楽だったり、子供が病気にならないということは決してありません。所得税や市町村税、あるいは保育費で、所得の再配分を行うという原理はある程度納得いくものですが、同じように大変な乳幼児のいる家庭で、福祉サービスをも格差をつけて行うということは、働く意欲も、子供を産み育てる元気もなくなってしまうのではないのでしょうか。こういったお手紙が届きました。

この思いでいらっしゃる方は、当市では、この所得制限によって助成制度が受けられな

い子供が約1割というふうに見られると思います。そのうち、担当課に伺いましたら、更新時で年間40人ぐらいが資格を喪失するといえます。助成制度が受けられないと、医療費の自己負担は3割にもなります。この手紙のように、高額所得者という実感を持ってない世帯が高い医療費を払わなければならないという矛盾を抱えて子育てをしているのです。

3月議会で、染谷議員の質問で、市長は、市の単独事業なので、いろいろな角度から研究していくと答弁、また保健福祉部長も県の医療福祉協議会等の会議の中で研究していくという一歩前向きな答弁がなされました。県内多くの市町村が独自に制度拡充の方向で取り組んでいることから、本市においても、私は、早急にこの所得制限の撤廃をすることを求めますが、市長の考え方を伺います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 医療費の医療福祉制度のいわゆる所得制限を撤廃したらというご質問でございますが、この医療福祉費は、今ございましたように、県の補助金を受けて、県の基準に基づいてやっておるのが現状でございます。

したがって、いろいろと研究して、今申し上げたように、新治、つくばの組織の中で検討するというように、前に部長が答弁されておるわけですが、その経過は部長の方から答弁させますが、現時点で単純にこれを撤廃するということは非常に難しいという判断をいたしております。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 医療費の助成問題についてご答弁申し上げたいと思います。

医療福祉費の支給制限は、条件を満たす人が医療保険を使って医療機関にかかった場合、一部負担金を公費で助成する制度でございます。県の補助を受けて事業を実施しておりますが、本市では、外来自己負担金について市単独で助成をしております。この単独事業につきましても、所得制限を撤廃している市町村や対象年齢を拡大している市町村がありますが、この場合、マル福自己負担の肩がわりをしていない場合があります。すべての単独事業で実施することになりますので、医療福祉制度の助成等につきましても、今後も、引き続き関係機関等の連携をとりながら研究をしていきたいというように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 現在の県内の44市町村単独が行っている単独事業制度の到達点を見ますと、いろいろ細かいところは若干違いがありますが、大まかに、所得制限とか、年齢拡大、それから県のマル福自己負担の肩がわりという形で見てみますと、所得制限は、19市町村が所得制限を撤廃しています。それから、年齢拡大では、さまざまなんです。古河では小学生、それから神栖では中学生まで、牛久は中学生まで、入院のみということですね。坂東市は7歳まで、城里町は小学生まで、6年生まで、そういう形で進んでいます。

それから、県のマル福の自己負担の肩がわりという1日外来で600円で、入院の場合は300円で月が3,000円限度というこの肩がわりの分ですけれども、入院外来とも肩がわり

しているところは10市町村、外来のみは10市町村、入院のみは3市町村ということで、石岡市は10月から入院のみ肩がわりが始まるというふうになっています。

そういうふうになっているんですけども、私は、他市町村と比較するというのももちろんそうなんですけれども、そういう点では、この近隣のところでは、県南地域ですね、所得制限の撤廃している自治体というのは調査をさせていただいているのでしょうか。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 県内の所得制限撤廃の状況でございますけれども、現在、乳幼児の所得制限を撤廃している町村が18市町村というふうに伺っております。

以上でございます。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 地域間の格差といいますけれども、この乳幼児医療費制度の中でも、どんどん、今、所得の制限というのが、いろいろなことで矛盾ができていうところで、近隣では、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、ことしの10月からは守谷市が所得制限を撤廃すると。つくばみらい市を囲む自治体すべては所得制限を撤廃するという状況なんです。そここのところはしっかりと見ていただかないと、子育て支援の事業というのは、やはり見られないんだろうというふうに思うのです。そこをぜひ見ていただきたいというふうに思います。

それから、他の市町村と比較するというのではなく、この所得制限の矛盾というのが二つあるというふうに私は思っているんです。一つは、これまでも、所得制限撤廃しないといってきた大きな理由には、福祉だから、能力のある方には福祉の手は差し伸べないという考え方でずっときていたわけですけども、この手紙の中でもいっているように、児童手当、この所得制限と、それから、マル福の所得制限の格差。差を調べてみますと、同じ扶養家族3人で見ますと150万円ぐらいの所得の格差が出ているんです。この児童手当の福祉的な考えと、マル福手当の福祉的な考え方、どういうふうに違うのかというふうに疑問に思っています。ぜひこれも当局の方で答えていただきたいと思うのです。

それからもう一つは、共働き世帯と1人の収入によって生活している1人生計者のときの場合です。例えば、所得が同じく500万円の場合、1人生計世帯は491万円が限度ですから、妻と子供2人で限度額は491万円が限度なんです。共働きの場合は、その所得が夫が300万円、そして妻が200万円とした場合に、どちらか多い方の収入で見ますので、マル福の受給資格があるんですね。失礼しました。前の1人生計世帯は、1人で500万円ですから491万円の限度にかかりまして、マル福の受給資格はない。共働きの場合は、同じ世帯の収入でもマル福制度の資格がもらえると。こういうふうにももちろん共働き家庭ですから、出費の分では1人働きの人とは違うと思いますけれども、そういう矛盾もできてくる。これは、恐らく窓口でもこうした矛盾にぶつかっているんだろうというふうに思うのです。二つ矛盾があると思うのです。その点について、ご答弁をお願いしたいと思うのですが。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） お答えしたいと思います。

マル福の取得基準でございますけれども、県の取得制限の基準で実施しておりますので、

ご了解いただきたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） もちろんマル福の県の制度に基づいて、つくばみらい市は所得制限をしているわけですが、ほかの市町村では、特に近隣の市町村では、同じ経済圏ですよね。中では、それを撤廃しているわけですよ。ですから、福祉だという考え方が違うんだと思うのです、とらえ方が。そしてまた児童手当というこの手当の所得制限も646万円ですよ、所得制限ですね。そういうことでは、かなり所得制限をする考え方が違って、そこをぜひどういうふう整理をして福祉というものを考えたらいいか、こういう答弁を聞いたかったですけれども、部長。ご答弁できますか。

議長（廣瀬 満君） 3回目までですから。

15番（古川よし枝君） ぜひ、そこを、今後検討していく中で整理をして、ぜひ子育て世代に矛盾を生まないような、そういう施策が大変大切だろうというふう思うのです。

来年度から、6歳まで自己負担が3割から2割に負担が小さくなるということです。本来、今回の子供の医療費の無料化というのは、国の責任で行うべきだという、これが国民的多数の意見なんですけれども、しかし、なかなかそうはいかない。そういうところで、むしろ無料化の動きを行うどころか、窓口負担軽減を行っている自治体には、国庫負担金を減額するという、ペナルティを課すという、そういうところの逆立ちをしているわけですけれども。ぜひ対象年齢を引き上げること、それから、経済的な負担が多い入院等についても、所得制限とあわせてぜひ独自施策の拡充をしていただきたい。

これから人口もふえていく、特に、新しく住居を求めたりという世代もふえていくわけですから、所得制限撤廃はこれはぜひ早急に検討していただいて、どの子もこの支援施策を受けられるような環境をつくるのが本当に求められていると思うのです。そのことをお願いしてこの質問を終わります。

2項目の市民税の減免制度についてということで伺いたいと思います。

間もなく、市民税納付書が各家庭に送付されます。昨年に引き続いて、定率減税廃止の影響は、今年度からの税源移譲と合わせ、一層重く住民に課せられることとなります。定率減税廃止、全廃で、庶民負担増は約1兆7,000億円と言われています。一方で、大企業にはほぼ同額の減税という政府の大企業優遇策のもとで、今、本当に国民、庶民は苦しんでいます。

今年度の予算審議で、当市の定率減税廃止による住民税増税額は9,000万円と説明されました。前年度と合わせますと、住民税負担増は約1億7,000万円になるのではないかと、いうふうに思います。

税源移譲による所得税と住民税の増減は調整されるものの、広報で、税源移譲以外の変更として、定率減税廃止の影響をモデルケースとして紹介しています。それを見ますと、夫婦、子供2人で、給与収入が年額700万円の場合、平成19年は、所得税と住民税を合わせて前年度と比較しますと4万1,000円の増税になります。定率減税が全額行われた平成17年度と比べると31万8,700円の増、3.27倍の増税です。住民税だけで見ますと、前年度よりも11万2,200円の増税、17年度と比較しますと12万6,900円増で1.76倍。もう一つ税が出ていますけれども、70歳独身で、年金収入200万円、月額年金は16万6,000円ぐらいの

場合、定率減税と125万円以下住民税非課税措置が廃止されることにより、住民税額は平成17年はなかったですけれども、18年は6,133円、19年は2万4,866円、そして平成20年には3万7,300円に、この非課税措置の経過措置が終わりますので3万7,300円になります。所得税と合わせますと5万4,700円になり、3年間で約2倍というふうになります。これは明らかに払えないという状況をつくり出していると思います。

こういことがどこの市町村でも全国起きているわけですが、川崎市では、住民税が払えないという方が、減免を求める申請を行って全額免除や減免ができるというふうになっています。この措置は、地方税法第323条、その市町村民税の減免というのに基づいて、市が、所得が著しく減少、または規則で定める金額以下の少額所得者等、生活が困難と認められる者については、免除、減額するなどの条例を定め、規則で所得基準を定めているため、住民は、申請がしやすくなっているという状況にあります。しかし、制度がよく知られていないということもあって、去年は249人、ことしは254人が減免の申請をされたということです。実際には、65歳以上の年金収入で、月額19万3,966円以下、また給与収入では15万6,000円以下が対象になるというふうに言われています。

当市の市条例でも、第51条第1項の第2号で、所得が皆無となったため、生活が困難となった者、またはこれに準ずると認められる者に対して、市民税を減免すると定めていますが、さまざまな理由で税の支払いが困難になったという相談にはどのような対応がされているのか、またこの条例に該当した事例はあるのか伺います。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） 市民税の減免につきましては、市税条例の51条にそういう規定があるわけですが、何件そういう申請が出されたのかということなんですけれども、今のところそういう申請は出ておりませんので、何件そういう例があるのかと言われても、ちょっと今のところはわかりません。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 減免の申請をしようにも、このこと自体が住民に知らされていないし、それから、川崎市のように基準というものが示されない。そういう中では、申請ができない状況だというふうに私は思うのです。

私がこういう制度があるということで調べたところでは、大阪市や鎌倉市も条例や規則で所得基準を定めて申請をしやすくしているんですね。もう少し前に述べました川崎市の減免制度というものを少し紹介したいと思うのですが。

市民税の減免ということで、川崎市の条例では、災害があった場合と、特に必要がある者、それから当然生活保護の者、それから、当該年において所得が著しく減少した者、または前年中の所得が規則で定める金額以下の少額所得者で生活が困難と認められる者、これは当市においても、減免の条例にしているわけですが、このことを規則で定めているのです。

市民税の減免は、次の定めによるというふうになっていまして、それで、一つは、災害によって死亡した場合、納税者が前年の所得1,000万円以下の場合には全額免除。それから、災害によって障害になった場合についても同じように減免の規則があります。それから、災害において、事故災害の場合もそうですけれども、住宅や家財の被害が起きた場合、そ

の被害の程度によって、そしてまた前年度の合計所得の金額の枠を決めて、それに応じて応分の減免をしているということ。それから、勤労者の所得の場合、事業の休廃止や離職、負傷や疾病、また失業ですね。そういうことで、前年の所得合計が減少したとき、これも減少した割合に応じて、また、その割合に応じて前年度の所得がどのくらいだったのかということも含めて明確にして、そして減免の割合を定めているのです。

それから、特別なことで収入が減少したということでない場合、ずっと少額所得者だという方についても一定の基準を設けています。それは、その地域で生活保護法に基づいて、生活費が、扶助費が計算されたその生活補助費と、それから法で定めている住民税の非課税とする範囲を算出したバランスをとって、そして一定の所得以外の方は、もちろん生活保護から若干上の所得、あるいは下かということも含めて、一定割合を決めて市民税を免除するというふうに定められています。

これは規則だけでは一般的には大変難しいわけですし、大変わかりやすくしています。例えば、これをきちんとわかるようにしますと、公的年金収入65歳以上の場合、単身では公的年金の収入が232万7,600円以下、月額にしますと19万3,966円以下、扶養家族がふえていけばそれにプラスされていくわけですがそれでも。それから、給与収入が、単身の場合は187万1,999円で、月額にしますと15万6,000円以下、こういうことできちんと明確化しているんですね。

こういう明確化は、どこの市町村でも今大変な状況、住民の暮らしが大変になっているときに必要性があると思うのです。というのは、平成18年のつくばみらい市の課税標準額段階別所得割額等に関するデータという中で、市内の所得段階層を見ますと、課税所得額が、10万円以下に726人が該当しています。そのうち77%の561人は所得税の納税義務がない方です。ですから、所得割課税ぎりぎりの線の方ですね。若干でも収入が減少すればたちまち立ち行かなくなるということは明瞭ではないかというふうに思うのです。

セーフティーネットとして、法で定めた法の具現化が必要ではないでしょうか。市の条例を活用しやすくするために、所得等の基準をきちんと定めることを再度要望しますが、市長の答弁をお願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 市民税の減免制度について、ある一定の線を引いたらいかかと、こういうご質問だと思いますが、この減免につきましては、基本的には納税義務者の担税力を判断した上で減免するものだと思っております。具体的な所得額を定めて、それ以下の者を減免すると、こう定めることというのは非常に難しいという判断を私はいたしております。

ご承知のとおり、失業等で当該年度の所得が皆無であっても、前年度の所得が多かったり、あるいは貯蓄等があったり資産があったりすれば、納税できるものと判断されるわけですので、こういうことから、納税相談の中でその方の生活状況等をよく把握していただいて、そしてその減免の対象となる方について処置をしていっていただきたいなと思っております。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 当然、担税、負担の能力があるのかどうかの判断の基準、こ

それを客観的に示すことによって救える部分がたくさんあると思うのです。窓口でもこういうことが決まっていれば相談もしやすくなるし、受けやすくなる、そういうこともあるわけですので、担税力の判断を見るんだということは言っているわけですから、それをきちんと明確化にしていく。もちろん前年度の収入と比較してみるわけですから、ぜひそれは客観的な判断ができるものを市としてきちんと定めてほしいというふうに思います。

この税金については、福祉投げ捨てとって大変思い切りやっている石原都知事の東京都では、来年から地方税法の6条、これを活用して、生活保護の対象となる程度の収入しかない低所得者の税負担に配慮するとともに、都財政再建の一部を還元するため、個人都民税所得割の軽減措置を実施するんだというふうな方針を出したのです。これによると、年収166万円の単身者の場合、住民税4万7,600円のうち1万9,000円が減税されると。年収270万円の母子2人の場合は、住民税が4万6,300円のうち都民税1万8,500円が軽減されるという、かなりこういう法律を、国が持っているセーフティネットのものをきちんと具現化していくということをやらざるを得ない状況になっているんだと思うのですが、そういう点ではつくばみらい市でも同じです。ですからぜひやってほしいというふうに思います。

私は、地方自治体の仕事の第1番目は、もっとも身近な住民の暮らしをきちんと把握して、そして福祉を充実させて健康を守る、そういうことが一番の仕事だと思っているんですね。市長もそういうふうに思っているらっしゃると思うのですが、そういう点では、さまざまな理由で生活が苦しく納税が滞ってしまう、そういう状況を把握したならば、きちんとどういう手だてができるかという、先ほど川上議員から国保の問題がありましたけれども、いろいろな方面から手を差し伸べる、そうした救済の手だてを具体的にこの仕事にぜひ取り組んでいただきたいということを求めて、この質問を終わります。

3番目に、つくばエクスプレスのみらい平駅の列車の増便ということで伺います。

T Xが開通して8月で2年となるわけですがけれども、開業してから乗客は累計で1億500万人に達したというふうにT Xは発表しております。2006年度は1日平均で19万5,300人、当初の予測をしていた年間12から13%増の枠を超えて30%も増加したというふうに言っています。

駅ごとの1日平均乗車数見ますと、秋葉原が前年度比で21%増、4万3,700人、流山のおおたかの森は36%増の1万9,800人、柏の葉キャンパスは74%増の6,800人、県内の守谷駅では29%増の1万5,700人、みらい平は44%増の1,300人の利用客、みどりの駅は40%増の1,400人というふうにして増加しているわけですがけれども。

そしてT Xは、つくば、守谷間の住宅開発が鉄道の需要につながることを期待したいというふうに報じているんですけれども、T Xもそれから不動産業者も、みらい平から40分で都心へというキャッチフレーズでPRしておりますけれども、利用者はどうかというふうに思います。

利用者の声を聞きますと、通勤帰りの厳冬期の夜間に、守谷駅ホームに30分近く待つ身は大変つらい。それから、みらい平の駅に居住しているけれども、帰りが遅くなるので、便数の多い守谷駅を利用している。そのためにマイカーの駐車料や時にはタクシーを使うなど、経済的な負担が非常に大きい。駐車場は、みらい平駅周辺よりも約2倍ほどになっているわけです。需要と供給のことがありますので、今は2倍になっています。ですから、

利用者の声からも、40分という実感は今の状態ではなかなか持てないのではないかというふうに思います。

昨年12月には、16便が増便されました。それで、つくば、守谷間の日中の便も若干ふえましたけれども、通勤時間帯の6時から9時の間の便数を見ますと、通勤時間帯ですから上りですね、6時から9時の間の便数を見ますと、46便に対してみらい平は23.9%の11便です。それから、帰りは夕方6時から24時の間で見ますと、守谷駅では66便、みらい平はその21.2%の14便と大変少ない便数です。

昨年6月に、市長は、流山、柏、守谷、つくば市長と連盟で電車増便の要望を提出しておりますが、出資者として、利用者の利便性を高めるようTXに引き続き求めていただきたいというふうに思います。

私も、5月初めにTXの本社へ利用者と一緒に要望してまいりました。対応していただいたのは総務課の課長さんでしたけれども、利用者の声を聞き、混雑する改札口の改善など、できるところから改善をしていきたい。今、列車は30編成で動いていて、余裕はあまりないために、増便となると設備投資が大きくなるので、今後の事業予測も把握しなければならぬというふうに、要望として受けとめますという形で受けてもらったんですけれども。

先日、市の総合計画策定の住民懇談会において、住民からTXの増便に関する質問で、市長は、TX社は車両をふやす方向で動いているかのようなお話をなさいましたが、何らか増便の動きがあるということなののでしょうか。それから市長のTX社への働きかけの状況とあわせてご答弁をお願いします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） TXのみらい平駅の増便というご質問でございますが、今、古川議員からもございましたように、川上議員と行っていただいたということも聞いております。ご苦労さまでした。

実は、私も通勤者からもうみらい平駅で座れないよというようなご意見を聞いたので、実は守谷まで乗って守谷から戻ってきたということで乗ってみましたら、確かに朝7時の電車だと座れなかったです。

そういうことから、前にもこの関係市町村、千葉も含めて沿線の市町村と、ほとんど市でございますが、陳情いたしました。その結果は、今、古川議員からございましたように、臨時で走っていたものを正式のダイヤに編成してくれたということですが、残念ながらこれは昼間なんですね、昼間。朝と晩のがないということでございますので、今、既に1日の利用が23万人だということでございますから、当初の目的からすればずっと上回っているということで、ありがたい話なんです。そういうことから、これからは、要は守谷からこのつくば市までの間の問題でございますから、つくば市と一緒に陳情を重ねてまいりたい。

今、議員おっしゃったように、実は前にも行ってまいりました。その結果は、近いうちにプレス発表なり何なりあると思うのですが、前向きの姿勢で考えておられて、今、古川議員からございましたようなことで、今回の、近々取締役会があるかと思いますが、その中へ出てくると私は期待しております。いわゆる車両をつくらなきゃならない、こうい

うことをございますから、何両編成でどれだけの編成分をつくるのかという細かい点も取締役会には発表になると思って期待をしておるわけをございます。これからもつくば市と一緒にあって、強く会社に働きかけをしまいたいと、かように考えております。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 古川よし枝君。

15番（古川よし枝君） 現段階では、車両をふやすという方向よりもそういうことを期待しているということなのではないでしょうか。

このTXは東京駅へ延伸ということも国会議員を含めて大変な動きがあるわけですが、私は東京駅へ延伸する以前に、公平に沿線住民の利便性の増進を図る、このことが先だというふうに私は思うのです。

このTXを開通するに当たっては、宅鉄法も含めて、各沿線の市町村は大きな財政負担を伴いながらやってきたわけですが、このTX建設に当たっては、伊奈町、谷和原村という旧ですね、財政の大変弱い自治体がそれぞれ13億6,000万円の出資をして、合わせますと27億2,000万円の設備投資、出資をしてくれているわけです。しかし、このTXが黒字に転換するのは40年後ということからも、大変な事業だということはわかるのですね。

しかし、先ほど市長が言っておられますように、つくば、守谷間の増便、少なくとも午後9時以降の増便、これは早い時期にぜひ実現できるように働きかけも強めていただきたい。私たちも住民と合わせて要求していきたいというふうに思っています。

今、この列車については、JRの常磐線が大変なことになっているのですが、東京自由券乗車券の復活、この運動が住民から沸き起こりましてこれが実現をして、今3月のダイヤ改正によって、通勤時間帯の電車でグリーン車が、しかも真ん中に2両連結されていると、朝夕のラッシュ時はますます混雑が激しくなっている、多くの利用者から怒りの声が上がっているという状況なんです。牛久市では、住民からの要望や、それに基づいて行政が沿線の市町村と連携してJRの方に改善を求めるといって、そういう動きが巻き起こっているわけです。ですから、公共の交通はあくまでも利用者本位の運営でなければならない、このことをぜひ徹底してほしいというふうに思います。

また、この地域の開発についても、かなりの影響が出てくるんだというふうに思うのですね。今後一層、市長みずからが住民の声をTXの方に届けて改善を求めていくことを強く求めて、この質問を終わります。

議長（廣瀬 満君） これで暫時休憩をいたします。

1時から再開します。

午前 11時58分休憩

午後 1時02分開議

議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 30番の市川です。

2点ほど通告いたしました。どちらもごく簡単な問題ですが、住民にとってはこれが実現できれば大変喜ばしいことだというふうに思うわけです。したがって、執行部もや

りがいのあることじゃないかなというふうに思うわけです。どうぞよろしくお願いします。
まず最初に、多重債務者の相談窓口の設置についてということでございます。

相談窓口が、今なぜ必要なのかということなんですが、法の改正によりまして、おおむね3年後には、2009年の12月、これをめどに貸し金法の利率、元本10万円未満は年20%、10万円以上から100万円未満は年18%、100万円以上では15%に統一されるのであります。

法律施行後は、サラ金などが年20%以上を超えて貸し付けをした場合には刑罰が科されます。年間15%ないし18%を超えた場合には、行政処分の対象となるのであります。または、返済能力を超えた貸し付けを禁止するために、総借り入れ残高が年間収入の3分の1を超えないように規制がされます。このために、新たな信用情報機関が整備されることになりました。法律の制定を受けて、政府は新しく多重債務者の対策本部を設置をしましたので、すべての自治体でも親身になって聞き取り、解決のためのアドバイスができる相談窓口の設置及び充実が図られることが必要ではないでしょうか。

現在、全国では2,000万人とも2,700万人とも言われている多重債務者のうちで、何らかの相談窓口へアクセスできている債務者は約2割というふうに言われております。あとの約8割は、どこへ相談に行ってもよいかわからずにさまよっているとと言われております。中には自殺に追い込まれたり、犯罪の引き金などになるようなケースがふえているというふうなことも言われております。

改正貸金業法が成立しましたけれども、グレーゾーンがなくなるのはおおむね3年後であります。この間に、貸す側は、貸し渋り、あるいは貸しはがしをし、借りる側としては、それでも一生懸命に返そうとして金策などに走ります。今以上に混乱が予想されるのではないのでしょうか。このような混乱を避けるためにも、アクセスしやすい相談ができる窓口が必要ではないでしょうか。

借金の解決は必ずできますよと、自治体の窓口で言ってあげるならば、自殺も犯罪も減ります。したがって、多重債務者は安心をするのではないのでしょうか。できるだけ早い時期に、このつくばみらい市の役所内に、多重債務者相談室または相談ができる窓口を設置するように、これを執行部の皆さんに求めたいというふうに思います。

現在、サラ金などの高い利子の貸し付けを利用をしている人は、全国では1,400人もいるというふうに言われております。このつくばみらい市では、心配事相談や法律相談なども毎日行っております。この相談会に来た人たちは12人もいたと言われておりますが、これは先日担当の方で聞いたことですが、相談に来た人たちは、解決の方向が見出せるというふうに思いますけれども、相談事を主催をしている担当課では、この相談の結果、解決の方向に向かっているのか、まずそのことを答弁願いたいというふうに思います。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 多重債務者に関しますご質問にお答えしたいと思います。

現在、多重債務者に関する相談は、社会福祉協議会が行っている法律相談などにて対応しております。平成18年度の多重債務者の相談件数は12件ございました。相談時間は1人当たり約30分という短い時間ですので、相談者の問題について方向性を示しておる段階でございます。相談の内容等につきましては、職員が同席しておりませんので、詳細は不明でございますけれども、相談員の報告書を拝見しますと、調停や裁判といった方向性を示

しているということでございます。

以上でございます。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 多重債務者の相談窓口という、今部長から答弁がございましたが、私も、前に1件そういう相談に来まして、弁護士を紹介をしてあげたと。この人は、結果的にはうまくいきましたが、この窓口も月1回ということではなくて、役所の窓口で細かい相談はできませんが、このつなぎのできるような、ここには消費生活センターもございませんので、そういうつなぎのできるような窓口は考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 多くの借りている人たちが、知らない、あるいは知らされないままに払わなくてもいい利息を払わされていて、しかも一方では、サラ金などは不当な利益などを得てきました。そのような中で、年間で、全国では20万人近い人が自己破産をした、また、8,000人近くの人が経済的な理由によりましてみずから命を絶っているのがあります。この数は交通事故の死者を上回る数なのであります。このような異常な事態を放置しておくわけにはいかないことだというふうに思います。

過払い金請求をして、払い過ぎたお金を取り戻すことができるのであります。長い間高い金利の借金を返済し続けていると、法律、利子規制法によって定められている金利に計算をし直した場合には、過払いになっている場合があります。この過払いになっているお金を取り戻して、生活を立て直すなどに利用をすることができるのであります。

市の納付金は、滞納金が多いということがしばしば議会の中でも問題になります。昨日の一般質問の中でも滞納整理の問題の発言がありました。サラ金などにおいて、借金などの返済のために、市税やあるいは国保税、水道料金、その他の納付金などを滞納している人の中に、もししたら、相談窓口で相談できて、借金の解決ができれば、市への納付金も納めることもできるのではないのでしょうか。このような方面からも、役所内に気楽に相談できる相談窓口が必要なのではないのでしょうか。

先ほど市長からも、相談があった際に専門家をお願いしたと、そういうことも報告ありましたが、また担当からもそのような方向でのことがあったんですが、実際は、やはり市は、とにかく住民の暮らし、命を守るという立場で、いろいろな事業をしたり、あるいは市民に対する助け合いもしているわけですね。そういう観点からすれば、先ほど申し上げました滞納整理の件ではありませんが、それと連動すると思うのだよね。

大体、市に納付金を納められないで滞納するという人は、そういう中には、恐らくサラ金との関係をしていると、それに返済しなきゃならないというような方も結構いるんじゃないかなというふうに思うのです。その道に携わっている職員の皆さんは、大体その辺はもうわかるんじゃないかと思うのですが、そういうこともありますので、滞納整理、滞納整理といって、取りはがすことだけを一生懸命やったって、何でそういうことになっているのか、やはりちゃんと把握して、それで滞納者に協力してもらえようという方向でやるのには、やはり窓口をつくると。先ほど言ったように、いろいろな方向で解決する方向はありますが、市がそういうことをやるということになりますれば、やはり相談しや

すいという面もあるんですよ。

ちょっと別な方向から申し上げますけれども、もう市の方ではこういうことにつきましては十分把握しているんじゃないかなというふうに思いますが、私、朝日新聞の切り抜き持っています。それによりますと、これは鹿児島県の奄美市でこういう相談をしていると、相談を受けていると。もう20年も前からやっている。そういうことで、非常に債務者から喜ばれると。この相談をして、結局余計に払っているものが戻ってくるわけですから、これは大変な喜びだよ。心配事がそれで一つ消えるわけで、そういうこともありますので、ぜひとも、これは市の方で積極的にこういう件について研究して、できるだけ早い時期に取り組んでほしいということなんですが、もう一度お願いします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ただいまご答弁申し上げましたように、いろいろ調査をして、できるものから取り組んでいきたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 先ほどよその県でやっていることをちょっと申し上げましたが、滋賀県の方でも、これは野洲市というところ。これも市役所の所属職員が、何でも相談じゃなくてこれに専門的に、いろいろな専門がありますが、この問題を専門的に相談を受けている、そういう職員がいるという、これは朝日新聞の6月4日に出ていたのです。そのほか、こういう問題について新聞に取り上げていることが随分あります。日本経済新聞の07年6月8日の朝刊にもそういう問題が載っております。あるいは毎日新聞だとか。このように、とにかく深刻な問題ですから、これはやはり解決の方向でしていかないと、法律でも決まったわけですから、余計に払ったものは返してもらえということになっているんですから、ぜひともこれは積極的に取り組むべきだというふうに思うのです。

それで、裁判所、茨城の場合は、県の弁護士会というのですか、そういうところをお願いをして、相談を受けるとかそういうことをしているということなんですが、できれば、借金をしている立場ですから、お金があまりかからないような方法ですね。これは本人がその気になって返済してもらえようというのをやれば、できないことはないのです。お金をかけなくて、結局、調停、裁判ですか、そういうことで。

最近、そういうことを取り組んでいる団体も身近なところにあるんですよ。例えば、県南民主商工会、これは取手あるいは土浦に事務所があります。そういうところでも、そこに加入している人たちは、随分と今までに取り組んできて解決したと、そういうような人たちでまたグループをつくって「ふれあいの会」というようなこういう機関紙みたいなものを配っている、私もらったのですが、こういうところで相談を受けて、あるいは、町の窓口で相談を受けて、できるだけお金をかからない方法もあるわけですから、そういうのを相談してやるとか、そうすれば債務者はすごく助かると思うのだ。弁護士だと、先ほど30分間と言ったけれども、どういってお金の払い方するのかわからないが、その先裁判にでもなったら大変なお金かかるわけです。そういうところは、やはりできるだけかからないでやれる方法もあるんですから、そういう方向でぜひ進めてほしいということをお願いをしているわけです。

実は先日、隣のつくば市、多重債務対策シンポジウムというのがあったんだよね。これ

全国的な組織の中でやっているのですが、これは特に今回茨城でと。私もそこへたまたま行っているいろいろ聞いたり何かしてきたんですが、その気になってやればできるよと。特に先ほども申し上げましたが、何で市でやれということかということだと思っておりますが、市はよそへ頼んじゃえばそれっきり、後は弁護士さんかそちらでどうぞやってくださいという関係で、どういう方向でいっているかなんていうのは全然わからないと、調べればそれはいろいろ知ることではできると思うのですが。やはり先ほど言ったような滞納の分とかそういう点から見ますと、市がやはり相談窓口をつくって、気楽に相談できるような方向で、ぜひ必要ではないかなということなんです。そういうことで、どうですか、市長さん、その気、さっき言ったように、よそへ任せちゃうとかそういうのじゃなくて市でやると。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） お答え申し上げます。

さっき申し上げたとおり、前向きの姿勢で考えていきますが、できる範囲と、この問題はなかなか非常に難しいのです。私も先ほど申し上げましたように、弁護士さんに相談していただいて結果を出していただきましたが、単なる市役所の職員がこれに携わって相談して解決しましょうなんていうような簡単なものは、こういうところにはあまりこないのです。だから、市で窓口を設けて、今、法律相談をやっていますから、この先生方も結構相談相手になってくれているわけだから、こういう先生方に方向を出していただく、またこういう先生方に、これはこうしなさいとか、そういうふうにしていかないと、これは市役所の職員がこの相談までやるということは、現段階では不可能ですよ。

ですから、せっかくやるんですから、結論を見出さなきゃ何にもなりませんので、案内するばかりではなくて、その結論が出せるような方向づけをしてあげると、そこまでが限界だと思います。中へ入って、あるいはとってくるとか、そういう問題まではとてもできませんので、これはご理解を賜りたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） 市長が答弁するとおりのうに私ももちろん思いますが、先ほど言ったところでやっているのは、相当のところまで相談しているのだよね。もちろん本人がそういう方向でやれるようにと、そういう相談の中でしていくと、そういうことだと思ふのだ。

例えば、なかなか市の方でそういうことをやったにしても、あなたはサラ金から借りているんじゃないですかなんていうことはとても言えないわな、これは相手が来てからしか。しかし先ほども言ったように、できるだけ幅を広く、何とか網を張ってその専門的にやる人がやっていけば、例えば、さっき言ったような納付金が納められないというような人もいた場合は、それはいろいろな形で、そういう問題があるのかなないのかなんていうところまで聞くというのはなかなか大変ならば、そこはお互いに上手なやり方をして、できるだけこういう窓口があるんだから相談したらとか、そういうこともやれるんじゃないかなというふうにも思ふのだ。

いずれにしても、いろいろな実例が最近たくさんあります。先ほども言ったように、シンポジウムでも、今までの経験したことずっといろいろ載っています。あるいはこの近隣でやっている、民商なんかでやっているこういうやつの中でもありますから、ひとつ本

格的に、専任の職員を配置して、その人には大いにそういう勉強してもらってやってほしいと思うのです。

とにかく国の方向で、地方自治体でもそういう方向でやるようにということで進めようとしているわけですよ。それで間もなくこの近所だとそういう職業専門に集めてやると、埼玉県あたりでやるというようなそういう方向もあります。ひとつ住民が大変困っているそういうことについて、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

2点目は、みらい平駅周辺に農産物や加工品の直売所設置についてということで、この件につきましては、本年の3月の定例会において一般質問をした中で、市長の答弁は、人口が今後ふえるみらい平駅周辺に農産物や加工品の直売所の設置を進めてほしいということに対して、市長は、農産物や加工品の直売所を設置することは、地産地消運動、また地元農産物のPRの観点から大いに意義があるので、実現をしたいと、検討したいと、こういう答弁でした。その後、野菜農家はもちろんのこと、このことについて大変関心のある方たちは、一日も早い時期に実現を望んでいる声を多く聞いておりますので、その後の進捗状況をお聞かせ願いたいということでございます。お願いします。

議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

みらい平駅周辺に直売所の設置という件でございますが、去る6月6日に、農協、県の農業改良普及センター、それから市役所、集まりまして、第1回の事務局会議を開催しております。

協議の結果なんです、早急に、県あるいは農協、それから農家の代表、市などのそういった関係機関で構成する検討委員会みたいなものを立ち上げまして、その中で検討していきたいということで合意がなされております。

先ほど議員がおっしゃいましたように、直売所につきましては、流通経費の削減によりまして、安いもの、新鮮なものを提供できると、それから生産者の顔が見える野菜の提供と、野菜ばかりではございませんが、農産物の提供ができると、安心なものが提供できるというメリットがございます。

また、生産者と消費者が直接触れ合うことによりまして、接点を持つことによりまして、農家にとってもよりよい農産物の生産につながると、いわば反射的な利益といえますが、効果も期待できるというふうに考えております。全国でもたくさんの成功例がありますので、それらを参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（廣瀬 満君） 市川忠夫君。

30番（市川忠夫君） ただいま部長からも答弁がありましたように、農産物の直売所は、最近では、大小さまざまな直売所があります。大きいものでは、道の駅とか、全農いばらきが建設をして進めておりますポケットファームどきどき、これは茨城町にあるんですね。さらにまた全農いばらきは、牛久市にも現在建設を予定されているというようなお話も聞いております。また、農家の人たちが最寄り組合組織をつくって進めているところとか、あるいは朝市方式で行っているところなどもあります。この朝市方式は、この近辺では、下館、役所の駐車場を利用しているんだよね。さらに千葉県あたりでも役所の駐

車場を利用して、朝6時から8時ぐらいまでやっている、そういうところもあったり、とにかくいろいろなその地域に合った方法で進められているわけです。

それで、今、農業情勢というのは非常に悪いのは皆さんご承知のとおりなんです、とにかく今農家で一番元気のあるのは、こういう直売所に野菜を出荷して、消費者に直接売ったり何かしている、こういう農家だそうよね。これはみんな元気があるということを目にしています。私もいろいろな都合で直売所づくりに参加したこともありますし、あるいは自分たちがつくっている米、野菜、こういうものも東京都内の消費者の皆さんとのお付き合い、実際、私、現在もやっておりますが。

とにかく、この地域に合った方向でやっていきたいと、そうしてほしいと。先ほど答弁がありましたけれども、そういう方向でやれるような方向が見出せたというふうに思いますが、その中に農家の生産者の皆さん、そういう皆さんもここは経験がある人たちがいっぱいいるわけですから、そういう人たちの意見も聞いて、この地域に合った、農家の皆さんに合った方法で、今後進めてほしいということを申し上げましてこれで終わります。

ありがとうございました。

議長（廣瀬 満君） 次に、2番鴻巣早苗君。

〔2番 鴻巣早苗君 登壇〕

2番（鴻巣早苗君） 2番議員鴻巣です。よろしくお願い申し上げます。

5月30日の夜7時から、伊奈の中央公民館で、つくばみらい市総合計画策定にかかる市民懇談会を聞きに行きました。市民の出席者は8人と少数でした。議員さんでは、川上議員さんもいらっしゃっておいりました。市民の皆さんから何かアイデアがありませんかと執行部の方が聞いておいりましたが、なかなかそういうのも出なくて、どちらかという道路の問題とか、また図書館の問題とか、そういうようなものの注文の方が多かったように思っております。中山議員からも指摘がありましたが、少人数ということなので、何らかの対策が必要なのかなと、かように思う次第であります。

市役所の方々も夜7時からというのは、大変だったとは思いますが、仕事でありますので、ある意味では仕方ないとは思いますが。市民の皆さんは、水曜日の夜7時という中でありますので、集まりにくい日だったのかなと思う次第であります。それにしても少し少人数過ぎるのかなと思う次第であります。

ふだんからの市民への呼びかけ、市民の皆さんの肌を感じるような、こういうふうな催し物の前には肌感を感じるような環境づくりが必要なのかなと、かように思う次第であります。つくばみらい市総合計画策定にかかわる市民懇談会は、総括をしてどのように思うのか、また、その成果についてもお聞きしたいと思っております。

本市の将来像を実現するため、基本目標に沿って基本的な考えを示す基本計画であります。つくばみらい市総合計画、活力に満ちたうるおいとやすらぎの実現に向けて、均衡ある発展、市民の福祉の向上を図りながら、速やかな一体性の魅力あるまちづくりを進めてまいります、とあります。やさしさとやすらぎがあふれるまち、保健、医療、福祉の充実とあります。その中には、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、地域福祉、社会保障、健康づくり、医療となると思いますが、医療についても質問いたします。

市民が迅速かつ的確な医療を受けられるような医療機関の誘致等に努めるとともに、地域の医療機関や周辺地域の高度医療と連携強化を図ります、とあります。医療機関の誘致

等に努めるといふのは、どういうことなんでしょうか。総合病院の誘致というふうを受けとめてもよいのでしょうか。

みらい平周辺の整備、発展により、つくばみらい市の人口増化は明らかであります。現に、みらい平周辺は2,000人もふえたとのこと。当然ながら、子供の人口、高齢者の人口も増加したものと思います。このような現状を見ても、つくばみらい市に総合病院があってもおかしくないのではないのでしょうか。

つくばみらい市から外に出て病院に行くということは、当然ながら時間もかかるし、また交通費もかかるということです。病気の人が行くのですから、時間が短いということが大事ではないのでしょうか。短い時間で済ませることができれば、病人ですから、家でゆっくりと安静にもできるし、また軽い人は仕事に行くこともできるのです。また、地域医療機関や周辺地域の高度医療機関と連携強化を図ります、とありますが、どのようなことをするのか、具体的にこのようなことをしますとお答え願えればありがたいのであります。

市民の健康を守る、そして市民を健康にするための病院の誘致が必要と思います。この3点についてお伺いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 鴻巣議員からのご質問でございますが、基本構想策定の先般の住民懇談会につきましては、担当部長から説明させるといたしまして、議員ご案内のとおり、今つくるのは議会ももちろん12月の議決をいただくわけですが、基本構想でございます。20年の基本構想をつくって、その中で10年間の基本計画をつくって、そしてそれを3年間で実施計画をつくって、ローリングしながら目標に向かってやっていくと、この段階なんです。ですから、この段階で今すぐ医療機関を誘致するとかそういうことじゃなくて、今議員おっしゃったのは基本構想でございますから、基本構想にあげておかないと今後の事業が進みませんので、基本構想にあげておいて、それをこれからの基本計画の中へ織り込んでいく。

それで医療機関の問題ですが、ご案内のとおり、今は県南は病院はきできないと。県の医療計画がございまして、ベッド数が多過ぎるということで、いろいろ働きかけした経緯はあるのですが、できないのが現状です。

ことしが見直しの年、そういうことで要望はしてありますが、私は、駅周辺の270ヘクタールの開発に伴って、当初からこの1万6,000の張りつける住民に対する医療問題ということから、ここへ病院を誘致すると、こういうことで県とのお約束もしておると、そういう縛りがある中ですから、今はできませんが、そういうことがありますから、もちろん基本計画へ入れておかなきゃなりませんので基本計画へ入れると、こういうことで進めておるわけです。

おかげさまで、あの周辺へ小児科も来てくれるし、またマンション近くへもお医者さんが来てくれるということで、非常にうれしく思っておるわけですが、これからの医療関係の計画はそういうことでございます。

したがって、これまでもアンケート調査をしたり、あるいは団体の皆さんにお集まりをいただいて、懇談会等を実施していろいろ意見を聞いてまいりました。それで、今、議員からおっしゃられたような住民懇談会、残念ながら非常に4会場とも出席者が悪かつ

たわけでございますが、皆さんの意見を聞いて進めていく。

今どういう状況かということでございますが、その状況については、担当部長の方から説明をさせます。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 市の総合計画の中の医療につきまして、医療の充実についてということで、これは何を指しているのかと、総合病院の誘致ではないかということでございますが、まさに病院の誘致もそのとおりであります。大きな位置づけになっております。

ただいま市長の方から、この病院の位置づけと申しますか、状況につきましては、医療圏のことがございまして、なかなか今難しい状況でございます。そうした中でも、本市におきましては、今後人口増も予想される状況でございますので、これからも要望活動を進めて、地域の医療機関や周辺の高度医療機関と連携を図ることによりまして、市民の皆様が迅速かつ確実に医療が受けられるように、これから取り組んでいくところでございます。

総合計画につきましては、現段階では基本構想を策定中でございます。その中でいろいろな市民の皆様の意向を把握しながら、ご意見等をちょうだいして進めているところであります。

この構想につきましては、大きな柱になります。これは行政を総合的かつ計画的に運営するための一つの大きな柱であります。現状をよく認識した形で将来を見通しするというところでございます。その後につきましては、これに合わせまして、基本構想に盛り込まれた基本的な施策を具体的に実施するために中期の計画を定めるのが基本計画であります。この計画期間はおおむね5年、構想は10年のスパンでというふうになっております。この基本計画に基づきまして施策を実現するため、事業計画や財政計画を、毎年度の予算編成に当たりまして、一つの指針としてこの計画を実行していくのが一つの行政の運営の方法としてとっているところであります。

計画は所期の目的は実施されたかどうかというようなことが一番重要でありますので、これはこの期間の中で、随時検証をしていくというふうになっております。

以上であります。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 訂正をお願いします。

先ほど、基本構想20年と申し上げましたが、私、平成20年が頭にあったものですから、基本構想10年です。ご訂正を願います。

議長（廣瀬 満君） 鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） 基本計画ということで、具体的ではないよということなんでしょうけれども、このつくばみらい市は、人口がふえるということが当然ながらわかっております。つくばみらい市だけではなく、守谷市、またつくば市も当然ながら人口はふえるということが明らかであります。そういう中で、医療圏内と、ベッド数が現在は足りているからだめなんだというような、医療圏内の中なんだというようなことでは、いつになって

もなかなかちが明かないのではないかなと思うのであります。

人口の増加は明らかでありますので、市民の望んでいる病院を誘致するという事は、どうしても必要なのではないかなと、かように思う次第であります。

つくばみらい市には病院もないのかと、よそから来た人にもそういうように思われるのではないかなと思うのであります。病院ができれば、未来ある高度医療のできる市として、注目されるような市として要望したいものであります。

また、先ほども質問したのですが、市民懇談会の総括として、どういうふうな成果だったのか、もう一度それもお伺いしたいと思います。先ほどは答えがなかったように思いますので、お願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 企画政策課長中川 修君。

〔参事兼企画政策課長 中川 修君 登壇〕

参事兼企画政策課長（中川 修君） ご答弁申し上げます。

懇談会は、それぞれ公民館ときらくやま世代ふれあいの館ということで、市民の皆さんが来やすいような会場を設定いたしましたわけでございます。また時間についても、夜間、それから休日ということで、それなりの考慮の上に設定した懇談会でしたが、またキャンペーンの方法につきましては、回覧等によるお知らせと、それからインターネットで啓発等を図ったところでございます。

しかしながら、残念なことに、ご承知のように、10名程度の参加者しか得られなかったわけでございます。

しかしながら、少人数ではございましたが、建設的なご意見も諸所る拝聴することもできましたし、今後このキャンペーン方法については課題を残しましたけれども、市民懇談会としては、一つの成果はなかったことはないというふうにも考えてはおります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 先ほどの質問の中で、医療圏についてご答弁申し上げたいと思います。

本市は、筑波保健医療圏に属しております。筑波保健医療圏の病床数は、既にいっぱいとなっている状況でありまして、これらの状況を勘案しますと新たに総合病院を建設するというのは大変難しいところかなと思います。

しかしながら、本市はこれから人口増が予想され、全国的にも数少ない市町村の一つと考えられますので、筑波保健医療圏の病床数の増加見直しということについても県の方に要望してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 2番鴻巣早苗君。

2番（鴻巣早苗君） 中川課長の答弁でありましたが、先ほども申しましたが、ふだんから市民の皆さんに呼びかけて肌で感じるような、何かもう少し考えてやっていただきたいと、かように思う次第であります。

また、病院の方も人口が望めるということでありまして、保健部長の方からもそういうふうな答弁がありました。できるだけ高度医療のできる病院を一刻も早く、市民の皆さんが望んでいますので、私の方から要望いたしまして、これで終わりいたします。あり

がとうございました。

議長（廣瀬 満君） ここで、暫時休憩します。
10分間休憩します。

午後 1 時 5 3 分休憩

午後 2 時 0 4 分開議

議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
次に、7 番堤 實君。

〔 7 番 堤 實君 登壇 〕

7 番（堤 實君） 7 番の堤でございます。

通告に従いまして、3 件質問を提出をいたしましたので、順次質問したいと思います。

まず 1 点目は、税金の滞納状況についてということで出しておりますが、実は、昨日来、この質問内容については重複しております。大分答弁もされておりますので、簡潔に、角度を変えながら質問させていただきたいと、このように思います。

ご承知のように、今や、国も地方も、多額の借金で、いかに財源を確保するかということが、躍起になっていて、大きな課題になっております。ところで、政府内では、今ふるさと納税論まで唐突に提唱されまして、これらの問題も今後の大きな話題になるんじゃないかというような状況下にあるかと思えます。

昨日の質問の中にもございましたが、当市も例外ではなく、累積赤字が340億円近いと。さらに常総広域、ごみ処理場ですね、これの建設も負担金として約30億円ぐらい予想されます。さらには、先の話ですが、合併特例債ということで、これも二十五、六億円の借金が追加されるんじゃないかということで、トータルで400億円近い借金を想定しなければならないと。したがって、この市も危機感を持ってこの税収の回収に当たらなければならないんじゃないかというぐあいに思う次第でございます。

いずれにしても、このような財政の厳しい環境の中で、滞納者が何名いるのか。昨日もパーセンテージ出されましたが、これについては、徴収額が多額納税者がたくさんありますと。額的には、確かにきのうの話では、九十二、三%の回収率、したがって、県では第3位だという説明がありました。ただ、私が申し上げたいのは、市としては金額ですが、私が申し上げたいのは、あくまでも個人ベースで、要するに支払い能力があるにもかかわらず支払ってもらえないと、その回収の努力はしなきゃいかんというのが私の考え方でございます。

したがって、その理由も含めて、人数で何名ほどおられるのか。この計算ですと、大体3,000人ぐらいになるんですが、そうじゃなくて、多分少ないんじゃないかと思うのですよ。金額的には、多額納税者が相当いるわけですから、個人的には少ないんじゃないかと、その辺の人数的な開示をお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔 市民部長 渡辺勝美君 登壇 〕

市民部長（渡辺勝美君） 未納者についてでございますが、18年度当初の滞納者の数というのは、市税、国保税合わせまして約2,800人ぐらいになるものです。

滞納原因といいますのは、これはいろいろなケースがございまして、複雑多岐であると

思います。一つには、納期限を忘れてしまったものであるとか、あるいは納付する意志が全くないというような人であるとか、生活困窮者ということも含まれると思います。そういう三つぐらいに区分できるのかなという気がいたします。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） 多分、私の想定とそれほど変わらないなという感じはしております。

つけ加えまして、法人税ですね。事業税については、県あるいは国の方に納めるわけなんですが、いわゆる地方税の中の固定資産税、その他通常の市民税ですね、法人の、会社関係ですね。この関係の回収状況についてはどうかと、ちょっと分類させていただきたいということで、私質問します。いかがでしょうか。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） 法人税の状況でございますけれども、やはり18年度の調定額、5億9,979万円ほど、それから収納額が5億9,886万9,000円ということで、収納率からしますと99.8%ということでございます。以上です。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） 実は、今後の問題も含めてですが、私は、先ほど来、共産党さんの方から、むしり取るというような言葉が出されまして、そちらはそちらの考え方として、私は、ぜひとも税金をむしり取ってほしいという意見じゃないのです。あくまでも怠けている者というか、要するに支払い能力がありながらおとぼけというような形だけは避けてほしいと。

前々回だったでしょうか、給食費の滞納の問題でも質問させていただきましたが、要するに、回収に行きましたら、家には立派な車があったと。支払い能力は十分あるという中で、なかなか給食費を払ってくれないというようなこともありますので、その辺もあわせて今後努力していただきたいと。

きのうの説明の中では、今後の回収方法として、要するに、今後はこういった税金については当然国民の納税義務というのがあるわけですから、これをきちんと守っていただくためには、今後行政の皆さんには大変ご苦勞をされると思うのですが、公平性ということを考えれば、憎まれ口もたたきながら頑張っていただかなきゃならないんじゃないかなという考えでございます。

さらに市民感情としては、合併後、支出が非常にふえてきているという声が非常に多いわけで、どうぞ正直者がばかを見るようなことのないように頑張っていたきたいというぐあいに思います。

次の問題に入ります。

続いて農業政策についてでございますが、ご承知のとおり今月の1日に、本県出身の赤城農相が誕生したわけですが、その第一声として、日本の農業は大きな変革のときだと、さらに改革を進めるといような所信表明でありました。まさにそのとおりじゃないかというぐあいに思います。

しかし現実には、近くの、若い人たちの農業離れというのがかなり目立ってきているわ

けです。したがって、農家の主役は依然として高齢者が中心になっているんじゃないかと、これが現実でございます。この市の基幹産業である農業を、このままで果たしていいのかということをお考えますと、かなり厳しいと、見通しが厳しいんじゃないかというぐあいに思います。

さらには、いろいろな調整農耕ですか。要するに休耕や転作を勧められて、その助成金などは最初はあるけれども、その次の年は出さないというようなことを私も経験しておりますが、これでは農業者のいじめであり、安心して農業を続けられないのではないかというぐあいに思うわけです。

まじめにうまい米づくりに励んでいる人は多くございまして、したがって、いつぞや私が申し上げましたが、決して新潟の魚沼産にも負けないような米の内容であると。皆さん一度経験してください。恐らくここの中で何人ぐらい食べている方がおられるかと思うのですが、私は、たまたま向こうに手前どもの会社の事業所があるものですから、時々私に送ってくるんですね。お前のところはまずいだろうということで私のところに送ってくるんですよ。もう全然、遜色どころか、この本当にうまい米を私譲ってもらっている都合がありますので、場合によっては負けないですね。

ですから、恐らく、行政、農政の方でも頑張っているという話は聞いているのですが、PRの方法が今の現状でいいのかどうかと。東京にも行ってお握りを与えろとか、頑張っている話は聞いておりますが、その後、また手をかえ品をかえどのように頑張っているのか、その点をもう一度尋ねたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 基本的なものを申し上げますが、この農業の問題でございますが、議員おっしゃるように、今、厳しいなんていう問題ではございません。先ほども市川議員からもございましたように、ここは米が基幹産業でございますから一番心配なのは米でございますが、これからの農業に行政として示していくのは、先ほど申し上げましたように地産地消というこれが一番いいことでございますから、これも大いに支援をしていくと。

さらに、今、米の生産調整の問題がございましたが、休耕、転作については、認定農業者、集落営農組織を中心に、品目横断的経営安定対策、国が進めておるわけでございますから、この助成対象作物ともなっている麦、大豆を中心に推進していきたいと考えております。

昨年までは、行政がこういう問題はリーダーシップをとってやっていたわけですが、ことしから農協さんがやるということになってまいりましたので、こちらでは財政的支援をしたり、職員がお手伝いをしたりということと一緒にやっておるところでございます。

さらに、うまい米の問題でございますが、私も百姓でございますから、今はつくっておりませんが、職員当時はみずからもつくっておりました。そういう中で、今、議員がおっしゃるように、この米はおいしいんですよ。要は商売が下手なんです。魚沼の米には負けないと思うのですが、向こうの方々は粘りも強いし、最初のPR、東京市場へのPR等につきましても、大変なテクニックを使ってやったと。これがうまいと定着しちゃってから魚沼で生産間に合わないで、茨城の米が魚沼の米に化けているという事実もあるわけで

ございます。

そういうことから、これからやはり技術向上に当然応援していかなくやなりません、研修会等を実施することになっておりますし、この前も申し上げたと思うのですが、宇宙衛星を利用した、たんぱく値を測定して、そのデータを米づくりに役立てていくという方法が今とられておりますので、これも農協さんと一緒になって引き続き推進してまいりたい、このように考えております。

細かい点については、担当部長の方から答弁させます。

議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

まず米の生産調整、需給調整の件でございます。これにつきましては、ことしの3月に市の水田農業ビジョンというのを策定しております。これは旧両町村にそれぞれのビジョンがあったわけなんです、それを一元化しまして、水田農業ビジョンを策定しております。これは平成22年度を目標としましてつくったものでございます。

具体的な生産目標を、それぞれ水稲、麦、大豆、その他ということで定めてございます。それらの推進に向けまして、産地づくり交付金、これは国の方から交付される交付金なんです、これらを活用しまして需給調整を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、うまい米づくり、米のPRの件でございますが、今、市長の方からありましたように、人口衛星を使ったりリモートセンシング事業も引き続き実施していくということで考えてございます。また、いろいろなイベントの機会をとらえまして、市内のおいしいお米を、お握りなどを配布しながらPRしているところでございます。今後もやってまいりたいというふうに考えております。

以前は、うまい米づくり、売れる米づくりということでやってまいりましたが、現在は、買ってもらえる米づくりとスタンスを変えまして推進しているところでございます。産地指定米で売れ筋がいいということになれば、生産調整の緩和にもつながるということでございますので、今後ともそういった方向で進めていきたいというふうに考えております。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） 一部には専門用語が使われまして、全然わからない面がありましたけれども。実は、このつくばみらい市の農地を考えたときに、まことに唐突で申しわけないのですが、副市長、県の方から来られたということで、角度を変えまして、農地の問題で非常に農家の人たちは心配されているんですよ。要するに、ほかの転用も大いに賛成するよという人も結構いるのです。あるいは自分の息子がもう農業はやらないよというようなことで、後継者問題も含めて非常に心配されているというのが現状なのです。ですから、そんなときに、副市長は、いろいろな要するにグローバルに知識が高いと思いますので、この地で農地をどのような活用方法があるか、副市長のみの現在の見解をお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 副市長小林弘文君。

〔副市長 小林弘文君 登壇〕

副市長（小林弘文君） 突然のご指名でびっくりしておりますけれども、県にいたとい

うことなんですけれども、正直申し上げて、農業部門と全くかわりがなかったということでごさいます、非常に勉強不足という点があるんですけれども。

3月の議会をつくばみらい市の印象というお尋ねがございまして、お答えしましたように、やはりここは都市と農村の調和、大変緑も多いし、農地も大変多いというふうに思っております。当然、市の基幹産業であるということが市長の方から答弁したとおりでございます。

今、議員からご質問がございましたように、やはり後継者問題は大変深刻だなというふうに思っております。この点につきまして、国の方で、先ほど答弁してございますけれども、品目横断的経営安定対策ということで、営農組織とか認定農業者というような制度がございまして、できるだけ農業が残れるようにというふうに施策を講じているわけですが、やはり日本の自給率を見ても非常に低下しているということでございますので、農業というのはこれからの日本の重要な産業の一つであるし、成長できる産業ではないかというふうにも思っておりますので、農業振興につきましては、県も市も一生懸命やっていく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） 突然のご指名で大変失礼しました。

今後は、ぜひとも農地を農業だけに偏らずに、有効活用の面からも、特に副市長あたりに提言していただければありがたいのじゃないかと、かように思う次第でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたが、公園の管理、これについては、私も何力所か公園を見させてもらったのですが、非常にことしは手際がよくてきれいになっていて、本当に公園を歩いても、夕方行ってもやぶ蚊もあまりいないというようなことで、非常にありがたかったかなということで、逆に感謝しているような次第でございます。

ただ、つくばみらい市の住民が、先ほどの報告にありましたが、相当数ふえているのです。恐らく、四、五百戸あるんじゃないかなと思われます。したがって、地元からの要望で早期に公園を使わせてくれないかと、早く工事を進めてほしいというような要望があるわけなんです。

実は、私も、つくばの方をちょっと聞いてみましたら、工事そのものは、つくばみらい市の方が5年ぐらい早いんです。みどりの駅なんていうのは5年遅いのです。ところが工事がスピーディーなんですね。じゃ公園はどうかというときに、とにかく子供たちの夏休みまでには完了したいと、夏休みには十分公園で子供たちが遊べるような公園にするんだよということを聞きまして、果たしてつくばみらい市の子供たちは、同じような環境におかれるのかということになるとちょっと心配だったので、その辺の予定についてお尋ねしたいと思ひます。

議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） お尋ねのみらい平付近の公園の利用可能時期についてということでございますが、実際事業主体であります茨城県の方で工事上の確認をしたことにつきまして説明申し上げます。

現在、常磐自動車道の東側にございます街区公園5カ所につきましては、今年の6月末

までに完成の予定となっております。また、常磐自動車道わきに設けます近隣公園1カ所につきましては、9月末までの完成を目途に現在工事が進められております。その後、県の完成検査等を経まして市の方に引き渡しになる予定になっておりまして、その後、一般の皆様にご利用していただくというような形になるうと思ひまして、実際、今年度中には利用可能になるうかと思ひております。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） ちょっとわかりにくかったです。この9月末というのは場所はおおむねどの辺ですか、どこの場所ですか。先ほど6月末というのは、高速道路の隣のところですね。大体でいいのですけれども。近隣公園ですか。あの大きい近隣公園はまだまだですよ。

議長（廣瀬 満君） 都市建設部長青木 秀君。

〔都市建設部長 青木 秀君 登壇〕

都市建設部長（青木 秀君） 近隣公園1カ所につきましてはの場所でございますが、元伊奈町の小島新田の北側の高速道路のわきのあたりです。

議長（廣瀬 満君） 7番堤 實君。

7番（堤 實君） ありがとうございます。

公園の管理については、地元住民の憩いの場所であるわけで、毎年、ことしのようにきちんと管理していただくように、ぜひともよろしく願ひいたしまして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（廣瀬 満君） 次に、12番横張光男君。

〔12番 横張光男君 登壇〕

12番（横張光男君） 12番の横張でございます。

私は、今回の定例会で3点ほど一般質問を通告させていただいております。大変限られた持ち時間でございますので、要領よく、順序よく質問をさせていただきたいと思ひます。

なお、質問事項については、質問する事前に担当部課長の方へ私の意図するところを十分に伝えてありますので、私は抜き打ち的にやるようなことはいたしませんので、ひとつ誠意ある回答をしていただきたいと思います、かように思う次第でございます。

まず初めに、大変昨日も出てまいりましたけれども、財政問題、しかし、私は今回は、さらに財政の中身の一部の大変重要な問題について申し上げたいと思ひております。

一つ目は、自主財源の確保についてというような見出しで私は申し上げております。これから質問させていただきます。

ご存じのように、我が国は異常な高度経済成長を遂げまして、国民の所得が著しく向上をし、相次ぐ減税政策にもかかわらず、税の自然増収等で、国、地方団体を問わず潤い、この豊かな財源を利用いたしまして、政府は官僚主導型の諸施策を強力に進め、福祉国家の建設を目指してきたところであります。

地方公共団体においても、これら画一的な国の諸施策を負わされ、これがため、創意工夫、いわゆる地方自治とか自主自立の自治意識が非常に育たなくなつたと言われております。地方交付税を初め、補助金、起債等の依存財源で多くが賄われまして、国の財政に、ある面ではおんぶにだっこの的な楽な財政運営を強いられてきたところでございます。

しかし、近年、様相がまるっきり一変をいたしまして、ご存じのように、政府は巨額の

国債残高を抱えております。これがため、国では、まず補助金の削減、さらには、市長も再三このつくばみらい市の地方交付税で触れておりますけれども、地方交付税の削減というものを地方に押しつけてきておるところでございます。よって、今までのような中央主導型の依存体質から地方主導型の地方自治の本旨にのっとったような主体的なものを考える、いわゆる創意工夫の地方分権の時代にふさわしい行財政運営に一大転換を図る必要があるのではないかというのが、私が申し上げるまでもなく、専門家ですのでご承知だと思います。財源が厳しい当市では、足元から行財政の合理化に努められ、そこから財源を生み出す努力をしなくてはならないことは言うまでもありません。

最近、言葉の中に選択と創造という言葉をよくお聞きしますけれども、これらは新しい事業をやる場合に、これまでの国依存を改めて、地方自治体みずからの手で財源を探せという意味に使われているのであるというようなことで、ある文献にはございます。

これから財源の確保は、歳出削減と合わせまして大変重要なところであると思わざるを得ません。財政が厳しい、予算が組めない、そういう中で、人件費、物件費は、ただ単に何%のカット、マイナスシーリングと、いわゆる予算も。そして事業費のカットなどなど、非常に手が伸びやすいところであるわけですがけれども、これも重要でないとは私は申し上げません、大変重要なものだと思います。しかし、歳入の財源確保というものも、歳出削減より以上に私は大事ではないのだろうか、こう思う次第でございます。いわゆる歳入歳出一体改革、中でも、歳入の抜本的な改革、見直しというものについて、私はここで伺いする次第でございます。

この点については、基本的なことでございますので、市長の方に答弁をお願いをしまして、一問一答でお願いしたかったですけれども3回しか質問できませんから、2回目に分けなくて、4回、5回になっちゃいますから、引き続き専門的な立場で、以上のような基本的姿勢を踏まえて、この後財政専門課長にお伺いをしたいのです。

先ほど歳入歳出一体改革について市長にお伺いいたしまして、とともに、とりあえず一番身近な問題として、自主財源の確保の中に、実は、私も昨日から議論されておりますように、集中改革プランというものの10ページからいろいろな歳入財源の確保について述べられております。私は細かくは申し上げませんが、その中で、一つに普通財産売却及び貸し付け事業というものが、この集中改革プランの中で、私もこの集中改革プランはくまなく勉強させていただきました。そういう中でたくさん申し上げたいことはあるんですけれども、今回は自主財源の確保、そして12ページの普通財産の売却及び貸し付け事業というものについてのみ担当課長にお伺いしたいところでございます。

なぜ私はこの普通財産の有効利用ということをお伺いするかと申しますと、つくばみらい市、議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、今現在、市が抱えておる普通財産で、未利用地、通常普通財産ですから使われないと思います、行政財産と違いますから。公有財産には行政財産と普通財産があるわけです。しかし、私は、考え方として、地方自治体は、行政財産は問題ないと思うのですけれども、この普通財産という問題が大変大きな問題ではないのではないかと。しかもこの普通財産は、未利用地の普通財産であるわけです。そういう中で、今つくばみらい市が未利用地で普通財産を抱えているのは、旧伊奈分で、10万942平米、約10町1反ほどでございます。旧谷和原分では、わずかで3,380平米ということで、合計10町1反歩ほどの未利用地が今現在抱えておられるわけです。

第2回目の質問で、なぜこれだけの普通財産を抱えられたのか。私は、普通財産は持っているにすぎないということではありません。しかし普通財産というのは、長く保有している自治体は、投資目的はできないわけですから、やはり何かの行政財産に変わらなくてはならないわけです。私は、長い期間普通財産で持っているということは問題ではないだろうかと。そういう中で、2回目の質問、3回目の質問で具体的に申し上げますけれども、この10町1反歩の普通財産の未利用地について、財政課長としてどのようにお考えされ、今後、どうこれらを運用していくのか、具体的にお伺いしたいと。

以上でございます。1回目の質問を終わります。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 自主財源の確保ということで、普通財産の問題ですが、何でこんなにあるのかと、単純に言えばそういうことだと思いますが。

40年ぐらい前から用地の確保はしてましたね。そういう中で、一部動かしたのもございますが、公共事業の代替というのがほとんどだと思います。今もそういう話しかけをしておるのもありますが、バイパス道路の代替ということで、そういうお話を私の方からしているのもございますけれども、これはそういう広大な面積ではございませんが、今そういうことで持っておるわけです。

議員ご案内のとおり、当時の伊奈でも土地開発公社を持っておりましたから、土地開発公社で求めた土地がほとんどでございます。この中で一部2町歩ぐらいありますかな、県へお貸しをしまして、中通の工事にかかわる残土。あそこから出た土をそこへ確保しておくということで県にお貸ししているところもございます。それから一部は、常総広域で買ってほしいというふうなことで、広域の副管理者も現地を見ていただいたのですが、これは旧水海道の方へ施設がいつてしまったと。こういうところも約2町近くあるでしょう1カ所に。そういうこともございます。役場周辺には、駐車場という目的で買ってあって、まだ駐車場に利用していない、公民館の南側もあるわけですが、こういうことで持っておるわけでございます。

これを早い時期に、できる限り、簿価ではなかなか処分できないと思いますけれども、こういう時代でございますから利用していただく方を探して、利用していただく、それから今申し上げましたように、公共事業の代替と。目的は公共事業の代替で買ったのがほとんどということでございますから、そういう点でも利用してまいりたいというように考えております。

議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

財政課長（秋田信博君） 今、取得の経過とか保有の状況は、市長が述べられたとおりなんです。私としましては、自主財源確保として、普通財産をいかに経費を削減しながらお金にかえることができるかということを中心に考えてございます。

特に、国、県、市もそうですが、公共事業の代替用地として需要がございますれば、それにできるだけ振り向けたいという気持ちでございます。

それから、4月から産業政策課というのができましたので、そちらの方では、さらに財政以上に土地情報を提供できますので、そちらの方から業者さんの方に単体でも何でも、

売り急ぎは安くなってしまいますので、そういうことを注意しながら、できるだけ売却の方ができればよろしいなと考えてございます。

それから、土地の売却そのものは、確かに議員おっしゃるように必要な財源でございますが、どうしても臨時的な収入になってしまいますので、売却できましたにしましても、財政所管しております立場から申し上げますと、やはり安定的な収入であります市税とか、それから今後受益者負担の制度ですとか、それから公共施設の応分の負担を求めていく方策とか、そういうことも考えておりますので、きょうの質問とそれですけれども、とにかく普通財産の管理費が、特に田畑部分はどうしても草刈りにかかっておりますので、そういうものを削減に努めてまいりたいと思いますので、できるだけ利用と、それから売却、貸し付け、そういう面を含めまして取り組んでまいりたいと思っております。

議長（廣瀬 満君） 12番横張光男君。

12番（横張光男君） ただいま市長と所管課長からご回答がございました。

横張議員もご承知のとおりということで、私も知っております。平成16年の合併直前で平成16年9月の定例議会に、土地開発公社が必要なくなったと。私も全く土地開発公社の必要性はないと、あのとき思いました。と申しますのは、土地開発公社は、公有地の拡大に関する法律というもので、あのバブルの時期に公共事業をよりスムーズ、円滑に進めるために土地開発公社を設立いたしましたして、そして土地の値上がりが非常に高かったと、そうすると二、三年先に買うともものすごく土地の値上がりがするので、行政は単年度予算主義ですから、用地は取得できませんから、土地開発公社を立ち上げることによって買った土地なわけですね。先行取得させたわけです。そうすることによって、土地の手当てとスムーズな次の行政財産へ移行できる、事業がスムーズにいけるといようなことのでつった土地開発公社が取得した土地があるわけです。

確かに、先ほどの面積で、10万平米のうち7万7,000平米が、この土地開発公社から、平成16年9月に町が合併をしますと、と同時に、土地開発公社の趣旨目的が薄くなったということで解散をし、当時の町が、今では市ですけれども、財産、それが今10万平米のほとんどになっているわけです。

しかし、先ほど市長の答弁にもありましたように、代替地として取得すると。私は、これは2回目の質問でぜひとも副市長にもご答弁を願わなくてはならないと、こう思う次第でございますが、今度は農業問題ではないので、これは副市長の専門分野だと私は思っておりますので、明快なる回答をいただきたいと。

確かに市長がおっしゃられるように、土地開発公社が代替地で取得したとはっきりご答弁をされましたけれども、私はあまり公有地の拡大、土地開発公社が代替地としてある程度の土地を目安をつけることはいいけれども、そのときには当然公共用地をやる場合には代替地の要求も住民からありましょう。その場合は、あくまでも土地開発公社が取得しないで、それが代替地を求めたかった人ができたときには三者契約という形で、名義にはしない方が土地開発公社の財産にならないで運用がいいのではないかとというような指導が、茨城県の当時の地方課、今の市町村課からあったのではないかと私は思うのです。

私は過去のことはあまり言いませんけれども、その財産が本当に町と土地開発公社が土地を求める場合には、当時の行政と土地開発公社で委託契約を結ぶわけです。多分そうだと思ったのですけれども、その委託契約を結ぶときに、こういう目的をもって、代替地じ

ゃなくて、こういう将来の基本構想に基づいたこういう事業をやりたいので、面的整備は、二、三年後になるので土地を土地開発公社は求めてほしいというような、土地開発公社と行政は委託契約を結んで買うはずなのです。単独では土地開発公社は買えませんから。その点、せっかく副市長がいらっしゃいますから、特に土地開発公社の茨城県の指導、担当課だったと思いますので、その辺のところは、好ましいのか好ましくなかったのか。

私は、これ違法性はないと思いますよ。というのは、なぜここまで私が申し上げたかと申しますと、私は早く処分してくれというのが目的なんです。というのは、この7,700平米というのは、多分、地価の高いときに買った土地なのです。しかし今は、どんどん地価が値下がりをしてきて、果たして当時の平米単価では売れないはず。ですので、これが先行き地価の問題については、来年がよくなる、再来年がよくなるということは、私は本当に暗いと思います。

ですので、私は、幾らでも早い時期に、行政財産として使わないのであればですよ、この集中改革プランの中の自主財源の確保の、確かに財政課長が言われますように、恒久的な措置ではありません、一時的な措置です。しかし目の前にこういう問題があるという、お金にすれば10億円余のお金だと私は思っています。ですので、この辺のところを積極的に、将来ともに利用、面積も十分把握しております。小さい面積ばかりではありません。1,100平米、中には1万276平米という山林、さらには1万1,305平米という原野、平均しますと、恐らく二、三千平米ということでもとまった土地なのです。いわゆる道路にかかって三角地になったとかそういう土地ばかりではないのです。一番小さい面積のものは2筆しかありません。72平米と33平米。これは確かに利用価値はないかもしれませんが。しかし私は、この明細を見ますと、あるのではないかと。行政としてはないかもしれないけれども、個人として有効利用を図ることは可能ではないかと思うのですが、私は、担当課長にこの辺のところを、普通財産について、今までに交渉したことがあるのか、貸し付けでも結構です、その経過をお伺いしたいと。

それとその前段で、土地開発公社が、過去のことを申し上げては申しわけありませんから、副市長、結構でございます。過去のことを云々、とやかに申し上げても申しわけありませんから、今後の問題ですから。ただ、私が先ほど主張したのは、指導課として、県として、あまり普通財産を抱え込むのではないと、私はそのように記憶しておりましたので、土地開発公社が解散すれば、その財産は行政が引き受けざるを得ませんから、平成16年9月の解散のときも、その土地開発公社の命は終わったなと思ったから、私は何も申し上げません。しかし、その後、今3年をたって、まだまだ一向にこの土地が減らないという状況の中で、私は今回取り上げざるを得なかったということですので、財政課長に、今までの、合併してわずか1年でございませぬけれども、その辺の経過をあわせて、もう一度財政課長に。それと今後、積極的に要らない土地、要らない土地という言葉は悪いですが、遊休土地を、10万平米もある土地を積極的に今後やっていくのか、取捨選択をしながら行政財産に振り向けていくのか、それとも普通財産で売却するのか、または貸し付けしていくのか、その辺のところを選択をして、整理をして、積極的に努力していただきたいと思うのですが、もう一度財政課長の所見をお伺いしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

財政課長（秋田信博君） まず合併してから、産業立地課という課が構成になりましたので、そのとき、現在は産業政策課長の中泉でございますが、そちらの方に、実は、市の方でこういう財産があるんだけれども、何とか売却したい意向があるので、その意向を酌んで、ぜひ需要があれば取り組んでいただだけませんかというお話をした経緯がございます。

それから、いかんせん、なかなか土地柄が調整区域であるものですから、今純粹に遊休になっているものは、田畑、それから山林、原野の状態で、都市計画法上も利用が通常の建築にはなかなか向かない状況でございます。実際使われているものは、個人で利用していただいている宅地として貸し付けしているものがございますし、それから青州会でどんぐり荘、それからいなりの里、そちらの方に貸し付けしたり、ワープステーション江戸、そちらの方で利用していただいたり、それから丘陵部地区の中にも確保しておったりしまして、利用できるものはやっておるわけなんです、いかんせん供給したい市の立場がございまして、なかなか需要がない状況ですので、何とか集中改革プランの中で知恵を絞って、戦略を練ってまいりたいと考えております。

それから、先ほど失礼なことを申し上げたかもしれませんが、臨時的収入がございまして、財政主管課としましては、それこそどこから手が出るほど欲しい財源ということで位置づけさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 3回目の質問はないのですけれども、今、財政課長の姿勢がわかりました。首長もわかりだと思えます。

私が心配するのは、いつまでも、処分が、処分というと非常に聞こえが悪いんですけれども、言葉を返せば、有効に活用してほしいんだと。行政体は個人ではございませんから、個人であれば、財産しっかり持っているからいいというようなことでもいいかもしれませんが、行政財産なら私は問題ないのですよ。ですから、行政財産にこれから振り向けられるものは振り向け、そしてなおかつ振り向けられないものについてはいわゆる普通財産、この普通財産の遊休地というのが、私は問題だと思えますので。これが1年でも2年でも長く持つことによって、言葉で言えば不良財産なんですよ、はっきり申し上げまして。大きな負債になるのです。これ民間だったら大変ですよ、正直言って。当時の土地開発公社は借入金でやったわけですよ、この中にはその金利も入っているわけですよ、高金利が。それで平成16年に町は買い戻したわけですよ。ですから、高いときに買った土地、なおかつ金利が高いときの土地ではないんだろうかなと。

いずれにしても、財政課長から今後の姿勢もお伺いしましたので、この問題については、今後もその推移を私は見守っていかざるを得ないと。特にお金がある時期と違いますから、恒久的ではないにしても、確かに一時的です。しかし一時的であっても、利用しないむだな財産にならないような形をとっていただくことを私は強く求めて、この質問は終わりにしたいと思います。

続きまして、これは簡単といえば簡単、難しいといえば難しい問題なのですが、2点目の質問をさせていただきたいと思えます。

2点目は、通告にもございますように、道路としてではなくて、通学道路としての整備促進ということで、教育長にお伺いをしたいと。市長にもご答弁をいただくかもしれませんが、お願いをしたいと思います。

先ほども出ましたけれども、つくばエクスプレスの開業により、みらい平駅周辺の開発が、本当に1日見ないと変わるような急速な加速で、家が建ち、人口も増加しております。それとともに、交通量も大変流れが多くなってきているのが現実ではないかと思えます。しかも、今まで、私どもの方は三島、谷井田地区でございましたので、以前は、取手駅が最寄り駅だったんですけれども、それが、すべてが取手方面ではなくて、みらい平駅、さらには守谷駅というようなことで、流れそのものも変わってきておるところでございます。

交通量が年々ふえる中で、私は、現在市内で交通量の多い、小絹の方には国道も通っております。さらには県道は縦横に走っていると思えます。そういう国県道で、市町村道はいずれにしましても、車歩道が分離されていない道路で、ここを通学道路として認定をされている箇所がどのくらいあって、その距離はどのくらいなのかを、まず教育長にお伺いしたいと思います。もし、具体的にわからなければ後で結構ですから、これも3回しかできませんから、二つに分けないで一括してやりたいと思えますが。

その一つである県道高岡藤代線を通学道路としている伊丹地先の一部と、福原丁字路というのがあります、教育長。福原丁字路から五反田入り口までの車歩道も分離されていないのです。特に福原丁字路から五反田のこの区間は、この通学道路と指定されている道路は、県道高岡藤代線という認定とあわせて、主要地方道取手つくば線というもののダブル認定なのです。ということは、それだけ流れが多いといっても、私は理論的にですよ、と思うのです。そういう中を、現在伊奈中の中学校へ通学する生徒は、毎日大変危険な目に遭いながらこの通学道路を通っているところでございます。

この点については、平成12年の伊奈町の、多分一般質問通告してありますから、会議録を逆戻ししていただいたと思えますけれども、平成12年の第4回の定例会でも一般質問を私はさせていただきます。そのときの教育長の答弁も会議録を開いていただいていると思えますけれども、教育長は、確かに交通量も多くと、しかも非常に問題であるという発言をされていますので、一刻も早い実現を目指して県に要望してまいりたいということで、鋭意、今まで、前の教育長、当時の教育長も努力はされたと思えます。そしてまた、当時の道路課長の答弁でも、取手線の、東中の方からですか、取手線のバイパス建設で、その影響範囲ということによって整備されるであろうとの答弁もこのときされております。そして当時の町長からも、平成15年くらいまでには谷井田の中通川あたりに予定はされるんじゃないかと、これはあくまでもその点は予定ですから、県も財政厳しい中ですから、私それは何とも申し上げませんが、そういうことを答弁をされております。特に、私はここで大事なのは、教育長の答弁であったわけです。

それから過ぎること4年なのです。このバイパス工事が、今後、県の財政事情を考えると、来年ができるか再来年ができるかこれも本当にいって、まだ見通しが立たないのが実情だと思います。そういう中であればこそ、私は、12年の議会では申し上げませんでしたけれども、私はもうこの点については、教育長も非常に問題であると、危険であるということを確認している状況であれば、違う通学道路の変更ということも考えられるでしょうが、あそこはほかにはないのですよ。そうなってくると、おのずと答えは出てくると思うのです。ここにある程度暫定的でも、通学道路まで何とかして物理的に、できないか、できるか知りませんが、そういう問題にまで手がけなくてはならないかと思いまして、私はあえて、この点どう考えるのか、12年から経過すること何年後のご答弁をい

ただきたい。

以上でございます。

議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの横張議員の質問にお答えしたいと思います。

県道藤代高岡線ですけれども、この通学道路の整備についてということですが、確かに、現地確認をしましたけれども、交通量が多いし、歩道がないということで、非常に危険地帯であるということも見てきました。

先ほど議員もおっしゃったように、平成12年、それから平成15年にも質問されているということで、会議録も見せていただきました。そのときも県に強く要望していきますというようなことを書いてありまして、これについては、担当課とも相談をしながら、引き続いて要望はしているわけですが、要望したからいつまでという回答もありませんので、非常に困った状況にあるということで、学校で校長に相談をして、どういう方法が一番いいのかなというようなことで話し合いをしました。しかし、なかなかこれが今できることだという結論が出ていません。

現在、伊奈中の生徒、ここを通学している子供たち、47名いるんですけれども、福原の丁字路から今おっしゃられた五反田までが一番危険地帯かなというふうには考えていますけれども、議員おっしゃられた迂回ルートもないわけです。迂回ルートも確かに通ったりしてみたんですけれども、かなり遠回りしなきゃならないし、今度は交通以外の危険も今後予想される。例えば、冬になると、農道ですから、そういうところになると防犯上も危ないかなと、そういうこともあるということで、なかなかこれがというのが今出ない状況にありますけれども、何とかしなきゃいけないということで、まだまだ強く県の要望、あるいは今ちょっと考えられるのは、中通川の改修をしていますので、あそこの改修が終わったら、中通川の方を回れば、少しは危険の解消になるのかなということも考えてはいるんですけれども、非常に苦慮している状況です。

それから、最初にあった、市内で通学路、危険な箇所と距離がどれくらいあるのかということについては、今、把握していませんので、これから調査をして、危険箇所と距離について文書で出したいと思います。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 教育長、私はこれで終わりますけれども、行政の中で、これはもちろん県道の問題ですから、県に要望している。しかし、何回も強く要望してもということで、その点はよくわかるんですよ、努力されていることは。しかし、だめならばどういう方法があるかということぐらいは考えて、私は、暫定的にでもできないのかなと。と同時に、いわゆる交通量が多くて大変危険であるとしたならば、私は提案をしたいのですが、これは一つの方法ですよ。私はその辺のところぐらい教育長からの答弁が出てくるかなと思っておったのですけれども、暫定整備ですら難しいのかなと。その辺は、県に詰めたことがあるのか否か。ただ単に完全な車歩道分離の道路をつくってくれよということだけの一辺倒じゃなくて、押してもだめなら引いてみなじゃないのですけれども、じゃこういう問題はどうなんだ、こういう問題はどうなんだとぶつけなくてはならないのでは

ないかと思うのです。

そこで、私なりの個人的見解ですけれども、大変危険であって、暫定的にも難しいのであれば、そして当然、近い将来その問題については車歩道分離はしていくということであれば、その期間中であれば、私は交通指導員の配置をすることによって、ある面では子供たちがより安全にできるのではないかと。これは物理的に、暫定的な道路ができないとすれば、ちょうどたまたまこの反対側には警察署もございます。この辺で、一般質問ですからここでだれにやってほしいということをお願いすると大変問題ありますけれども、その辺も、朝晩の通学時間帯だけでも、子供たちの身の安全を守るためには、やはり交通指導員を立哨させてやることは、若干お金の問題はかかりましようけれども、私はすぐにでもできるのではないかと、こう思うのですが、この点教育長のご答弁をいただきたいと思っております。

議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの横張議員の質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃられたように、ボランティアとかそういう方、交通指導についても話し合いをしました。そこで、学校職員もできるだけ何人か手分けをしながら、あの箇所を指導をしたい。それから保護者会もありますので、保護者会に諮って、保護者会の方の応援もお願いしたいというような話も校長から伺いましたし、それから交番の方へも要請をしたいということで考えています。先ほどその答弁はしなかったんですが、そういう予定もしておりますので、以上です。

議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

1 2 番（横張光男君） 3 回目は要望です。

教育長も、先ほどその答弁をいただければ、私も別にもう 1 回立つ必要なかったんですが、やはりあれがだめなら、これだけ要求をしても、要求は要求として、相手がいることです。県ですから、できないとするならば、じゃあつくばみらい市としてできることはどうなのかということも考えてほしかったなと思ったのですが、考えていたということですから。この危険というものを 4 年も前から私は申し上げて、また元に戻りますけれども、当時の教育長は大変危険で問題であるといって 4 年ほうっておいたのです。この間に何かでもあったときに、私は、行政の責任とはいわないながらも、こういう問題はやはり大変重要だと思うのですよ。ですので、ぜひとも抜本的な整備というわけにはいかなければ、何らかの手当てをしてほしいと。

それと同時に、交通量の多い国県道については後で調査をすると。私は数字とか、箇所とかあえて書面でいただくことはありません。私が申し上げたかったのは、そういうところを十分調査して、どれだけ危険箇所があるのか、これは教育委員会として把握しておくのが全くだと思っているのですよ。それらについて、私は、今回は自分の方だけの問題で申し上げましたけれども、つくばみらい市全体として、市町村道でも交通量の多いところはありますけれども、とりあえず交通量が多くなれば国県道だと思いますので、その辺を通学道路としているところについては、数字は要りません、私に回答は要りませんから、そういうことで、十分に市内全体を見渡して、危険箇所については何らかの対応はしてほしいと、一刻も早くこれはお願いをして、私はこの質問を終わりにしたいと思

ます。

それでは、3点目の質問でございますけれども、3点目はごく簡単ですが、答弁者は各部長になるかもしれません。

まず最初にお伺いしたいのは、平成18年3月27日に旧伊奈町と旧谷和原村が合併をし、つくばみらい市が誕生し、1年2カ月が経過いたしました。類似性のあった旧伊奈町と旧谷和原村ではありましたが、あの合併協定内容でも明示されておりますように、協議事項が22項目あります。それをさらに事務事業においては17細目にわたって分類されておるところでございます。

この中で、一つ一つ見ますと、合併時に統一をするという表現をされているものと、合併後、調整をし、統一を図るという表現をされているものがあります。私がここで問題にするのは、合併後、調整をし、統一を図るということがありますけれども、新市発足1年を経過した今日までに、未調整、調整はされているけれども、統一は実現されていないというものがどのくらいあって、どういうものがあるのか。一つには、水道の問題もあると思います。水道については、来年の4月をめどに、私も審議会委員になっていきますから、来年の4月をめどに統一を図ると、どういう統一を図るか議論は百出すと思いますけれども、いずれにしても、そういう問題があります。さらには、コミュニティバスも、きのうも議論されましたけれども、あれも一つの事業でございました。これも9月ですか、10月かにスタートするのかなと思います。一部はわかるんですけれども、たくさんあるのではないかと思うのです。

私は、こういうものが、確かにつくばみらい市として発足はいたしましたけれども、名実ともにつくばみらい市が実現するというのは、このようなものがすべて統合され、統一されて、初めて実質的なつくばみらい市の第一歩ではないかと、かように思うのですけれども、この辺の未調整のものが各部署にあると思います。持ち時間あと10分しかありませんから簡潔にまとめていただければそれで結構ですけれども、各部のもので主要なものでまとまっていないものがどういうものがあるのか、そして、いつごろをめどに最終的に統一を図るのか、この辺の進捗状況とあわせてお伺いしたいと、かように思います。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 合併の協定事項のその後の経過ということでございますが、1年を経過した中でどのくらいまだ未調整のものがあって、どういうものがあるかということですが、先ほど横張議員の方からありました、大きなところでは水道料金です。この水道料金の統一、これが一番大きな残っている一つかと思えます。

当初は幾つかありましたが、今現在に関しまして、事務事業が550ありまして、合併時には95%の統一がなされておりますが、未調整のものはほぼなくなっております。あとは保育所の送迎の件とか、この辺につきましても若干残っているところがございます。あと大きなところで消防団の統一と、これにつきましては、今年の8月に統合されました。それから幼稚園の授業料等につきましても、やはり一本化されましたので、こちらにつきましても統一化されております。

大きなところでは以上のようなところかというふうに思っております。

議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 大分進捗状況はいいのですけれども、ここで、私は、時間がありませんから、細かいことは申し上げられませんけれども、職員の人件費の問題も一つ私は手っ取り早くてわかりやすいと思いますけれども、この辺のところは、当然当時の伊奈町と谷和原村の給与体系は、等級は同じであっても、若干相違があったのではないかとこのように予想されるのです。とともに、もう一つは、つくばみらい市としての合併をした直接的な要因ではなくて、広域行政に入られた、当時の消防職員の給与の扱いなんです。この辺、総務部長に、一般職員、行政職員とあわせて広域行政に編入された消防職員の給与の扱いは、まだ調整はされていないのではないかとと思うのですが、その辺のところの答弁がなかったもので、それに絞って私はお伺いしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 合併の中で、職員の給与につきまして、調整がどのようになっているかということですが、横張議員から前にも質問がございましたように、この調整につきましては、伊奈と谷和原の給与を1年で調整することも難しい状況にもございましたので、3年の期間をかけて調整していくということでありまして、この給与につきましては、職員の92%が調整を終了しております。

広域消防の職員の問題ですが、伊奈消防署ですか、これは前の自治体消防ということで、自治体の職員でございましたが、常総広域市町村圏事務組合の中の常総消防業務ですか、こちらの方に編入というか加入をしてございます。そのときの職員の給与につきましては、不均衡がなされないように、これは同じように、それぞれ独自の給与で進んできた経緯がございますので、やはりこれは是正をしていかなければならないということで、これは協定の中で、そのようなことで、早急に実施されるように協定はしてございますので、一定の時間は、すぐにやれるかどうかは別にしましても、同じような問題を抱えていると思いますので、これは十分申し入れしてありますので、調整は図れるものというふうに考えております。

議長（廣瀬 満君） 12番横張光男君。

12番（横張光男君） 総務部長、統一を図ったものが95%だと、先ほどの答弁でございました。それで、大きなものは水道料金だよということでありまして、この問題については、結局、統一は完全にはされていないわけですよ。私も、職員の給与も3カ年間で、前にも委員会で質問しました、3カ年間で一気にできない、これは私もわかります。3年なり、5年なりかけなくちゃ給与体系というのは是正はできませんから、これはわかるのですが、あれこれは終わったのかなと思ったのですが、一般職員については3カ年間で調整をすると。ほとんど90%は終わっているけれども、まだまだあと残りはあるということで理解してよろしいわけですね。

総務部長（海老原 茂君） はい。

12番（横張光男君） 私は、職員の、高い低いの問題は、財政の厳しい中で、私は議論はしませんけれども、一つにはこれが一番大事だと思うのですよ、ほかのものも大事ですが。隣に座っているものが、どうもその給与がすべてではありませんけれども、この例は合併した市町村ではどこでも聞く問題なのです。

ですので、やはり3カ年間でやるということの方針だけ決まっておれば、ある程度理解

はされていると思いますけれども、そこでお伺いしたい本音は、広域行政に編入された消防職員の給与の問題には、協定書をとっておりますよね、是正してほしいという、市と広域行政で協定書がありますよね。私は見ていませんけれども、あるということだそうです。市長から速やかに是正を図ってほしいということがあるようです。市長の姿勢はよくわかりますけれども、これは給与の問題ですから、私もあえてコピーをくれということは申し上げませんが、あるということは私は聞いております。

それでは、総務部長にお伺いしたいのは、もうあとありませんから、残りが。そういう協定を結んであって、その後確認をされているのかいないのか。私は、協定を結んだ責任者として、ただ協定を結んだだけではなくて、いつごろまでに実現をされるのか、そして、今はどのような状況なのかということ、今1年間の間ですから、調整はしていないとするならば、今後は速やかにその辺のところも注目をし、やっていただきたいと思えますけれども、確認をすべきではないかと思うのですが、ひとつお願いしたいと。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

今、議員の方から、私が確認したとかそういうお話と、それから申し入れをしたかのような、しておりません。全然職員にも聞いておりませんし、そのものは協定書に基づいてやられているものと思っていますから。先週ですか、広域の局長が参りましたが、消防署員については別の問題で参りました。給料の問題では何も言っていないし、私はやっているものと思っていますから。

それともう一つは、今、署長以下18名、伊奈消防署におりますが、ちよくちよく仕事についてはいつているのですが、その話は一つも聞いておりません。確認はしますが、聞いておりませんから、それが議員のところへそういうことで、確認したかのようなお話ししているとすれば、ちょっと話の行き違いがあるので、その問題は確認はしませんが、やっているかどうかの問題は確認いたします。

議長（廣瀬 満君） 横張光男君。

12番（横張光男君） 確認をしたかではなくて、協定を結んだものを、やはり確認して、統一を図ってほしいということで協定を結んだとしたらば、協定を結んだ責任者として、その後の協定が実現できたかできないかを確認する必要があるのではないかと、私はこういう表現なのです。確認したじゃなくて。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 私は、協定をして、毎月管理者会議をやっているわけですから、そういう中で一つも出てきませんし、あんたやっていますかとか、そういうことは、私の方から催促しなくてもやるのが当たり前だと思っていますから、これは次回の管理者会には必ず聞きますけれども。

それからもう一つ問題があるのですが、これは、合併のときには、1年分の合併後の負担金として、33名の分をお支払いしているわけですから、その中で、守谷並びに水海道の署の方へ伊奈の身分の人たちがそれぞれ配置をされたら、ということでございますから、私に言わせれば、これはやらないなんていうことはとんでもない話でありまして、そうい

うことでございます。

議長（廣瀬 満君） それでは、暫時休憩、10分間します。

午後3時30分休憩

午後3時41分開議

議長（廣瀬 満君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

22番（今川英明君） 3点ほど通告してありますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、選挙開票事務ということで質問してございます。

この件に関しましては、中山さんも質問していますが、ちょっとわからない部分があったので質問したいと思います。

これは、取手市を例にとりまして、この前の首長選挙、そのときには47分で終わったということで新聞に載っております。その前の県議会選に際しましては、33分ということで、票数がなかったということで、そういう結果が出たということでございます。

指導した方は、キャノンのOBであります加藤平吉さんという方で、その方の指導によりまして、セル方式というような方式をとって、かなり効率よく開票ができたので、そういう結果になったということでございます。

当市にしましても、この前の市長選挙では約2時間、開票時間がかかっているのではないかと思います。やはり人件費の問題とか、一般の方々が早く結果を知りたいといった意味でも、夏に予定されております参議院選、あるいは来年に予定されております我々の改選に際しても、できるだけ迅速にやっていただくといった意味から、一つ目標をあげて、これをやっていただければということで、時間を決めて、例えば、1時間でやりますよと、そういったことで、目標を決めてやっていただきたいということで、私の考えでありますので、答弁の方をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 選挙開票事務の迅速化ということでございますが、確かに開票事務につきましては早い作業を求められております。今川議員の方からありましたように、取手市が先達として注目を浴びているところでありますが、県内におきましても、この取り決めにつきましては、こぞって選挙の開票時間の短縮ということで準備されているところが多いというふうに聞いております。もちろん本市におきましても、これらを取り組むために、せんだっての市長選挙におきまして、事前リハーサルから開票作業までの視察等をしたところであります。今、いかにしたら速く作業できるかということで、いろいろなノウハウを聞きながら、その準備作業を進めているところであります。

もちろんこれにつきましては、時間の短縮ということはございますが、やはり職員の意識の改革といいますが、意識の持ち方も今後この選挙を通じまして効果を期待しているところであります。

目標時間の設定をしてやったらどうかということでございますが、目標設定することは

非常に大事なことでありますが、現在のところは、今回、国の選挙ということで、選挙区とそれから比例の方がございますので、前回の選挙を見ますと、やはり比例区等がございますので、時間も相当要するのかなというふうには思っております。初めての選挙でありますので、短縮ですか、初めての選挙というか、初めて試みるようにしておりますが、今後どのように時間を決めたらいいのかも議論していきたいなとは思っております。現在のところは、目標設定時間は、内部でもまだそこまでの精査はできておりませんけれども、大体、目標時間というのは、もちろんこれは大まかなものは当然定めてやるようには考えておりますが。

以上が、今の状況のようなところであります。

議長（廣瀬 満君） 22番今川英明君。

22番（今川英明君） 今の答弁でありますと、やる気はあるんだけど、最終的な判断と申しますか、時間に関しては明言できないというようなことでありましようけれども、何事も、例えば今まで2時間かかったのを1時間半でやるんだと、それでそれ以上短くなれば効果があったという判断になると思うのですよ。ですから、前の時間を設定じゃなくて、新しい時間を目標にしてやるということが一番大事じゃないかと思うのですよ。

これからいろいろな質問しますけれども、行政の中でもそういった傾向はあると思うのですよ。従来のが普通だという考えでは、もう新しい挑戦はできないと思うのですよ。ですから、発想をまるっきり変えて、例えば2時間かかったのを1時間でやるんだと、そのペナルティですから、それを遅ればちょっとまずかったかなと。取手市の場合は、11万人の人口があるんですよ。つくばみらい市の場合は半分以下なんです。ですから、時間とすれば半分。同じような流れになろうと思えますけれども、同じような時間でできるのが一般の方は普通だと、常識だというようなことがあるので、大ざっぱで結構ですから、時間をどのくらいでやりたいのだということを答弁願いたいと思います。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 前回、16年の7月11日に行われました第20回の参議院通常選挙におきましての開票時間が、伊奈の場合は3時間25分、それから谷和原が同じように3時間25分というような時間がかかっています。この半分ぐらいの時間でやれる意気込みで今取り組んでおりますので、これから一定の目標時間というのは定めてやるのが一番いいかと思っておりますので、どの辺が妥当かというのもこれからよく精査しまして、選挙に向かっては、職員の事務従事者にはそのような形で、共通した認識の中で取り組んでいくように進めていきたいというふうには思っております。

議長（廣瀬 満君） 22番今川英明君。

22番（今川英明君） 明言はできないというようなことでありますけれども、半分、3時間の半分1時間半でありますけれども、それができればベターだったのかなというのが私の判断であります。

特に、先ほどちょっと出ましたけれども、加藤平吉さんという方は谷井田に住んでいるということでありますので、この人が指導をしてそういった結果を出したということで読売新聞に出ています。ですから、そういった方のアドバイスとかいろいろ仰いで、いい結

果が出るようお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目は、クリーン作戦時のごみ袋配布をやめたということについて質問してごさいます。

これは、我々議会としても、知っている人もいたかもしれませんが、私全然知らなくて、クリーン作戦に出まして、何だこれかと、ボランティアでやってこんなのあるのかと、ごみの収集袋も来ないのかと、非常にけんけんがくがくしていたわけでありまして。

前回まではそれなりに措置されていまして、予算的にもそんなに莫大な予算をかけて、そういったことではなかったのかなと思います。経費削減の一環であろうとは思いますが、分別する袋まで配布しないで、ボランティアでやってくれということでありまして、そのぐらいは最低条件バックアップしないと、いろいろなボランティアがつぶれちゃうんじゃないかと思うのです。ですから、こればかりじゃなくて、これは一つでしょうけれども、そういった細かい本当に何十万円単位のお金を削って、住民の方、市民の方がそっぽを向くのかといったことに関してどういったお考えを持っているか、お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） クリーン作戦、年に2回ほど行っておるわけですが、これまで、ごみ袋については1世帯当たり3袋を配布しておりました。いろいろ住民の方々から、昨年、このクリーン作戦は強制なのかどうかとか、あるいはごみ袋の利用もきちんと使っていないところもあるよというような、むだが多いという意見も大分よせられました。そういうことで、今回は袋も自前をお願いするということにしたわけでごさいますけれども。

一つには、このクリーン作戦、今後も意識の高揚を図るためにも続けていくつもりでごさいますけれども、これからは地域の環境というものはやはり地域で守っていただくということが大切ではないのかなという気がいたします。以上です。

議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

2番（今川英明君） 今の部長の答弁ですと、自分のことは自分でやれと。ですけれども、今回のクリーン作戦は公共の仕事なんです、自分のごみじゃないんですよ。ほかの人が捨てたごみを回収するわけです。ですからボランティア感覚で皆さん出ているわけです。

私が言っているのは1人1枚という話ではないのです。集まったごみを分別して出すんですよ。その袋ぐらいは行政で持つべきではないかと、そういったことを言っているのです。それもできないで、ボランティアで勝手にやれと、じゃあ税金何に使っているんだと、そういう話になりますよ。分別したごみの収集、クリーン作戦でごみ集まりますよね。その集まったごみを出すための袋、そのぐらいは持ったらいいんじゃないかと私は言っているのです。1世帯1枚の話じゃないのです。ですから予算的には幾らもかからないと思うのです。その辺やる気全然ないのですか。もう1回答弁願います。

議長（廣瀬 満君） 市民部長渡辺勝美君。

〔市民部長 渡辺勝美君 登壇〕

市民部長（渡辺勝美君） やる気はあります。これは、我々が生きている以上はごみからは逃れられない。今回、実際に不法投棄はしょっちゅう生活環境の方にはあります。そういうことで通報があった際には、職員がその都度駆けつけていって対応しているというような状況でございます。それから、週2回、これはシルバー人材センターに委託しておりますけれども、やはりごみの収集も行っていると。また、公共施設の里親制度というのがあるんですけれども、4団体、今ボランティアで管理していただいておりますけれども、やはりごみの回収と除草等が主なものでございます。

そういう中で、ちょっと質問から外れるかとは思いますが、この前の行政協力員の会議でもお話ししましたが、やはりごみをいかに減量化するかというのが課題でありまして、生ごみの堆肥化事業というのも広報をお願いしているところで、これも幾らかでも可燃ごみを減らそうという考えで、今度は環境センターを中心に行うというようなことでございます。今後は第3次ごみ処理施設の建設もあるわけです。これも焼却施設とリサイクル施設と、今後莫大なお金がかかってくると。あとは収集運搬料についてもやはり多くの金がかかっていると、そういう状況から、住民の方々にもそういうご協力はいただきながら、ごみ行政を進めていかなければならないのかなというような気がいたします。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 22番今川英明君。

22番（今川英明君） 部長は、ごみ行政に関しては、今後シルバー人材センターに頼んだり、いろいろそういうふうに行っているのはわかります。それも予算としては結構計上していますよね。私が言っているのは、一般住民の方が出て、クリーン作戦、これはごみに対してどんなふうに考えますかとかいろいろ要因はあるわけですよね。地域をきれいにするんだと、こんなごみが捨ててあるのかと、自分もやはり反省する部分もあると思うのですよ。そういったことをやる時に、最終的に集まったごみを分別する袋も行政として配布しないと、それではちょっと異常じゃないかと思うのです。

前回の予算は、細かい予算ちょっと私わからないのですが、1世帯、1戸1人1枚ですね、配布してどのくらいお金かかったのですか。今回、例えば1集落に分別するのに、多くても10枚か20枚だと思うのです。そのくらいの枚数で、お金幾らかかるのですか、集落ごとに、大した金じゃないでしょう。それをやれば、住民の方は、これだけやらなくちゃならないと、こんなにきれいにするのだと、意識が出るわけですよね。ごみに関しての関心を持つわけです。それを行政として、何もやらないのだと、勝手にやってくれというような感じと同じです、今の話では。袋も配布しないということは。

またもう1回今年度はあるわけですが、補正でも何でも、流用でも構わないですから、その辺のところもう1回検討されて、ぜひ袋は配布しますと、集落に10枚でも15枚でもそのくらいの袋は配布しますといったことで答弁願えれば、私もそれなりに効果があるのかと思うのですが、それもできないということでは、行政に関しまして協力も非常に難しい状況だなと思います。

3回やりましたので市長で結構ですから答弁お願いします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） ご答弁申し上げます。

内容よくわかりました。ただ私も、この袋の問題ですが、全世帯配っちゃうことが問題あると思うのです。要は、集まる場所へ行政協力員の方や班長さんが来て、そして出た人に1枚ずつ配ると。でないとならないところへも袋がいっちゃうと、こういうところからむだが出るんじゃないかと思って、私も考えました。

余計なことですが、私も朝散歩に歩いて、よく台通用水と運動公園拾って、今は置き場が乱雑になるからかぎがかかっているものですから、どちらへも入れられないのですが、最近はこのところちょっと休んでおりますけれども、運動公園まで行く間に、台通用水で、買い物袋のまま置いていきますから、大体いっぱいになりますよ、一生懸命拾えば。缶1本ずつだとなかなかいっぱいにはなりません、今のごみというのは缶ばかりではございませんから、袋へ入れたまま道路際へ捨てられている。こういう実態でございますから、袋の配り方、こういうものにも工夫してやっていただきたいなど、今つくづく思っていたんですが、そういうことでご理解願いたい。

議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

22番（今川英明君） そういったことで、市長も勘違いして、全戸へ配るんだというような意識の中で持ったようではございますけれども、うちの集落では、出た人にしか配りません。それで、今回の場合は、区長が用意して、その分別だけの袋という、あとは肥料袋か何かで集めて、それを行ったということでございますので、分別したものを出すのにとということですから、本当の最小限の袋でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目ということで、集中プランについてということで通告してありますのでお願ひしたいと思ひます。

この件は、中山議員からも出まして、おおよそは理解できたわけでありましてけれども、私としても、数値をもうちょっと細かい設定をしながら進めていただきたいというような意味でお伺ひしたいと思ひます。

集中プランにつきましては、本市が将来にわたって健全な行政運営を維持していくために、改善、改革について可能な限り目標を数値化することにより、住民にわかりやすくするとともに、必要に応じ目標の見直しを行うことで、事務事業の改善、改革を行い、より効果的、効率的な行財政運営を実現します。また、策定した集中プランを公表することにより、透明度の高い行政運営を目指しますということとなっております。目的ですね。

そういった中で、合併して1年ちょっとですけれども、18年から本来はこの計画はやるということで、国からの指導であります。そしてその中身について幾つか質問したいと思ひます。

まず1点目です。行政組織の整備ということでありまして。地方分権への対応ということでの二つ目でありましてけれども、その事業名が、組織構造改革の検討、実施ということでありまして。そして事業内容ですけれども、市民サービスの向上を目的に、市民ニーズ、社会情勢の変化及び国、県の制度改革に即応した行政サービスを効果的、効率的に行うために、組織機構の見直しを検討、実施するということでございますけれども、現実的に、これをうたってあって年度数をこんなふうにやりたいのだと、どんなふうに、中身についてのことは書いていないのですよ。これ一般の方が見ても、確かにいいこと言っているな、だけれどもどんなことをやるのよと、どうなのよと聞かれたらわからないと思うのです。

大体書いてあることがみんなそうなんですよ。

例えば、少子高齢化社会への対応ということで、事業名は、少子高齢化社会に対応した組織の検討ということであります。事業内容については、少子高齢化社会に対応した組織について、抜本的な見直しを検討するということです。効果についても書いてありますけれども、介護保険や各種保健事業の円滑な実施に向けた組織整備を行うとともに、子供を産み育てやすい環境づくりなど、総合的に施策を推進するための組織に住民サービスの向上を図れると、そういった効果が書いてあるのですけれども、具体的にこんなことをやればこんな効果がありますよということはないのですよ。これを読んだだけでは、何だろうこれということではわからないと思うのですよ。

いろいろな数値化する部分もありますけれども、例えば、3番目の財政の健全化ということで計画あります。その中で、行政財産への有料広告掲載事業ということでやるということであります。内容ですけれども、広報紙、ホームページへ有料広告を掲載し、新たな財源を確保することにより、経費の削減を行うと。中身はそういうことであることでありましょうけれども、広告収入目標が80万円なんですよ。このぐらいのことでは、それをやったこと自体で人件費がもっとかかっちゃうんじゃないかという感じですね。

先ほどからいろいろ出ていますけれども、今年度の予算の中で、133億6,000万円の中で、自主財源は70億円、繰入金12億6,000万円、市債が11億円ということで、借金財政、あるいは前もって基金を積み立てた中での取り崩しをしながら事業をやっていると、本当に火の車の状況だと思うのですよ。今後、そういった税収とか、例えば今言った財政の健全化を図る中で、その事業の中でそのぐらいの見込みしか見ていない、80万円しか見ていない、こんな中身ではどうなんでしょうという感じです。

そのほか、先ほど来、横張さんの話も出ましたけれども、市の普通財産の売却ですか、貸し付け業、その中で、中身について横張さんが触れましたけれども、10町1反の普通財産を売却するのだと。確かにそんな土地があったのかと、それを売ればすごいあるのかなと、歳入になるのかなと。話聞きましたら、買った値段は12億円ぐらいするんだと、売るときには1億円ぐらいになるんだと、全然問題外ですよ。社会保険庁じゃありませんけれども、だれも責任はとらないわけです。ですからもうちょっと一般の方々が納得するような方向で、この集中プランもつくって公表しないと、どうなのかなと思います。

もうちょっと触れますけれども、職員数の適正管理ということでもありますけれども、年度数ですね、11人とか、8人とか、最終的には、17年度から21年度までの職員数は6.6%の削減ということで、377人を352人ということで、25人、1割まで減らさないのです。こつとも6人採用されたということで。こんな厳しい財政の中で、職員の皆さんには悪いのですけれども、私の考えでは2割ぐらい減らしても厳しいのじゃないかと思います。そういった思い切った施策をとらないと、市長の報酬の10%カットぐらいでは、とても焼け石に水どころの話じゃありません。今後、この集中プランを変更する予定もあるかと思うのですけれども、どのぐらい今の中身について考えておられるか、答弁願いたいと思います。以上です。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 集中改革プランの数値目標等につきましてのご質問であり

ますが、このプランにつきましては、先般公表いたしまして、一定の数値目標は示してあります。

このプランは、一つの行政改革のための指標あるいは指針として、具体的な取り組みを集中的にしていくということであります。当然そのプランにつきましては、ただ決めただけではなくて、いわゆる進行管理あるいは進行状況の確認をすることが一番重要であろうかと思えます。こういう意味につきましても、随時、中身の内容について、不足する分は補っていく、あるいはまた状況等も確認をしながら、目標に向かった形で進めていくというようなことで考えております。

議長（廣瀬 満君） 22番今川英明君。

22番（今川英明君） わかったような、わからないような答弁でありますけれども、そのほかに、一般の方々が聞くと、税金は上がるし、サービスは悪いと、今の内容でもそういったことを言われる方はおります。その中で、この集中プランの中でも、財政の健全化の一環で、公共施設の使用料の見直しということで、公共施設については有料化を目的にしながら、いろいろと条件整備を行うというようなことを書いてあります。あとは健康診断の負担金等の見直しということで、今までは行政が半分くらい出したとかいろいろあるわけでありましてけれどもそれも見直して、かなり受ける方の負担を大きくするといったことも書いてあります。

そういったことで、さっき言ったクリーン作戦じゃありませんけれども、本当のちょっとしたサービスもやらないと、負担に関してはどんどん求めていくと、合併して本当にどうなったのかなど。今まででもそれなりに不満は出ているわけですがけれども、今後、これを推進すれば、どんどん負担が多くなるというような感覚を持たれるし、そして、何のための合併だったのかという人も出ると思うのですよ。

ですから、職員の方はもちろんですが、我々議員も本当に襟を正して、それなりに住民の方々から信頼されて負託されているわけですから、やはり今の財政状況に沿った形でいろいろな行動を起こしていただきたいと思えます。

そして、財政課長に何回も聞いて、今まで聞かれていますけれども、もう1回聞きたいのですけれども、先ほど言った健全化の一環で、行政財産への有料広告の掲載事業ということで、広告収入目標が80万円。もうちょっとできる方法があると思うのですよ。ですから、1けた違うんじゃないかと思うのですよ。どうですか考え、答弁願います。

議長（廣瀬 満君） 財政課長秋田信博君。

〔財政課長 秋田信博君 登壇〕

財政課長（秋田信博君） 議員おっしゃるように、80万円という額は確かに少額かもしれませんが、しかしながら、あらゆる歳入確保策の一環として、これからやっていく姿勢を示している内容になっておりますので、これは広告収入ばかりではなくて、その他のあらゆる財源確保策の一環ですから、そればかりにこだわることなく、いろいろな形で歳入の確保ができる方法を今の社会環境におかれて許される範囲内で模索しているというのが現状でございますので、その辺でご理解を賜りたいと思えます。

議長（廣瀬 満君） 今川英明君。

22番（今川英明君） 先ほどから話していますように、目標を設定していれば、やらずにやらないというのはわかりますけれども、小さい目標を、例えば80万円、先ほど

言いました事業に関しまして、80万円の収入目標だということでやりますと、なんだこのぐらい。今の133億円の予算の中で、こんな事業をやりますという中で80万円、普通の人はどうかと思うのですよ。

ですから、例えば、1けた多くして800万円の目標ですと、でもできたのは400万円しかできませんでしたと。これ結果論ですからわからないですけども、1,000万円になるか、1,500万円になるか、2,000万円になるかわからないですけども、やはり努力するためには、もうちょっと大きな金額を持たないと思うのですよ。

あともう一つ、公営企業等の経営健全化の確保ということで、事業の中は、やはり財政の健全化ということでいろいろありますけれども、その一つ、上水道加入分担金の統合、あるいは農業集落排水の使用料の統合ということであります。いろいろな公共料金ですね、これも今の感覚からいいますと、低いところへ合わせるのじゃなくて、高いところへ合わせて、そしてやろうというようなことであります。それも、やはり環境を説明しながら値上げをすれば一般の方々は納得すると思うのですよ。でも合併して、たまたまこうなりましたよということでは納得しないと思うのですよ。

ですから、今の財政状況、やはり細かく説明して、一般の市民の方々が納得できるような方向で、統合あるいはそれなりの調整ということでお願いしたいと思います。

それと、この集中プランに関しましては、いろいろな部分でそういうのがあります。これも市民の方が納得いくような説明を十分して、そして理解を得るということが必要だと思しますので、市長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今川議員の趣旨に沿って住民のご理解をいただくような仕事をやってまいりたいと、このように考えております。

散会の宣告

議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、6月13日午前10時から本会議を開き、一般質問及び議案に対する質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時22分散会

第 3 号

[6 月 13 日]

平成19年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第3号

平成19年6月13日 午前10時03分開議

1. 出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君		

1. 欠席議員

32番 野田正男君

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市		長	飯島善君
副	市	長	小林弘文君
教	育	長	豊嶋隆一君
総	務 部	長	海老原茂君
市	民 部	長	渡辺勝美君
保	健 福 祉 部	長	鈴木 等君
産	業 振 興 部	長	鈴木 清君
都	市 建 設 部	長	青木 秀君
教	育 次	長	倉持政永君
会	計 管 理 者		豊島 久君
秘	書 広 聴 課	長	森 勝巳君
参	事 兼 企 画 政 策 課	長	中川 修君
総	務 課	長	湯元茂男君
財	政 課	長	秋田信博君

生 活 環 境 課 長	沼 尻 修 君
健 康 増 進 課 長	吉 田 邦 恵 君
産 業 政 策 課 長	中 泉 次 男 君
都 市 計 画 課 長	大 久 保 明 一 君
水 道 課 長	間 根 山 知 己 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	猪 瀬 重 夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	古 谷 安 史 君
議 会 事 務 局 副 参 事	井 波 進 君
書	亀 田 和 義 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成19年6月13日(水曜日)

午前10時03分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)
 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(第3号)
 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(第4号)
 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)
 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
 に関する条例の一部を改正する条例
 議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 議案第54号 市道路線の変更について
 議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
 議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
 議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第
 1号)

日程第3 議案第52号～議案第55号及び議案第57号、議案第58号について各委員会付託

日程第4 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(第2号)
 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(第3号)
 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(第4号)
 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(第5号)

- 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 市道路線の変更について
- 議案第55号 取手地方広域下水道組合理約の変更について
- 議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第52号～議案第55号及び議案第57号、議案第58号について各委員会付託
- 日程第4 選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

午前10時03分開議

開議の宣告

議長(廣瀬 満君) ただいまの出席議員は28名です。欠席議員は18番海老原 弘君、32番野田正男君です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に、議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため、市長、副市長、教育長、各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問

議長(廣瀬 満君) 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

10番古館千恵子君。

[10番 古館千恵子君 登壇]

10番(古館千恵子君) おはようございます。10番古館です。2点通告してありますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、第1点目、絹の台桜公園の駐車場についてお伺いいたします。

桜公園の駐車場は、以前より問題がありました。近くの会社に働きに来ている方や、高速バスで東京に行かれる方や、いろいろな使い方で、公園にはだれもない雨の日でも駐車場だけは満杯です。中でもひどいのは、廃車になっている車の放置です。市民より苦情も多かったことでしょう。そこで担当課が出された解決方法としまして、4月1日より9時から5時まで駐車可能で、1日の3分の2はチェーンを張り、かぎをかけ、使用できなくなっている。かぎかけも、シルバー人材センターの方にお頼みしているようで、経費もかかっているのではないかと思います。私の家が駐車場に近いものでよく目につくのですが、平日の9時から5時の間でも、多くても五、六台、土日祝でも10台ぐらいです。利用

者が少ないためか、日に日に伸びる雑草が多くなってきました。これで、また公園管理の草刈り機がふえることと懸念いたします。

つくば市の公園駐車場は、全部有料、時間貸しになっています。つくば市は、公園管理がかさむことで対策を講じたのではないかと思います。そのために、バーで上がる駐車場になって、時間料金をいただいているようです。桜公園の駐車場は、48台分のスペースがありますが、そのうち2台が障害者です。つくば市のように、このバーで上げて出入りするような駐車場には、とても無理だということはわかっております。

そこで、駐車場内はアスファルトが敷いてあるところが15台分あります。そのうち2台の障害者用も含まれております。雑草が目立った33台分のところは、私の考えですが、例えば33台を月1台3,000円で貸し出せば、年間118万8,000円となり、かぎの管理費もなくなり、財源となるのではないかと思います。それがだめでしたら、つくばみらい市に犬の登録料も払っておりますのでドッグランドなど、最も望むのは交番です。民間経営感覚を取り入れて、市民にとって満足を提供するにはどうしたらよいか、市民感覚はどのようなものか、想像力を働かせて仕事を組み立てて行えば、業務のあり方も、意識の持ち方も、大きく違ってくるのではないかと思います。今後どのように有効利用をされていかれるのか、ご答弁お願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 絹の台桜公園の駐車場の問題でございますが、議員がおっしゃるように非常に無断駐車が多いと。この前も、私も行ったんですが、足立ナンバーと野田ナンバーの車が日中置かれていたと、こういうことでございますが、周りを見たところ公園を利用している、あるいは、公園に遊んでいる方はいなかったようなんですが、置いてあったと、こういうことでございますので、今後、議員から今ご指摘ございましたような、これからの財政面の問題も含めて、有効に利用できるように考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

10番（古舘千恵子君） 有効利用といいまして、先日、ちょっと常総警察の方に次の2点目のことでお伺いしたときに、今現在、用地を確保してあるところでは、どうも交番もしくは派出所を移転してくるのには場所が足りないのではないかなというように指摘をいただきましたので、そういった旨も、できれば考えていただければありがたいと思うんですけれども、これは2点目に続くことでございますので、どうぞ、その旨ご回答お願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 次の議員の質問にも関係するわけでございますが、そういう問題も含めて、今、私の頭の中には構想が入っておるわけです。

議長（廣瀬 満君） 古舘千恵子君。

10番（古舘千恵子君） では、続き、2点目に入らせていただきます。

絹の台交番設置、その後の動きがどうなっていますかということなんですけれども、絹の台地域は、昼間働いている、出かけている方が多く、昼間は人を見かけるのは本当に少

ないんです、人と行き会うということが。そのためか、車上ねらい、空き巣、高齢者をねらいましたひったくりなどと、事件はいろいろございます。また、高齢者は、そのように事件に巻き込まれますと、やはりけがをすることが出てまいります。あと、空き巣に入られた方は、また留守の間に空き巣が入っているのではないかとというトラウマになられているそうです。中には3回も、絹の台に越してきて入られた方がいらっしゃいまして、その方は、旅行に行くのもちゅうちょするようになりましてし、お友達に誘われても、出かけるのに、ちょっと戸締りがという感じで、すぐ行動には移されないということでございます。そういったようなこともございますので、市長の公約でもありましたので、絹の台にぜひ駐車場でも交番でもいいですので、どうぞ早目に移転をしてきていただけるよう、よろしく願いいたします。

常総警察でも伺いましたけれども、どうもみらい平の駅前にもできるようなお話でございました。でも、我々の方の絹の台の地域、小絹地域で言っていることの方が先でしたので、順位からいきましても、我々の方が先かと思っておりますので、ぜひひとつよろしく願いいたします。どうなりますか、市長、もう一度お願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 交番の問題でございますが、昨年9月に常総警察署長にいろいろ要望いたしました。さらに10月には県警本部長、それから知事にも要望をしてきたわけでございますが、今みらい平のお話もありましたが、みらい平の場合は福原に交番がございますので、私は、当分は交番体制で間に合うと思うんですが、要は今、県警本部で本年と来年度で県全部の警察署を含めての見直し作業中だと、こういうことでございますので、これは交番ということで、今、絹の台という要望を出しますと先送りになる可能性がありますので、そういうことから、私はこの前も県警本部の担当部長さんですが、ぜひ駐在所で早急に移転をしてほしいと、こういう要望をしたわけですが、それでは考えますと、こういうことでございますが、ただいま議員から出ましたように、前に予定しておりました交番の敷地では、私もちょっと歩測で図ってききましたが、いかにも狭いと。こういうことでございますので、さっきの話ともつながりがあるんですが、駐車場の一部を利用しないと、あるいは公園の一部を利用しないと、あそこでは、ちょっと駐在所にしても車を置く場所もないと、こういうことで、今日の問題でございますから、あそこでは、やっぱり県警の方でも見ているんですよ。そういうことで、先ほど議員がおっしゃったような返事が出たと思うんですが、私もそう思って、この前もよく見てきたんですが、そういう中で、とにかく公園の敷地の中ということには変わりはありませんが、そういうことで、できれば、一番手っ取り早く用地が確保できるのは、駐車場の一部を利用させていただくことかなと、こういうように考えております。さらに本部の方へ要望をしてみたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 古館千恵子君。

10番（古館千恵子君） ぜひお願いいたします。やはり絹の台も、だんだん、だんだん高齢化になってきておりますので、皆さん心細い思いをしておりますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。絹の台の桜公園は、木立が結構茂ってきておりますので、茂みに隠れ込んでいたりしますと、やはり夜なんか歩いていると怖いということもあ

すので、やはり公園の近くに交番、派出所があれば、皆さん安心して、安全で、住みよいまちになっていくと思いますので、ぜひひとつよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（廣瀬 満君） 次に、29番神立精之君。

〔29番 神立精之君 登壇〕

29番（神立精之君） 企業誘致ということで1点ほど通告しておきましたので、お尋ね、また、質問をさせていただきます。

今回の議会におきましても、各議員から財政問題についていろいろと質問をされておるわけでございますが、執行部としても、厳しい財政の事情で始終終わっているのではなからうかと思うわけでございます。また、反面、住民からの要望というものは、複雑多様化をしている今日でございます。そういう時代に、執行部の皆様方は大変ご苦労があるものと想像をしているわけでございます。しかし、住民からの要望に対して、金がないということでは済まされないのが今日の行政であると、私は確信をするものでございます。本市の財政状況を見ましても、やはり来年度あたりは何とか予算編成はできましようが、21年、22年の予算編成はどうなるものかと心配をしているものでございます。きのうから、いろいろと皆さんから出ていますように、やはりこの地域は基幹産業は農業であるということは紛れもない事実でございますが、この財政事情を考えますときに、企業の誘致が不可欠であるというような認識を持っているわけでございます。そこで、企業の誘致条例を制定すべきではないかという観点に立ってお伺いをいたす次第でございます。

本市の経済の活性化と雇用の機会の増大を図るには、やはり産業以外にはないと思っております。では、産業の振興をするには、いかなる方法があるかということ考えたときに、一つは地場産業の育成であると思えます。二つに企業の誘致で、この2点に尽きるものではないかと思っているわけでございます。地場産業の振興として、地域のアイデアを生かして、補助金を支出して助長しておりますが、大きな成長に至らず、経済の活性化の起爆剤になるには、いまだ道遠しの感があるのではなからうかと思っております。こうした本市の現状を考えますときに、手っ取り早いのが企業の誘致ではないでしょうか。

以上のことから、市長も、このことを十分ご理解の上で企業の誘致に力を入れておるわけでございまして、今、産業政策課を設置して努力されているものと思っておりますが、その実績を上げるには、いまだ至っていないのではなからうかと思っております。本市でも企業誘致には、これまで固定資産税の優遇を図って、誘致の促進を図っておりますが、その効果も少ないものと思っております。条件整備を行って企業誘致するには、インフラ整備が必要ではなからうかという点もありましようが、これまでの企業というものは、2,000坪、3,000坪の小さな面積の企業が張りつくのが例であります。今、日本全国を見ましても、やはり10万坪、20万坪の大きな企業が張りつく要素ができていではなからうかと想像をするものであります。そういうふうな大きな企業こそ、インフラの整備も箇所少ないのではないかと考える次第であります。また、新しく進出する企業に対して、優遇策をとるということは、既存の企業間の均衡を欠くという考え等々もあるのではなからうかと思っておりますが、そういうことなく、やはり企業の誘致をし、財源確保をすることが、今後のつくばみらい市として財政的に、これはよいのではなからうかと、こういうように考えるわけでございます。今後の財政を考えるときに、この企業誘致に対して、市長とし

て、どのような考えをお持ちかお尋ねをする次第でございます。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 企業誘致の問題でございますが、全くそのとおりでございますが、私も、積極的に進めるべく専門課をつくったわけでございますが、なかなか当市、地方によっては大分設備投資もされておると、こういう話も聞くんですが、何件かは来たんですが、道路網の関係とかいろいろあって、なかなか用地の確保までは至らなかったということがございます。市においては、この立地企業に対しては優遇措置といたしまして、今議員からございましたように、3年間、いわゆる固定資産税の免除をすると、こういうことと、あと、県につながますと、県の方は、3年間不動産取得税の課税の免除、さらに、10億円を上限として融資制度、もちろん、法人事業税も3年間免除と、こういうことでございますが、こういうことで県もやっておりますので、もしそういう企業がおいでになりたいという希望があれば、積極的にこういう制度を利用して誘致をしてみたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 神立精之君。

29番（神立精之君） よろしく願いを申し上げますが、今や地方分権がこういうふうに進められる中で、各自治体はいろいろと思案されて財政確保に力を入れていると思うわけでありまして、本市は条件的に首都圏40キロ圏内であり、常磐自動車道が走り並びにインターが開設されて非常に便利になり、また、TXもあり人も運ぶと、また、人が張りつく場所もできたということで、この茨城県下においても非常に有利な地の利になっているものと思います。こうした好条件を生かして、一流企業の誘致こそ、つくばみらい市の将来があると信じておる次第でございます。幸いにして、市役所職員には立派な頭脳の持ち主があるわけで、恵まれているわけでございます。そうした皆さんの知恵を絞って、よりよいつくばみらい市のために働いていただきたいと、こう願うわけでございますが、また、執行部も議会も一つになりまして、この難局というものを乗り越えるべきであると、私は強く要望をするものでございます。こういう事情をよろしく願いを申し上げます。一般質問を終わります。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 次に、3番染谷礼子君。

〔3番 染谷礼子君 登壇〕

3番（染谷礼子君） 3番の染谷です。今回、2点通告しております。順次お伺いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

1点目のコミュニティバスについてということでお伺いいたします。車を持たない高齢者や児童といった交通弱者の移動手段として、多くの市民の皆様から待ちに待ったコミュニティバスが、いよいよ9月にスタートとなります。今回、スクールバスの利用についてということで通告をしております。

これは、ことし新1年生になった自転車で通学をしている子供さんが、通学時に県道で転倒をしました。そこに大型トラックが来たそうです。一緒にいた友達が、道路で両手を広げ、トラックをとめたということがありました。子供たちの安全、安心の通学路の確保の上からも、スクールバスが不可欠ではないかと思うのであります。今回のコミュニティ

バスの計画の中に、一部スクールバスの利用が入っております。この点については評価をしたいと思うのですが、何点か確認をしたいと思います。

一つ目は、運行計画の中で、野堀、小島新田地区の遠距離通学者の利用となっておりますが、板橋小学校に自転車で通学をしている児童は現在35名おります。また、バス通学者は25名ですが、コミュニティバスは29人乗りになっております。コミュニティバスに乗れない児童が出るのが考えられますが、この点について、どのように対応するのかお聞かせください。

2点目として、市内全体で考えましても、遠距離通学地域はほかにもたくさんあると思われる。今後全体で考えていくのか、前回の定例会で中山議員からも質問がございました。その場合、2台で4ルートを回るという計画であります。7時スタートは2ルートだけになります。あとの2ルートは、早くても8時スタートとなるわけですが、2台のバスの配分はどのようにするのか、この点についてもお聞かせください。

最後に3点目ですが、料金については子供50円となっておりますが、通学料については、通学定期券を発行して補助をしてはどうかと思うのであります。市内の学校全体のことでありますので、ぜひ教育長にもご所見を伺いたいと思います。

それでは、この3点について、初めにお伺いいたします。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） コミュニティバスの運行につきましての児童生徒の遠距離通学者についての対応はどうかということですが、ご指摘の野堀地区ですか、自転車通学ということで、この点につきましては、バスを利用できる形で運行時間等も考えております。

もう一つ、定員29人乗りで35名いるからどうかということですが、これは確かにカバーできないと思います。そういう観点から、この点につきましては、教育委員会の方と話し合っております。基本的には、学校とかPTAともよく話し合っていて、それで検討してもらおうということ考えております。

料金につきましてですが、料金につきましては原則いただくということですが、補助をしたらどうかということですが、遠距離通学者の場合、補助等の制度もございしますが、それにかかわらず広く乗る方もおるかと思いますが、その点についても、それとあわせた形での検討はできるのかなと思っています。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 教育長豊嶋隆一君。

〔教育長 豊嶋隆一君 登壇〕

教育長（豊嶋隆一君） ただいまの染谷議員の質問にお答えしたいと思います。

今コミュニティバスを使っている児童も少しはいます。現行の時間帯で利用できる場所では、学校からバスに子供を乗せてもいいですかという相談がありますので、使える範囲では使っているよということで、乗っていただいているところも一部ありますけれども、まだ、これは子供の下校時間、それから通学時間に合わないところもありますので、ほんの一部だけということになってはいますが、それから、スクールバスということについては、今総務部長からもありましたけれども、いろいろ遠距離通学者に対して、何か救い

はできないのかなということも含めて考えてはおりますけれども、実現はなかなか難しいのかなというところです。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 特定地域だけの利用という形になるのかなという感じを受けたわけですが、私は、集団登校、また、歩いて通学をするということに、決して反対をするわけではありません。かえって体力をつくる上からも、また、子供同士の交流にも、大変歩いて登校することは大切ではないかと思っております。しかし、遠距離通学や危険の多い通学路などの子供たちについては、今後、市全体で考えていっていただきたいと思うのであります。ぜひとも、今後も学校側またPTAの方々とは検討していただきまして、子供たちを守る上からも検討をしていただきたいと思っております。

もう1点、全協のときにルートの説明がありました。関連した問題でもありますので、この件について確認をしたいと思っております。

今回のコミュニティバスは、市内を東西南北の4ルートで運行をするわけですが、旧伊奈町地区で人口が一番多い谷井田地区を通るルートがありません。これは、大変大きな問題であります。コミュニティバスが運行されると、現在運行されているきらくやまへ行く福祉バスが廃止されることになっていきます。そうしますと、きらくやまの利用が最も多い谷井田地区の人たちが、きらくやまに行くことができなくなります。これは、大変多くの方に不満と不便を生じることになるのではないのでしょうか。谷井田地区の中は路線バスが走っておりますが、きらくやまに行く路線はございません。また、路線バスを使ってきらくやまに行くことも大変難しいことです。現に谷井田地区を通過している路線バスのほとんどは、稲戸井線から守谷に行くバスが多いため、谷井田地区の方々には、伊奈庁舎に行くことも大変困っている状況です。

私は、以前、合併前ですが、旧谷和原の福祉バスの利用状況を伺ったことがあります。農村部よりも絹の台の住宅地の利用が大変多いとのことでした。このようなことから、谷井田地区を通すべきではないのでしょうか。ここまで決まったルート全体を変えるということは、大変難しい部分もあるかとは思いますが、工夫をすれば可能になる方法もあると思うのです。例えば、南ルートの路線を利用して間宮林蔵記念館付近の中平柳から谷井田に入り、谷井田地区を通過して稲戸井線の農協本所前から下平柳に抜けることで、さほど現在のルートが崩壊することなく利用者を拾いながら通ることができるのではないのでしょうか。そして、谷井田地区の人たちの利用も可能になる、このような方法もあるわけですから、福祉バス廃止の前にルート内容の検討をすべきと考えますが、この点についてお聞かせください。

もう1点は、この計画書のルートを見ますと、きらくやまを回るルートは東ルート1本だけです。ほかの3ルートは、みらい平駅で乗り継ぎをしなければなりません。3ルートがきらくやま行きに連結する場合の時間帯の工夫、また、途中での連結を検討すべきと考えますが、この点についてもお聞かせください。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今2点ございました。

一つは、コミバスの路線の問題、確かに谷井田、一番世帯数の多いところに入っていくと、こういうことで、前にも申し上げたと思うんですが、これは原則的に見直すことは、交通会とか、検討していただいている組織がございますから、そこの皆さんにお諮りをして、見直して、早い時期に修正の仕方とか、あるいは、一応国土交通省の方に出してありますから、それが来る前になるか後になるかわかりませんが、皆さんのご協議をいただいて見直しをします。

それから、今回っておりますきらくやま行きの福祉バスですが、当分の間は存続してまいりますから、コミバスの利用の状況を見ながらね、将来に向かって考え直さなければならぬと思っておりますが、現在のところ当分やっていると、こういうことであります。ただ、平均しますと行事のあるときには10名以上乗るんですが、今のところ、いつも見ているんですが、庁舎前だと1人なんです、ひまわり園に行っている方々もおりますから、7人から9人くらい乗るようですね。そういうことなんで、今後のコースの見直しとあわせて、きらくやま行きのバスは当分運行すると。その中で皆さんのご意見を伺って見直しをしていくと、こういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） ありがとうございます。

見直しをしていただくということは確認できましたので安心をいたしました。ただ、福祉バスできらくやまに行っている人数の件がありましたけれども、多くないことは確かですけれども、谷井田地区の状況を見ますと、バスを使わなくても送って貰おう、こういった方も大変多くありますので、この辺も参考にいただければと思います。

全体的な計画表を見ますと、大変問題点も多く考えられますが、コミュニティバスのスタートまで、きょうを含め80日後となるわけですが、ここまで企画検討を進めていただいたことは、大変評価をするところであります。コミュニティバスの運行を待っている多くの人たちのために、あと一步の努力をお願いし、期待をいたしまして1問目の質問を終わりたいと思っております。

引き続きまして、次の質問ですが、マタニティマークについてということでお伺いいたします。

昨年3月に厚生労働省がデザインを決定したマタニティマークは、全国各地の自治体や団体で活用され、反響を広げております。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどを掲示して妊産婦への配慮を促すために、全国统一のデザインを公募し、決定したものです。本市でも、公共施設にポスターを掲示していただいております。谷和原庁舎の入り口の正面にも、大きなポスターを掲示していただいております。

妊娠中、特に妊娠初期は、外見からは妊婦さんかどうか判断しにくい時期です。しかし、とてもつらい症状がある場合があります。このようなときマタニティマークを身につけることで、交通機関での座席の譲り合いや、受動喫煙の防止などをさりげなく周囲に知らせることができます。これを受け、全国各地でマタニティグッズを配布する取り組みが実施されています。マタニティグッズとして、キーホルダーやバッジ、または、ストラップなどを用意して、母子手帳交付時に一緒に配布をし、おなかに赤ちゃんがいますと書かれたマタニティグッズを妊婦さんが身につけたり、かばんにつけ、さりげなく配慮を求められることができる大変喜ばれている物です。最近では、障害者用の駐車場を妊産婦も利用できる

ようにとマタニティカード、このようなものですね。マタニティカードを用意しまして、妊婦さんに配布をしているところもあります。こうした少子化対策の取り組みの中、今月、厚生労働省の調べで出生率が6年ぶりに上昇と発表されました。大変喜ばしいことであります。本市でも、妊産婦にやさしい環境づくりの一環として、ぜひとも実施をしてはどうかと思うのでありますが、お考えをお聞かせください。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） マタニティマークの使用についてというご質問でございます。

これは非常にいいことだと思っております。ただ、考えているのは、キーホルダーだと、車に乗っていて外からわからないんですよ。ですから、今議員がお見せいただいたのは、それは車に表示できるものですか。

3番（染谷礼子君） これは駐車場です。

市長（飯島 善君） そうですか。

そういう、いわゆる初心者とか高齢者のマークみたいなものもあれば、車の外部から見えるからいいのかなど、運転される方はね。そういうことも考える必要があると思いますが、いろいろ考えて実施をしてまいりたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、母子健康手帳の交付のときに一緒に交付できればいいなど、こういうように考えておるわけです。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） お答え申し上げます。

今市長からもありましたように、実施をしていきたいということでございます。マタニティマークのキーホルダーは、このような物でございます。これは、ちょっと借りてきた物ですけれども、これが現在市販されております。ポスターにつきましては、庁舎の玄関前に張ってありますが、このポスターの拡大判を張っております。こういうことで周知をしているところでございますが、隣接の市町村の一部において、手作りの物や市販されている物、今お見せしましたような物を配布しております。特に妊娠初期においては、お母さんの健康を維持するためにも大切な時期でありますので、今後、市においても、マタニティマーク、キーホルダー等につきまして配布を実施していくよう考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（廣瀬 満君） 染谷礼子君。

3番（染谷礼子君） 大変苦しい財政の中、積極的な取り組みを高く評価したいと思います。ありがとうございます。また、マタニティキーホルダーをもらった妊婦さんからはこのような声があるそうです。初めは、妊娠を周囲に知られて恥ずかしいという気持ちや、優先席に座ることに抵抗がありました。そんなとき、夫からキーホルダーをつけることが赤ちゃんを守ることになると言われ、自分自身も赤ちゃんを守ろうという気持ちが強まり、キーホルダーをつけて無理せず優先席に座れるようになった、おなかが目立たない時期にマタニティマークはとてもよいですとの声があったそうです。実施をしてくださるといふ答弁でしたが、一日も早い実現を期待いたしまして、すべての質問を終わりたいと

思います。

大変ありがとうございました。

議長（廣瀬 満君） ここで10分間、暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時58分開議

議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

24番細田忠夫君。

〔24番 細田忠夫君 登壇〕

24番（細田忠夫君） 24番の細田です。通告いたしております1点についてお伺いしたいと思っております。

地域及び中小企業の活性化対策ということでお伺いしたいと思っております。

昨年7月、政府が決定した経済成長戦略大綱を具体的に進めるために、今国会で関連3法が成立しているところでございます。この3法は、人口減少や国際競争の激化といった課題を克服し、日本経済の持続的な成長を図るため企業の技術革新を促す施策とともに、地域や中小企業の活性化に向けた支援策が盛り込まれているというものであります。誕生間もないつくばみらい市においても、これからの目指すまちづくりにおいて欠かすことのできない分野であるかと思っております。地域の活性化、中小企業の発展なくして明るい未来は考えられないからでございます。そこで、今回成立した3法が、我が地域及び中小企業の活性化に役立てることはできないかという思いでお伺いする次第でございます。

まず、この3法について概要をちょっと触れてみたいと思います。

最初に、改正産業活力再生特別措置法という法律でございますが、これは従来もあったわけでございますが、今回、景気回復の恩恵を受けていない中小企業の事業再生を加速するためのつなぎ融資の債務保証制度の創設と、再生の迅速化が図られるというものであります。

また、次の中小企業地域資源活用促進法という法は、国際競争力が激しい中で、中小企業が持つすぐれた技術などを最大限に生かし、ブランド力を強化するために、伝統技術や地域特有の農林水産品、観光資源などの地域資源を活用した新商品、サービスの開発などを支援し、各地域の強みを生かした事業展開に支援するというものであります。政府としては、今後5年間で1,000件の新事業創出を目標に掲げているようであります。支援を受けるには、県の基本構想に沿った形で事業計画を策定し、認定を受ける必要があるというものであります。

次に、地域産業活性化法でございますが、地域活性化を促進するため、企業立地に関する規制緩和が盛り込まれているのが特徴であるようであります。先ほども、神立議員から企業誘致の問題についてご質問がありましたが、企業誘致等に活用できる法ではないかと、このようにも思っております。

以上、3法について簡単に触れさせていただきましたが、これらの支援策を我が地域でも生かせるものがあれば生かして、これからの地域活性化、また、まちづくりに取り組んでいくべきではないかと、こんなようにも考えているところでございますが、いかがでございましょうか。また、このこととは別に、本市独自の地域産業活性化のための戦略プラ

ンというものがあるならば、また、そういうものが必要であろうかと私は思っておりますが、あわせて、その辺のことについてもお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 地域中小企業の活性化ということでのご質問でございますが、今議員からございましたように、この経済成長戦略大綱関連3法、成立したばかりで、まだ私どもの方へは、その指針が具体的に示されていないわけでありまして、具体的にわかってきた段階で、関係機関のご指導を得ながら、今後の総合計画策定後になると思うんですが、策定後に総合的に検討しながら、そういうものを導入できるような方法を考えてまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） せっかくの支援策でありますので、ぜひひとつ検討していくべきだろうと思っております。特に、先ほどの2番目の方なんですけれども、地域資源活用促進法という法でございますけれども、私は、これについては活用していく余地があるんじゃないかと、このように思っております。各地の伝統技術や特産品、また、地域資源、農産物を含めているわけございまして、この地域資源を活用した新事業を対象に、資金面、設備投資減税、政府系金融機関による低利融資、信用保証の拡大などの支援策、ほかに、マーケティングの専門家によるアドバイス、さらには、販路拡大策等が盛り込まれているというものでございます。事業件数の少ない我が地域におきましては、農協あるいは商工会等の連携を持ちながら、地域及び中小企業の活性化のために大いに検討していくべきではないかと、このようにも思うところでございます。

また、先ほどの3番目の地域産業活性化法という法でございますけれども、これは企業立地の規制緩和ということございまして、工場の敷地面積に占める緑地面積の割合、従来20%以上ということのようでありまして、これも地域の事情によって定めることが可能であると、このようになっていくのでございます。したがって、企業の進出をしやすいような環境づくりのためにも、大いに検討していくべきであろうと、このようにも思っているところでございます。

話は少し変わりますが、先般、市町村の実態ということで、県の企画部統計課による統計資料として、「市町村早分かり」と、こういうのが配布されましたですね。これは、多岐にわたっているいろいろなデータが、市町村別に数字と順位づけがされておりまして、私も関心を持たざるを得なくて、よく内容を見させていただきました。

経済または財政関係の面について、若干触れてみたいと思っておりますけれども、まず、市民一人一人の所得でありますけれども、茨城県で最も多い所得の市町村は取手だということでございます。2番目が、何と旧谷和原村なんですよね、わずかな差で2番目。これは62市町村の実態でありますけれども、全市町村の実態であります。ちなみに旧伊奈町が34位で250万8,000円、旧谷和原の方は422万3,000円と、こういうデータが出ています。

それから、次に、農業の産出額が載っておりますけれども、これは52市町村中、合併する前、合併した後の統計ということで市町村の数が違うんですけれども、これは、旧伊奈町が40位で24億4,000万円、旧谷和原村が43位で20億9,000万円、平成17年度分でご

ざいます。これは面積全体でございますので、広い面積のところは当然高いということになるかと思っておりますので、具体的には参考にならないわけですが、

次に、製造品の出荷額というのがあるんです。4人以上の事業を対象としたデータでありますけれども、52市町村中、旧谷和原村が17位で1,587億6,700万円、旧伊奈町が51位で159億1,300万円、谷和原の10分の1という数字でございます。これは平成17年度分。

次に、商品の販売額。平成15年度分でございますけれども、これは83市町村中、旧谷和原村が33位で423億5,800万円、旧伊奈町が57位で141億5,800万円。

次に、小売事業所数ですけれども、これは1,000人当たりに対する数でありますけれども、平成16年度分で83市町村中、旧谷和原村が54位で7.87店舗、旧伊奈町が83市町村中83位で5.21店舗、最下位でございます。

ほか、いろいろデータがありますけれども、市町村民税とか、固定資産税とか、いろいろなデータも載っておりますけれども、私は、この実態を若干見させていただきまして感じることは、所得は、旧谷和原村は上位にいるわけですが、ある程度のところにいるわけです。しかし、生活実態はどうかということになりますと、勤め先は市外、概してですよね。買い物も市外、家族の夕食も市外、こんな状況を感じざるを得ないわけでありまして。残念ながら、これでは地域の活性化にも、あるいは、市の財政力にも役立てることはできないのではないかと、そんなようにも感じるわけでございます。

まず、地元の商店が、あるいは、中小企業が元気にならなければ地域の活性化はあり得ないのではないかと、そんなように感じているわけでございます。しかしながら、地域の活性化といっても、そう簡単にできることではないと思うわけでございます。しかしながら、地域を変えていくには、そこに住む人たちが変えていく以外にないわけでございます。その意味におきまして行政の役割は、私は大変大きなものがあるかと、このようにも思います。その意味において、行政がリード役となって活性化の戦略プランというものをしっかり持って、そして粘り強く、また、中長期的に取り組んでいく必要があるのではないかと、こんなようにも感じておりますが、先ほど取り上げた一部の統計の実態でございますけれども、これらを含めて、もう一度お考えをお聞きしたいと思っております。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 基本的には、先ほど申し上げましたように、具体的な3法をよく勉強して計画を立てていくと、こういうことなんですが、今議員おっしゃる統計、数字であらわしてきましたが、古い話を申し上げては恐縮ですが、その統計のデータは当然だと思えます。というものは、まちづくりの基本がもともと違いましたから。残念ながら旧伊奈の場合は、他力本願というか、人をふやせば交付税がもらえるんだと、こういうことで企業誘致はやらないと、住宅政策だけやろうと、こういうことで長い間やってきた。ところが、旧谷和原の場合は、しっかりと都市計画に基づいた線引きをして、工業団地をつくり、そして優良企業、実は先般クボタさんの30周年の催しがございまして、お招きいただきましたが、今すごい勢いで伸ばしているわけですね。ああいう大企業がございまして、あの収入だけでも、売り上げからすべて日本一になってもおかしくないぐらい、私は大したものだなと、こう思っておるわけですが、そういうもとからのまちづくりの出発点が違うわけですね。そういう長い間の差が出てきたと、こういうことでございます。

ただ、おかげさまで交付税は随分いただいてきたと、そういうことで公共投資も十分にできてきたと、旧伊奈はね。そういう点もありますが、いいところもある、悪いところもある。今度一緒になったわけですから、お互いのそういう点を利用していただいたりしてやっていかなくはなりません、これから、やはり今まで旧谷和原がやってきたように優良企業を誘致して、しっかりと財政基盤を築き上げていかなければならないと、それについては、今までのように手放しのような状態ではいけませんので、しっかりと工業団地はここへつくるんだと、こういうようなインフラ整備も含めましてやってまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 細田忠夫君。

24番（細田忠夫君） それほどくどいことを申し上げるつもりはありませんけれども、やはり地域の活性化の方向づけは行政がやはりその責任が大ではないかと思っております。これから言うまでもなく、地方分権はますます推進されてまいると思います。したがって、地方のことは地方、地域のことは地域に任されていくと、こういう状況であるわけでございます。このことは同時に、地方自治体の責任が一層重くなるということの意味していると思えます。自治体の取り組みいかんによって、格差は一層生じてくるということにもなるわけでございます。そういう意味におきまして、地域初め中小企業の活性化のために住民の意見をしっかりと受けとめて、そして、戦略プランというものをしっかりと持って、不転の決意で取り組んでいく必要があるかと思っております。

最後に1点、要望を兼ねてお聞き申し上げたいわけでありまして、本市ではこれから県道がいろいろ整備されてくるわけでございます。せっかく整備された県道が、両側何も張りつくことがなく、閑散としている状態ということであれば、せっかく整備しても大して役立たなくなってしまうのではないかという感じがするわけです。今サービス関係のサービス業だけは張りつくことはできるでしょうけれども、それには限界があると私は思うんです。したがって、この県道に対して、両側に張りつけられるような、いろいろな業種が進出できるような、そんなことを検討していかなければならない。企業誘致も大事ではありますが、これは、民間活力を活用するのに最も手っ取り早いのではないかと、こんなように私は思っておりますけれども、そういう点についてどのようなお考えをお持ちか、最後にお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 市長飯島 善君。

〔市長 飯島 善君 登壇〕

市長（飯島 善君） 今、議員がおっしゃられましたように、旧谷和原の場合は国道もでございます。道路もほとんど完備されておりますが、伊奈の方はこれからと、非常にタイミングが悪いということですね、県も財政困難だということで。いろいろあっちこっち仕事はやっていただいているんですが、10年前みたいにここからここまでを3年で仕上げるとか、そういう投資の額が少なくなっているわけですね。ですから、時間がかかるんですが、今沿道の開発、整備については積極的にやってまいりたいと、このように考えております。ちなみに、東部丘陵部については、電子関係とかそういう関係は、今も誘致できるわけですね、決められておりますが。ですから、どういう企業でも来れるような、やっぱりその受け皿もつくる必要もあろうかと思えます。そういうことで、これからの計画の中でしっかりと考えて、もちろんそのための道路改良をやっておるわけですから、こう

いう点についてもしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（廣瀬 満君） 次に、13番安藤幸子君。

〔13番 安藤幸子君 登壇〕

13番（安藤幸子君） 13番安藤です。よろしくお願いいいたします。3点ほど、生活に密着したところで質問をさせていただいておりますので、よろしくご回答お願いしたいと思っております。

まず、1点目といたしまして、この庁舎を含めまして、伊奈庁舎、公共施設がたくさんございますが、その中でトイレが旧式であるということで大変不便をしていらっしゃる方からの苦情が舞い込んできております。その公共施設のトイレの改善についてお話していきたいと思っております。

つくばみらい市の施設の中でも、公民館、伊奈庁舎、谷和原庁舎、そして、質問の中には書き漏らしておりましたけれども、小絹地区にあります高齢者センター、ここのトイレが旧式です。でも、私は谷和原庁舎になれておりましたので、それでも小さいと思っておりましたが、旧式で使いづらいと思っておりましたけれども、伊奈庁舎の方へたびたびお訪ねすることになりましてから、伊奈庁舎の方を見ましたところ、もっと使いづらいというのがわかりました。トイレは、すべての人が食べることと排泄はあります。絶対に必要なものでありますし、もっと快適に使えるようなことができればありがたいと。ましてや、高齢者の方、ひざを痛めている方、腰痛の方、そして、体の弱い方たちは、和式のトイレでは、とても不自由であるという話がたくさん出ております。

その中で、伊奈庁舎と谷和原庁舎が全くの和式であるということです。ここを必ずすべてを洋式にするのではなく、和式を一つ残してあとを洋式にさせていただくとか、細かく、きょうは説明させていただきたいと思っておりますが、あっちこっち見てまいりまして、伊奈庁舎には、男性用は見たことはありませんけれども、女性用を見てまいりましたが、4基ほどありました。小部屋が四つですね。その中の一つは、狭いんです、谷和原庁舎より伊奈庁舎の方が狭いんですね。あの狭いところに四つは要らないと思いますので、3個にして、一つを和式、二つを洋式として、少しスペースをとったところで改善していただければ、もっと快適に使えるし、外部からのお客様、そして、庁舎を訪れる住民の皆様も使いやすいのではないかと、そういうふう思っております。また、谷和原庁舎は2個ずつしか、たしかないと思っておりますが、スペースはかなりあります。1個だけを洋式に変更していただくと、皆さん使いやすいと思っております。これは、時代も変わってきておりますし、体格的なことも変わってきております。今の若い人たちは足は長いし、背は高いし、体格もいいということで、和式だけのトイレでは間に合わない、使いづらいというのが本音だと思っております。ぜひ、改善の方をお願いしたいと思っておりますし、小絹地区にあります高齢者センターも同じです。とても使いづらい。ここは、地域の高齢者の皆さんたち、それから、小絹地区の公民館としても、あそこが利用されておりますので、多くの方に利用されておりますけれども、言葉は悪いんですけども、最悪だと、ここは何とかありませんかという話をたびたび聞いております。一回のぞいていただければわかるかと思っておりますので、ぜひ調べていただいて、随時取りかえていただけるようなことができればと思っております。例えば新しいところでは、きらくやまの福祉館や谷井田のコミュニティセンター、小絹のコミュニティセンター、それから、谷和原にあります福祉

センターは、すこぶる快適で広々としたいい施設になっております。障害者の方のトイレも、とても使いやすい充実したものがついております。ここまでしてほしいとは思いませんけれども、今あるところで改善をしていただければと思っております。

もう一つは、障害者用のトイレ、これも苦情が来ましたので、伊奈庁舎の方の障害者のトイレをのぞいて見ました。そうしましたところ、市長初め、ちょっとのぞいていただきたいんですけども、ドアが引かなくてはいけない。障害者の人に、あれは無理だと思えます。そして、中に入りましても、自動的にライトがつくわけでも何でもございません。そして、中に入りましたら、男性用と女性用、奥が女性用というんですか、洋式のトイレになっているんですけども、カーテンがしてありました。カーテンを下から引いても、ずっと閉まらないんです。ましてや、ひらひらのカーテンになっております。あれで用が足せるかといったら、とても落ち着いてできるものではありません。まして、電気もつかないんです。普通ですとドアは開けると、インターロックで中に入るとかぎがかかるようになって、そして、外にランプがつくようになっていて、もう一つは、信号用の何かアクセシビリティとかあったとき用のランプがぴかぴか光る赤色灯がつくのが普通だと思っております。それも一切ついておりません。そして、そのカーテンのすぐわきに、男性用の便器が一つ置いてあります。もし、合わせて2人入られたときには、とてもじゃないけれども用が足せるようなものではないと思っております。たまたま福祉課の中山課長にお会いしましたので、ちょっと見てくださいということで見ていただきました。ご自分でも車いすに乗って体験してみたところ、あれは本当に不自由だと、カーテンも閉まらないということがありましたので、できるだけ早くに直したいという話を伺っておりますけれども、総体的なところで、やはりおトイレというのはきれいであるのが普通であろうと思っておりますので、ぜひ改善の方をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

よろしくお願いたします。

議長（廣瀬 満君） 総務部長海老原 茂君。

〔総務部長 海老原 茂君 登壇〕

総務部長（海老原 茂君） 公共施設のトイレの改善ということで、和式がほとんどであります。これを洋式に変えてもらいたいということでございますが、確かに施設を設置したときには、ほとんど和式のトイレで設置しております。途中、洋式に取りかえたところも何カ所かありまして、庁舎以外の例えば公民館とか、伊奈・谷和原、それから十和の分館ですか、それから福岡の分館、図書館、それから小絹のコミセン、谷井田のコミセン、谷井田のコミセンは設置時から、これは男女とも最初から洋式トイレとなっております。もちろん、障害者用のトイレは設置してあります。あと、運動公園とか、幾つかこういう公共施設はありますが、洋式には、約半数ぐらいはほとんど取りかえてあります。

一つ、庁舎についてありますが、確かに、谷和原庁舎の方は、まだ洋式には取りかえておりません。伊奈庁舎は、一階部分については洋式に取りかえてあります。それから、2階、3階については和式ということですが、障害者用のトイレにつきましては、伊奈庁舎、谷和原庁舎とも設置してあります。ただ、先ほどスペースの問題が、非常に使いにくいということもあって、数を減らして変えていったらどうかということもございましたが、その変につきましても、よく現場を調査しまして、どういう方向がいいのか調べま

してから対応していきたいと思っております。ただ、和式が必ずしもだめだということではなくて、洋式に対しての違和感もちょっと持っている方もおられるということで、実際に、そういう話も、私ども伺っておりますので、この辺については、割合等はこれからよく研究していきたいと思っております。

実際に障害者用の扉、それから照明とかの不具合ですね、こういうのも非常に大事なことでありますので、よく調べまして改善をしていきたいと思っております。ですから、特に障害者用のトイレについては、よく調査をして、不具合があれば使いやすい形で、やはり使う方の身になって考えていかなければならないと思っておりますので、そのようにしていきたいと思っております。

一つ、伊奈庁舎は、ちょっとご指摘、この質問前にあたっということでございますので、かぎは一応取りつけてありますが、そのほかにつきましては、今ちょっと、カーテン等、ここばかりではないんですが、そういうこともございましたので、もう一度再点検をしたいと思っております。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

13番（安藤幸子君） 伊奈庁舎1階は洋式になっていましたか。私は、この間行きましたら、四つとも和式だったような気がいたしましたが。

総務部長（海老原 茂君） 1階部分の市民窓口課の方のトイレだけなんですけど、生活環境課ですか、あっちの分についてはまだ和式の状態であります。

議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

13番（安藤幸子君） きょうお帰りになる前に、この庁舎の中の障害者用のトイレをごらんになっても、まだ完全とは言えません。なぜかと言いますと、中に入っかぎをかけないといけないということで、普通ですとインターロックがかかってしまって、外からは開けられないという様式になって、使用中のランプがつくというふうになるのが普通ですけれども、ここはランプが一切ないんですね。ランプがついていません。それと、中のインターロックはそれとしても、もう一つは、非常用のボタンというのが必要なんです。中でどういうアクシデントがあるかわかりませんので、押しボタン式で、ぼんと押せば外に光が出るというような設備が、それはこの谷和原庁舎でもありません。でも、伊奈庁舎よりはちゃんとしたのになっておりますので、一応ごらんになってみるのもいいかと思えます。

それから、もし向こうの伊奈庁舎の分で、そのまま利用されて、真ん中に間仕切りをなさるとするならば、あれは、やはりもう少し固いものにやっていただくことが肝要かと思えます。とてもあのひらひらでは、かぎも何もあったものではありません。かぎなんか外のあの間仕切りではかけられませんし、使えるものではないと思えます。そこら辺をきちんとやっていただければありがたいと思えます。

それでは、それだけをお願いし、前向きにやっていただけるということでございますので、次の質問に入らせていただきます。

ワープステーションの利用についてということをお願いしてございますけれども、現在ワープステーション内にあります日本庭園ですね。地下水のわき出る美しい日本庭園があります。広い池の中にはコイもいるんですけども、地下水を出している場所、高い場所

にありますけれども、ちょうど滝みたいになって、とても風情のある場所なんです。そこに蛍を育てる、蛍を守る会がありまして、そこと合同で、今、蛍の放流をいたしております。

会員それぞれが幼虫を自宅で育てて、時に成長過程をお互いに情報交換をやりながら、教わったり、教えたりする会を持って育ててきていましたが、ことし5月22日に成長した蛍を540匹ほど、その場所に放流をさせていただきました。昨年この日本庭園の中に放流をされたようですが、わずかの蛍だったということがありまして、昨年はあまり蛍は飛ばなかったということですが、昨年よりことしは着実に放流をすることができましたので、ことしは飛ぶぞという、とても自信に満ちた気持ちで今胸踊らされているところでございます。まず、飛び始める時期の予測としましては、7月の十五、六日ごろではないかというふうに専門家が見ておりますので、そのころかと思っておりますが、せっかくの蛍の飛ぶ姿ですので、できれば多くの一般の方にも、美しい日本庭園の中のファンタジーを鑑賞していただきたいと思っていますところです。

蛍は夜美しく輝きます、夜なんです。でも、ワープステーションは5時に閉まります。それで、市長にも、ちょっとご相談申し上げましたが、移管先であります県開発公社の施設管理局長の今野晴雄さんという方と、副課長であります宮島さんという方にお会いいたしまして、将来に向けてのことも含めまして、今回、蛍が飛ぶ時期に夜間解放をしていただけないかということをお願いをいたしました。いろいろ話をしていた中で、とても前向きに考えましょうということで、今、蛍を育てる会の方で事業計画書を出していただくと、何か計画書みたいなのがないと開発公社の中でも話し合いができないということでしたので、出していただくということにいたしました。近日、二、三日前でしたけれども、開発公社さんの方からお電話がありまして、あす14日15時から打ち合わせをしましょうという話があります。育てる会の方と私も参加をさせていただくことになっておりますが、そこで問題なのが夜間解放時の警備の問題です。ワープ側では、夜間は1名の警備員しか、あそこはいらっしやらないんだそうです。蛍の会の警備では無理があると、一生懸命頑張りはしますけれども、無理があるということなので、私たち、すべて会員が協力は惜しみませんけれども、行政のお力をお借りしたいというのがあります。この警備につきましては、やはり夜開けますので、どういう方が見えになるかわからないというのがありますので、ぜひにご協力いただければありがたいと思っておりますが、そのことについてはいかがでございましょうか。

議長（廣瀬 満君） 産業振興部長鈴木 清君。

〔産業振興部長 鈴木 清君 登壇〕

産業振興部長（鈴木 清君） お答えします。

ご案内のとおり、ワープステーション江戸につきましては、茨城県開発公社が所有をして管理運営を行っております。夜間解放につきましては市の協力を得たいということですが、具体的な計画内容、日にちとか、どのような催しをするのか、それらをよく検討した上で、開発公社と協議をしながら行政としてやるべきこと、協力できることがありましたら協力していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

13番(安藤幸子君) ぜひにいい方向になりますように、ことしよりは来年、来年よりは再来年と、蛍の数もふやし、定着させて、来客がふえることを望みながらやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

事業計画書につきましては、産業政策課の方へ、蛍を守る会の方が、開発公社に出すのと一緒にお持ちするという話にもなっておりますので、どうぞご理解の上、お願いしたいと思います。

私は、蛍を守る会の中にも、昨年から入らせていただいておりますが、私は別の団体として一緒に協力をさせていただきながら、私たちの活動としてやらせていただいている部分がありますので、そこを少しご説明申し上げておきたいと思っております。

これは、県の主催であります環境問題を学ぶところで、エコカレッジというのが毎年行われております。その中で、CO₂の地球温暖化の問題だとかをテーマとしてやっていくんですけども、私たちは、水を問題として取り上げた5人のメンバーでやりました。地域が別々ですので、古河から龍ヶ崎、それから牛久、取手、そしてつくばみらいと、県西県南地区のメンバー5人でやりますので、なかなか日程が合わないということもあるんですけども、水がいかに大切であるか、安全な水がどんなものであるかということをお子供たちにも理解していただくこと、そして、この小さな虫が一生懸命大きくなって光を放って蛍になるんだということをお子供たちに命の大切さも含めて教えていきたいということも含めまして、私たちは活動を今しているところでございます。これも、やっぱり蛍を守る会の方だとか、自然博物館ですか、あそこの専門家の方たちに話を聞きながらやらせていただいておりますし、実を申しますと、松本議員もいらっしゃいますけれども、松本作衛先生のところのお庭を利用させていただこうということで、ご理解をいただいたんですが、松の木がありまして、松の木は防除があるということで、これは無理だよということになりましたので、裏の方にあります池を来年度に向けては一生懸命にやっていこうという話がまとまっているところでございます。

私たち5人のメンバーの中で、ただ蛍を放すのが目的ではありません。それから先、県からの指導では、どうまちづくりに、どう活性化につなげていくかということが最終目的となっておりますので、できるだけ、この最終目的に向かって頑張っていきたいというのが私たちの目的なんです。

議長(廣瀬 満君) 安藤議員、通告してある問題から外れた質問はちょっと控えていただきたい。

13番(安藤幸子君) それは違ったんですけども、今、ちょっと説明だけという形で話をさせていただきましたので、そういうことがありまして、この蛍の放流につきまして、ぜひご協力をいただきたいと思いますということがありますので、産業振興部の部長の言葉にありましたように、あした話をしてみたいと思いますので、また、その後にご協力の手続もさせていただくと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

どうも長い時間ありがとうございました。

それと、もう一つ、続きまして、挙げておりますので、助産師の育成ということでやっておりますが、昨年からことしにかけて、小児科医の不足だとか産科医の不足が大きく報じられていますが、県でも医師の数、病院の数が少なくなり、子供の数もどんどんと少なくなってきております。分娩医療機関は、以前は97から96と、減少をやはりたど

っているのが現状であります。産婦人科開業医の平均年齢も64歳以上だということで、後継者の方も産婦人科は好まないということで、閉院を余儀なくされている現状があります。ほかに、卒業後の臨床期間が2年間ふえたということがあったりとかして、大学関係病院からの産科医療の撤退に伴う産科の閉鎖が追い打ちをかけて行われております。分娩を取り扱う病院が減少している茨城県内の分娩を取り扱う病院数は、三、四年前37ありました。ところが、2006年には26と、病院から産科が撤退してしまっている現状があります。

看護師では許されない助産師ですか、助産師を養成していただくことで、地域の先ほど妊婦の問題が出ておりましたけれども、その妊婦の何ていうんでしょうかね、お医者さんにかかる回数は少なくとも、地域に助産師さんがたくさんいるということで、相談の窓口がたくさんできると。そうすると、とても安心してお産ができるということが、ことしの1月21日に日立のシビックホールでフォーラムがありましたけれども、その中の先生方からの意見が出ておりました。

助産師の育成は、地域に密着して妊婦のサポートができる大切な仕事であろうと思っております。聞きましたところ、現在、助産師の方4名で福祉センターでローテーションを組みながら妊婦の健診等に当たっていただいているということを知っておりますけれども、この方たちは嘱託で来ていただいているという話ですけれども、時に、どの程度の勤務体制で、仕事の内容としてはどれぐらいのことをなさっているのか、また、常勤で妊婦の状態を把握して相談に乗っていただける体制づくりは、そのメンバーの中でできないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 満君） 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長（鈴木 等君） 安藤議員の助産師の育成についてということでご質問にお答え申し上げたいと思います。

現在、市内には助産院が1カ所ございます。市の妊産婦の事業といたしましては、妊娠中の不安、悩みなどを軽減、解消するために、妊産婦に適切な知識の習得を目的として、マタニティ教室や、委託の助産師4名によるローテーションで、出産のメカニズム、母乳育児等の講話や、保健師による指導等を実施しているところでございます。助産師の育成につきましましては、県等の関係機関に働きかけをしていきたいと考えております。

現在、育児不安等の軽減を図るために里帰り出産等を含めまして、昨年度までは生後2カ月までの乳児がいる家庭かつ新生児訪問を希望した方に、委託の助産師と保健師が訪問を実施してまいりました。今年度からは訪問の対象の月齢を拡大いたしまして、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな育児に対する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供しております。保健師及び管理栄養士による育児の支援としてひよこ広場を実施し、保護者同士の情報交換の場を提供し、また、育児相談では、育児不安に対する心の支援を行っております。今後も妊産婦にやさしい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（廣瀬 満君） 安藤幸子君。

13番(安藤幸子君) 力強く今から当たっていくというお話ですので、安心しておりますが、このつくばみらい市に大型の病院ができるのもまだはるかかなたにあるような気がいたします。そういう中にありまして、例えばさっきお話の中にもありましたけれども、つい最近の話です。里帰りして、病院に行ってお産の手続をしようと思ったら、その病院で生まれた人でないところでは受け付けませんということで、はねられたという話もあります。今はそういう時代になってきています。そしてもう一つには、逆子のお子さんがレントゲン写真で出たと。そうしたときに、それはうちでは診れませんからよそに行ってくださいと言って断った産婦人科があるという話をして、どこへ行けばいいのという話がありました。そして、その方は筑波大に行ったとかという話でしたけれども、やはりそういう、私たちのころから、まだ今でもそうだと思いますが、助産師さんがしっかりして定着しているところでは、恐らくそういう方に対しては、逆子だったらこういうふうにはやればいいとか、こういう体操をなさいという形で、もとに戻すことができる体操があるわけですね。そういうこともきちんとやっていくシステムづくりが必要であろうと思いますので、できましたらば表示、今、助産師さんがいるという話もあまり聞きません。看護師さんがたくさんいるのはわかっておりますが、あまり見たって聞いておりませんので、できましたらば、先ほどの妊娠初期の表示のように、ここにこうしてありますというようなことをしっかり明示して、皆さんが安心して家庭、家族構成をつくり、若いお母さんたちが一生懸命に子育てができ、そして少子化が防げていけるような市になっていくことを私は望んでおります。ですから、ぜひそういう表示をきちんとやっていただきたいと思います。もう一度そこだけお返事いただけませんかでしょうか。

議長(廣瀬 満君) 保健福祉部長鈴木 等君。

〔保健福祉部長 鈴木 等君 登壇〕

保健福祉部長(鈴木 等君) ただいまの質問でございますけれども、嘱託の助産師ですので、毎日勤務ということにはなっておりませんので、ローテーションでやっておりますが、保健師が在庁している日等につきましては、保健センター等に掲示をしたりしてお知らせをしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(廣瀬 満君) 安藤幸子君。

13番(安藤幸子君) できましたら、嘱託だけではなくて常勤の方を一人、二人、置いていただいて、常にそこへ来れば教えていただける、安心して相談ができるという場所をつくっていただくことも肝要ではないかと、私はそういうふうに思っておりますので、もっとよくご相談の上、ぜひにそういうことをやっていただけることを望み、PRをして、確実に子供たちがふえていく体制づくりにつながりますようお願いをいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(廣瀬 満君) ここで暫時休憩します。

1時から再開します。

午前11時57分休憩

午後1時02分開議

議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
18番海老原 弘君、出席です。

-
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）
 - 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）
 - 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）
 - 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）
 - 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第54号 市道路線の変更について
 - 議案第55号 取手地方広域下水道組合同約の変更について
 - 議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（廣瀬 満君） 日程第2、議案第47号から議案第50号及び議案第52号から議案第58号まで、11案件を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております11案件のうち議案第47号から議案第50号までについて委員会付託を省略し、先議したい思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第50号までについては委員会付託を省略し先議することに決しました。

討論・採決

議長（廣瀬 満君） 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号について採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。よって、議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

15番古川よし枝君。

〔15番 古川よし枝君 登壇〕

15番（古川よし枝君） 議案第48号、専決第3号 つくばみらい市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、2007年の地方税法改正に伴う改正です。

一つは、主なものは上場株式等の配当、譲渡益課税に対する優遇措置の延長、二つ目は、住宅のバリアフリー改修に対する固定資産税の減額制度の創設や、それから、信託法制定に伴う受託者課税などの整備、それから、非課税など、特別措置の見直しなどが主なものです。私は、この地方税法改正に反対する立場から条例改正に反対をするものです。

反対の理由とするものは、株式等の配当譲渡益の軽減税率の延長をすることにあります。上場株式の配当譲渡金は本則税率は20%のところ、2003年から軽減税率10%とされています。今回、期限を1年延長するとしています。配当は2009年3月31日、譲渡益は2008年12月31日まで延長されます。これらの軽減策は、個人資産を貯蓄から投資へと誘導し、株式市場の低迷や金融機関の不良債権問題に対応するとして5年間の時限措置として導入されました。昨年の政府税調答申では、現在の経済状況は大幅に改善しているとして、この期限が来たら廃止というふうになっていましたが、日本経団連からの働きかけなどを受けて、今回改正に一変されました。実際、この優遇税制は一握りの富裕層に減税の恩恵を集中する金持ち減税となっており、私は直ちに撤廃すべきという考えです。よって、今回の税条例の一部改正には反対をいたします。

議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから、議案第48号について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号について採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第49号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 議案第50号について反対の討論をいたします。

この議案は、国保税額の最高限度額を53万円から56万円に変更するものです。私は、税は収入に応じて支払う累進課税が基本とすべきと考えていますので、高額所得者が高額の負担を負うことに異論を挟むものではありません。しかし、今回の議案が専決処分事項として提出されたことについては納得できません。

国保税の限度額は、限度額超過世帯が全世帯の5%を超えないように見直しが行われてきました。厚生労働省は07年度の限度額の超過世帯割合が、今のままだと5.4%になると、5%を下回るには3万円の引き上げが必要だということで、地方税法の改正がことし3月に行われたわけです。この3万円の引き上げというのは、93年の4万円の引き上げに続く高い引き上げ額です。しかし、国保税額の最高限度額をどこに設定するかというのは、地方自治体の判断によって決められるものです。つくばみらい市の最高限度額の割合は18年度末では4.5%です。ことし老年者控除の廃止等で前年と同所得でも国保税額が引き上がりますけれども、それでも、私は、多分5%を超えないのではないかと考えています。したがって、3万円の引き上げがつくばみらい市にとって妥当かどうか、私は、議会での議論の場が必要だったと思います。

しかし、専決処分はその議会の議論の場を奪ってしまいました。議会運営委員会でも、執行部は、専決処分にしなくても、議案として出して議会の審議を受けても、今年度の国保税の額の通知には何ら問題はないと答えています。3万円の引き上げが妥当かどうかという点でも疑問が残る中で、議会での判断の場を奪う専決処分の議案については、私は納得できません。よって、反対をいたします。

議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号について採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

議案第52号～議案第55号及び議案第57号、議案第58号について各委員会付託

議長（廣瀬 満君） 日程第3、議案第52号から議案第55号及び議案第57号、議案第58号について各委員会付託を行います。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ、その所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

なお、議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）については、各委員会において所管部分の審議を行うことといたします。

選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

議長（廣瀬 満君） 日程第4、選挙第8号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

平成19年4月22日に行われた統一自治体選挙等により、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じることになりました。これに伴って、同年5月10日付で茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示されました。

候補者の推せん届出の受付を行った結果、市議会議員から選出された広域連合議会議員の推せん候補者が、選挙すべき人員6人を上回ったため、県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会の選挙における投票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第31条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

ここでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第31条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することと決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は29人であります。

候補者名簿を配付させます。

〔候補者名簿の配付〕

議長（廣瀬 満君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 配付漏れなしと認めます。
投票用紙を配付させます。

〔投票用紙の配付〕

議長（廣瀬 満君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

〔投票箱の点検〕

議長（廣瀬 満君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。お手元に配付いたしました候補者名簿をもとに、投票用紙に候補者1人の氏名のみを記入願います。

点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局副参事（井波 進君） それでは点呼します。

高 木 寛 房 君
鴻 巣 早 苗 君
染 谷 礼 子 君
中 山 栄 一 君
倉 持 悦 典 君
飯 泉 静 男 君
堤 實 君
福 嶋 克 良 君
岡 田 伊 生 君
古 舘 千 恵 子 君
直 井 誠 巳 君
横 張 光 男 君
安 藤 幸 子 君
松 本 和 男 君
古 川 よし 枝 君
飯 野 喬 一 君
大 好 光 君
海老原 弘 君
富 山 和 夫 君
山 崎 貞 美 君
廣 瀬 満 君
今 川 英 明 君
豊 島 葵 君
細 田 忠 夫 君
倉 持 眞 孜 君

川 上 文 子 君
中 山 平 君
神 立 精 之 君
市 川 忠 夫 君

議長（廣瀬 満君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（廣瀬 満君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に17番大好 光君、18番海老原 弘君、19番富山和夫君を指名します。

よって、3議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

議長（廣瀬 満君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数29票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票数28票、無効投票数1票。

伊 藤 充 朗 候補 1票

久保谷 孝 夫 候補 3票

中 庭 次 男 候補 11票

折 本 明 候補 13票

以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定に基づき、直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙選挙長へ報告いたします。

散会の宣告

議長（廣瀬 満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月18日午後1時から開きます。

なお、討論を行う場合は、15日の正午までに通告願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時28分散会

第 4 号

[6 月 18 日]

平成19年第2回
つくばみらい市議会定例会会議録 第4号

平成19年6月18日 午後1時02分開議

1. 出席議員

1番	高木寛房君	16番	飯野喬一君
2番	鴻巣早苗君	17番	大好光君
3番	染谷礼子君	18番	海老原弘君
4番	中山栄一君	19番	富山和夫君
5番	倉持悦典君	20番	山崎貞美君
6番	飯泉静男君	21番	廣瀬満君
7番	堤 實君	22番	今川英明君
8番	福島克良君	23番	豊島 葵君
9番	岡田伊生君	24番	細田忠夫君
10番	古舘千恵子君	25番	倉持眞孜君
11番	直井誠巳君	26番	川上文子君
12番	横張光男君	27番	中山 平君
13番	安藤幸子君	29番	神立精之君
14番	松本和男君	30番	市川忠夫君
15番	古川よし枝君	32番	野田正男君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により案件説明のため出席を求めた者

市		長	飯島善君
副	市	長	小林弘文君
教	育	長	豊嶋隆一君
総	務 部	長	海老原茂君
市	民 部	長	渡辺勝美君
保	健 福 祉 部	長	鈴木 等君
産	業 振 興 部	長	鈴木 清君
都	市 建 設 部	長	青木 秀君
教	育 次	長	倉持政永君
会	計 管 理 者		豊島 久君
秘	書 広 聴 課	長	森 勝巳君
参	事 兼 企 画 政 策 課	長	中川 修君
総	務 課	長	湯元茂男君
財	政 課	長	秋田信博君

水道課長 間根山 知己 君
農業委員会事務局長 猪瀬 重夫 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 古谷 安史 君
議会事務局副参事 井波 進 君
書記 亀田 和義 君

1. 議事日程

議事日程第4号

平成19年6月18日(月曜日)

午後1時02分開議

- 日程第1 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第54号 市道路線の変更について
議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書
- 追加日程第1 発議第5号 コミュニティバス運行の変更を求める決議
追加日程第2 発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査の件
日程第3 閉会中の継続調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第54号 市道路線の変更について
議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更について
議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算(第1号)
議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算(第1号)
議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を
求める請願書

追加日程第1 発議第5号 コミュニティバス運行の変更を求める決議

追加日程第2 発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実
現を求める意見書

日程第2 閉会中の継続審査の件

日程第3 閉会中の継続調査の件

午後1時02分開議

開議の宣告

議長（廣瀬 満君） ただいまの出席議員は30名です。全員出席です。定足数に達して
おりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の書記に議会事務局長、事務局主幹、議案説明のため市長、副市長、教育長、
各部長、次長、会計管理者、各関係課長及び局長が出席です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例

議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第54号 市道路線の変更について

議案第55号 取手地方広域下水道組合理約の変更について

議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）

議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願
書

議長（廣瀬 満君） 日程第1、議案第52号から議案第58号までの7案件及び請願第1
号を一括して議題といたします。

これより委員長報告に入ります。

去る6月13日の本会議において各委員会に付託された議案の審査経過と結果について、
各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長横張光男君。

〔総務常任委員長 横張光男君 登壇〕

総務常任委員長（横張光男君） それでは、総務常任委員会に付託をされました議案に
つきましては、議案第52号でありますけれども、議案第56号の平成19年度一般会計補正予
算（第1号）につきましては、所管事項のみの審議でございましたので、その審査の経過
と結果をご報告申し上げます。

総務委員会を去る6月14日午前10時より開催いたしました。総務常任委員全員出席と、

執行部より、副市長、総務部長外、関係課長等が出席されました。

まず、付託されました議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を求め、人事課長より説明され、これらにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことによるものであるとの説明でございました。

直ちに審議に入りましたところ、審議の結果、全員異議なく、原案に賛成すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）の総務常任委員会の所管事項の説明を受けまして審議に入りました。

質疑の主なものといたしましては、まず、総務費の一般管理費の委託料60万円で計上されておりますけれども、これらにつきましては、年間契約をしております顧問弁護士委託料との違い、どこまでが顧問弁護士委託料であるのかとの質問もあり、顧問弁護士委託料等については、訴訟になるまでの相談、打ち合わせ等までが顧問弁護士委託料であって、訴訟については別件であるということで、今回60万円の補正をしたという内容でございました。

さらに、また、備品購入費の中で自動体外式除細動器についての質問もございまして、これらにつきましては、当初リース契約をしようとしたところ寄附があったことから、全部で10台分を庁舎に配置し、補正するものであると、総務所管については2台であるということで、寄附に伴う歳入を受け入れ、歳出で計上したという内容でございます。その他、質疑がありましたけれども、以上で議案第56号の一般会計補正予算（第1号）の審議は終了いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果であります。なお、議員各位には、委員会決定にご賛同をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げまして委員長報告といたします。

よろしくお願いたします。

議長（廣瀬 満君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長山崎貞美君。

〔教育民生常任委員長 山崎貞美君 登壇〕

教育民生常任委員長（山崎貞美君） 教育民生常任委員会に付託されました議案2件及び請願1件につきましては、その審査の経過並びに結果についてご報告をいたします。

去る6月14日に委員会を開催し、審査をいたしました。

まず、執行部から、議案内容について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法の一部を改正する法律により、平成20年4月1日から70歳以上の一部負担金の割合が1割から2割に変更されることに伴い、高齢受給者証を1年間有効なものとして交付するため条例の一部を改正するものであります。

審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ7万円を追加補正するものであります。

審議の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）の本委員会所管事項は、保健福祉部関係及び教育委員会関係についての補正であります。

執行部から関係部分について説明を求め、その後、各委員から質疑、意見を求める形で実施をいたしました。

委員から、自動体外式除細動器、AEDについての寄附の経緯及び利用についての質問が出され、執行部から、日本コカ・コーラ（株）からの10台の寄附を受けた、今後職員を対象に講習会を開催していく旨の説明がされました。これに対し、広く市民にも講習会を開催し、いつでも利用できるよう周知すべきとの要望がされました。

また、委員から、認定こども園についての疑問点について質問が出され、執行部から、事業者側から聞き取った概要の説明がされた。園庭が狭いことに関しては、運動会等の場合には他の施設を利用していく、駐車場については来客用のもので職員は利用しない、料金設定については、今後とも市の指導をもとに決めていきたい。また、執行部から、公立で実施した場合と私立で実施した場合の比較の説明がされ、活発な意見交換が行われました。

なお、全員協議会でも、新聞報道等が先行したことにより、議会の説明をもっと早め、そして、密にしてほしいとの意見が出されました。中には、議会軽視ではないかとの声もございました。

次に、請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書について審査をしました。

この請願は、茨城県社会保障推進協議会から古川よし枝議員の紹介により提出されたものであります。

内容は、安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師、看護師の不足数、労働実態を緊急に調査し、養成数を抜本的にふやすとともに、地域への定着のための施策を進めること。そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的、制度的な整備、診療報酬その他の財政措置を行うことについて、政府に対して意見書を提出するものであります。

委員からは、医師、看護師等の実態に関するアンケート調査結果などの意見が出されました。また、それらに対し、診療報酬については、市民の負担がふえる可能性があるので慎重に審議すべきなど、活発な意見交換がなされました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、この決定に対し、いろいろと執行部に対して不満もございましたが、議員各位のご賛同をお願いして報告を終わります。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

次に、経済常任委員長今川英明君。

〔経済常任委員長 今川英明君 登壇〕

経済常任委員長（今川英明君） 経済常任委員会に付託されました議案4件について、その審査の経過並びに結果をご報告いたします。

当委員会は、去る6月15日、副市長初め、関係部長の出席のもと審議をいたしました。

議案第54号 市道路線の変更についてでありますけれども、これは、茨城ゴルフ場内の市道が路線変更ということでありまして、条例についての質問がありましたが、問題ない旨の答弁で、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更についてですが、これは、取手市の議会において、この組合の議員として選挙されていた者は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法第6号）附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するとされる同法第7条第1項の規定により取手市の議会議員として在任する間、この組合の議員として在任するものとする。この場合において、この規約の施行の際に取手市議会議員の数がこの規約による改正後の取手地方広域下水道組合規約第5条第1号に規定する取手市の議員の定数を超えるときは、同号の規定にかかわらず、当該取手市議員の数をもって取手市の議員定数とし、取手市選出議員に欠員が生じ、または、取手市選出議員がすべてなくなったときには、これに応じて、その定数を同号の規定による定数に至るまで減少するものということで、取手市議会議員の定数が減りましたので、その分「12人」が「10人」ということで減っております。そして、全体の数も「9人」が「7人」ということでなっております。

この件につきましても、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出それぞれ14億2,620万7,000円とするもので、公共枮の取り出し工事ですね。小絹地区におきまして、1カ所につき10万円から15万円の工事費の補正で、質疑応答が交わされまして、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）で、経済常任委員会の所管部分についてであります。

議案第56号 - 8で5款の7項、10項の負担金16万6,000であります。この件は農地・水・環境保全向上対策支援負担金並びに推進負担金で、質疑の中で、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで、今回つくばみらい市筒戸地区が対象になったということであります。

続いて、議案第56号 - 6、16款の2項1目の不動産売払収入で668万3,000円、これは谷井田地先の市有地230.4平米の売却をしたものであります。

次に、議案第56号 - 8の款7、4項の下水道費2,000万円、これはパイプライン施設の移設工事ということで野田牛久線の排水路の整備に伴うものですが、活発な質疑応答がありました。

次に、付託された請願第2号 強風による休耕地からの土砂・粉塵対策についての請願書ですが、これにつきましては、委員から請願の内容にある小張地区だけではなく、対象

地がほかにもあるのではないかというような意見が出されました。

審査の結果、全会一致で継続審査にしまして、議長に継続審査を申し出たところであります。調査研究ができるだけ早く結果が出るように、当委員会としても努力をいたしてまいる所存であります。

以上、申し上げました本委員会に付託されました案件に関しまして、議員各員のご賛同をお願い申し上げまして委員長報告にいたします。

議長（廣瀬 満君） 経済常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

各委員長の報告及び質疑が終わりました。

討論・採決

議長（廣瀬 満君） これから討論、採決に入ります。

それでは、議案第52号 つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

26番川上文子君。

〔26番 川上文子君 登壇〕

26番（川上文子君） 議案第53号 つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、昨年6月14日に成立をいたしました医療制度改革関連2法に基づく改定です。この医療制度改革関連2法の中では、高齢者の患者への負担増をはじめとして、国民にさらなる痛みを押しつける医療改悪が目白押しでした。70歳から74歳の患者負担を現行の1割から2割に引き上げる、70歳以上の療養病床入院患者の食費や居住費の負担増など、医療を最も必要とする高齢者、重症患者への情け容赦ない負担増が盛り込まれています。入院患者の追い出しにつながる療養病床、現在38万床を23万床削減をするという中

身、それから、高齢者への差別医療の危険性を持つ75歳以上の後期高齢者医療制度の創設、保険がきく診療と保険がきかない診療を組み合わせる混合診療の拡大など、まさに日本の医療制度を根本から変質させる内容が目白押しでした。

この医療制度改革関連2法は、民主党、日本共産党、社民党、国民新党が、いずれも反対をいたしましたけれども、自民党、公明党の賛成によって、昨年6月成立をいたしました。この成立に基づいて、昨年10月に現役並み世帯の所得の75歳以上の高齢者の保険料が2割から3割へと負担がふやされ、療養病床に入院する75歳以上の高齢者の食費、居住費の一部負担増が行われ、混合診療の拡大が行われました。そして続いて、来年4月、今回条例改定が出されておりますけれども、6歳までの子供の医療費保険者の自己負担を2割にするというものと同時に、70歳から75歳の一部負担の割合を1割から2割にするという形になります。同時に、来年4月から、75歳以上の後期高齢者医療制度の創設が行われまして、さらに、65歳以上の老齢年金から国民健康保険税を特別徴収、つまり、年金天引きをするという改定が行われます。さらに、08年、来年10月には、政管健保の公法人化、そして、介護療養型医療施設は2012年3月31日をもって廃止という方向で次々と改悪が進められます。

この関連2法は、傷病手当と出産手当金の額を賃金の3分の2相当額に改定する、また、今回出されていますように、6歳までの子供たちの被保険者の自己負担が3割から2割に減額されるという部分がありますけれども、わずかなあめを片側に置きながら、大変な高齢者の負担増を生み出し、日本の医療制度の根本を崩していく中身であり、本条例の改定に私は反対をいたします。

議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。
これから議案第53号について採決します。この採決は、起立によって行います。
原案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道路線の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。
これから議案第54号について採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は原案可決であります。
お諮りします。
本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 取手地方広域下水道組合規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成19年度つくばみらい市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成19年度つくばみらい市老人保健特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成19年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書について討論を行います。

通告がありますので、まず、原案に対し、反対の方の発言を許します。

22番今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

22番（今川英明君） 請願第1号に反対の立場から討論を行います。

医療改革制度が行われている中、この医療費は年々上昇を続けており、国民の医療費負担は限界に達しつつあります。このような状況にもかかわらず、医師や看護師を一方的にふやすという要求は無責任であると思います。このことは医療費の一層の高騰を招き、ひいては保険料をはじめ、国民負担の増大につながるものであります。

地域による小児科、産婦人科医師不足は、確かに深刻な状況であります。したがって、政府の医師不足地域に対して、国レベルで緊急に医師を派遣するシステム整備などを盛り込んだ緊急医師確保対策を政府の骨太の方針に入れ、来年度予算に反映させる取り組みが今なされております。今後の対策として、勤務医の交代勤務制度など、超過労働を解消する環境を整える。また、院内に保育所を整備し、女性医師が働きやすい職場環境づくりを進める。さらには、離職をした女性医師の復職支援を促進する。ほかにも、都市部に集中する研修医を地域に誘導する定員の見直し、そして、出産事故に備えた保証制度の早期実現、医学部の定数増、地域枠の拡充など、さらには、ドクターヘリの全国的配備の早期実現など、医師不足の解消に取り組んでいます。動向を見守る必要もあると思います。

また、請願事項に診療報酬の財政措置を求めています。これは、先ほど申し上げました保険料の値上げに通じると思います。そういったもろもろの要因を含めますので、この件に関しましては反対といたします。

以上です。

議長（廣瀬 満君） 次に、原案に対し、賛成の方の発言を許します。

30番市川忠夫君。

〔30番 市川忠夫君 登壇〕

30番（市川忠夫君） 請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書に対して、賛成の立場から討論を行います。

6月17日の茨城新聞の茨城論壇に土浦協同病院の院長の藤原秀臣先生が、次のように書いております。これを紹介してみたいと思います。

医療が本来あるべき姿を喪失し、医療現場が混乱をし、疲弊している状況を端的に示す医療崩壊という言葉が最近よく聞かれます。医療崩壊とは、一つとして、医療職員の不足、

医師不足、産科、小児科医の不足、医師偏在、都市集中型ですね。看護師不足。二つとして、医療職員の過重労働、勤務医、看護師の労働負担。3として、緊急医療の混乱、緊急患者受け入れ困難。4番目として、医療事故訴訟の増加、医療不信。5番として、病院の経営困難、診療報酬体系の不備、不採算医療など、これらが引き金となり悪循環を形成し、医療の将来の展望が見えなくなっている状況のこと、日ごろ医療現場で直面していることのほんの一部を紹介をしてみました。

また、日本共産党の国会議員団が、全国の病院に対してアンケート調査をした結果が、3月19日に出ました。47全都道府県の724病院から回答が寄せられました。病院の運営、経営で一番苦しい点については、看護師不足が69.1%、医師不足が68.5%で、続いて、経営赤字が43.1%、施設の整備32.5%、患者の確保が27.5%、安全、安心の医療対策が22.9%となっている。複数回答も、以下同じようでございます。経営困難のトップにあげられた看護師不足問題で、この解決のために国や自治体が力を入れるべき対策としては、医療報酬の引き上げが59.1%に上った。続いて、看護学校の定員増など養成対策の強化が50.0%、子育て中の看護師が働きやすい労働条件、施設整備が42.5%、潜在看護師の再就職支援が31.9%でありました。ここでも明らかなように、医療の現場は、もはや限界であり、安全でゆきとどいた医療の上からも人員増は緊急の課題であります。住民への影響も深刻になっております。

医師の確保対策に関しましては、平成18年11月16日に全国市長会として政府に医療の確保対策に関する緊急要望を出したことは承知しております。要望事項として2点出しております。その一つが、産科、小児科をはじめ、地域において不足をする診療科について、医師確保のため緊急的な措置を講じること。2点目に、都道府県域を超えた医師偏在の整備や医療派遣制度の確立を図ること。この要望については、我が市の飯島市長もその一人となっているものであります。

今般、地域医療崩壊の危機的状況打開のために、この請願書に大賛成であります。つくばみらい市議会として緊急要望を政府に提出することが、議員としての役目であると思っております。

以上申し上げまして、賛成の討論といたします。以上です。

議長（廣瀬 満君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから請願第1号について採決します。この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（廣瀬 満君） 起立多数です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩します。

午後1時40分休憩

午後2時00分開議

議長（廣瀬 満君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま、今川英明君外2人から、発議第5号 コミュニティバス運行の変更を求める決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第5号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

議事日程表を事務局より配付させます。

〔議事日程表配付〕

発議第5号 コミュニティバス運行の変更を求める決議

議長（廣瀬 満君） 追加日程第1、発議第5号 コミュニティバス運行の変更を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今川英明君。

〔22番 今川英明君 登壇〕

22番（今川英明君）

コミュニティバス運行の変更を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年6月18日提出

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満 様

提出者 つくばみらい市議会議員 今川英明

賛成者 つくばみらい市議会議員 横張光男

賛成者 つくばみらい市議会議員 山崎貞美

内容でありますけれども、

コミュニティバス運行の変更を求める決議

市町村合併当時からコミュニティバス事業については、市民を初め大いに期待をしていたところです。

先日、平成19年6月11日の全員協議会において、市担当部局からコミュニティバス運行計画について説明がなされました。この計画によると運行バス2台により1日4コースを4便運行する計画で、9月1日から開始するとの説明がありました。

このことについて、4コースともみらい平駅を中心にしたことでロスが多く、全く拾えないところが出ることや福祉バスは当面は存続すると方針変更がされましたが、しかし、

福祉バスが廃止になれば全く足がなくなる人が出てしまうこと。また、要求の強い谷和原地区からきらくやまふれあいの丘へ行きたい人の要求が満たされないなどの理由により、ルートの変更を図られるよう要望する。

平成19年6月18日

つくばみらい市議会

つくばみらい市長 飯島 善 様

以上です。

議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第5号について採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 全員挙手です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程追加

議長（廣瀬 満君） お諮りします。

ただいま、山崎貞美君外1人から、発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、この際、発議第6号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決しました。

議事日程表を事務局より配付させます。

〔議事日程表配付〕

発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書

議長（廣瀬 満君） 追加日程第2、発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山崎貞美君。

〔20番 山崎貞美君 登壇〕

20番（山崎貞美君） 先ほど、この案件につきましては賛成多数で採択をいただきました。

発議第6号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成19年6月18日提出

つくばみらい市議会議長 廣瀬 満 殿

提出者 つくばみらい市議会議員 山崎 貞美

賛成者 つくばみらい市議会議員 古舘千恵子

提案理由。現在、医師不足は地方、都市部を問わず深刻な問題となっており、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。医師不足により医療の現場では過酷な勤務実態がもたらされ、医療事故を誘発する一因ともなっており、医師、看護師を大幅にふやし、安全でゆきとどいた医療を実現することは、国民的な緊急課題であります。

こうした趣旨から、1、安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師、看護師の不足数、労働実態を緊急調査し、養成数を抜本的にふやすとともに、地域への定着のための施策を進めること。2、そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的、制度的な整備、診療報酬、その他での財政措置を行うことの2項目について、別紙意見書を内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣、財務大臣あてに提出するものであります。

以上であります。

議長（廣瀬 満君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第6号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。よって、発議第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） これで討論を終わります。

これから発議第6号について採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（廣瀬 満君） 挙手多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

議長（廣瀬 満君） 日程第2、閉会中の継続審査の件を議題とします。

経済常任委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会中の継続調査の件

議長（廣瀬 満君） 日程第3、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、次回定例会の議会運営について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報特別委員長から、委員会条例第36条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、議会の広報発行について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 満君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉

会中の継続調査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長（廣瀬 満君） 以上で、今定例会に付議された事件は全部終了しました。
これで会議を閉じます。
平成19年第2回つくばみらい市議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでした。

午後2時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

平成19年6月18日

つくばみらい市議会議長 廣 瀬 満

つくばみらい市議会議員 飯 野 喬 一

つくばみらい市議会議員 大 好 光